

健康横浜21推進会議
令和8年度第1回 歯科口腔保健推進検討部会 委員名簿

令和8年7月8日現在

(敬称略・五十音順)

	氏名	職名	健康横浜21 推進会議 委員	健康横浜21 推進会議 臨時委員
1	池島 秀明	一般社団法人横浜市医師会 常任理事		○
2	石井 泰彦	一般社団法人横浜市薬剤師会 常務理事		○
3	石黒 梓	鶴見大学短期大学部歯科衛生科 講師		○
4	板山 重樹	横浜市駒岡地域ケアプラザ 所長		○
5	久保 進	横浜市保健活動推進委員会 会長	○	
6	小杉 禎久	一般社団法人横浜市歯科医師会 専務理事	○	
7	下山 郁子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 代表幹事 (横浜重心グループ連絡会～ばざばネット～会長)		○
8	鈴木 裕子	国士館大学文学部教育学科 教授(横浜市学校保健審議会委員)		○
9	高橋 明裕	神奈川県産業保健総合支援センター 副所長		○
10	二宮 威重	一般社団法人横浜市歯科医師会 常務理事		○
11	藤田 淳志	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 理事		○
12	山田 恵子	公益社団法人神奈川県栄養士会 理事	○	
13	山本 龍生	神奈川歯科大学 副学長 大学院歯学研究科長 歯学部 社会歯科学系 社会歯科学講座 口腔衛生分野 教授		○
14	米山 かおる	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長	○	

「第3期健康横浜 21」主要な健康課題（中間目標）ごとのロジックモデル歯科関連項目改定について

1 要旨

第3期健康横浜 21 におけるアウトプット／アクティビティ指標は、数多くある取組の中から、代表的で確実に数値が把握できる指標を設定するとともに、毎年の進捗確認を通じて、目標達成に資するアクティビティを検討・実施していきます。

今回、歯科健診及び歯・口腔項目におけるアウトプット／アクティビティ指標について、アウトカムの達成につながりやすくなるよう、指標の見直しを行います。

2 改定項目（アウトプット／アクティビティ指標）

（1）歯・口腔

ア 歯周病予防推進事業に関する指標

（変更前）歯周病予防推進事業参加人数

（変更後）働き・子育て世代：歯周病予防推進事業※1 参加人数

障害児・者：障害児・者の歯科口腔保健推進事業※2 参加人数

イ 乳幼児・学齢期の歯科保健に関する指標

（変更前）乳幼児歯科健診受診者数

（変更後）乳幼児期：乳幼児歯科健診受診者数

学齢期：横浜市学校歯科保健事業※3 実施校数

（2）歯科健診

（変更前）歯周病予防事業参加人数

（変更後）歯周病検診受診者数・歯周病予防事業参加人数

※1 歯周病予防推進事業：

ライフステージ等に応じた歯周病・むし歯予防に関する講話や口腔ケア指導を地域で実施し、歯科口腔保健の知識習得と行動変容を促す取組。

※2 障害児・者の歯科口腔保健推進事業：

障害児・者を対象に、歯周病・むし歯予防の講話や口腔ケア指導を行い、歯科口腔保健の知識習得と行動変容を促す取組（障害児者施設での口腔保健教室、啓発事業など）

※3 横浜市学校歯科保健事業：

児童生徒を対象に、学校歯科医等と連携してむし歯・歯肉炎予防の指導や歯科保健活動を実施し、学校における歯科保健の向上を図る取組（学校歯科巡回保健指導、歯みがき指導、教職員研修 など）



糖尿病の重症化の減少 1/2

資料 2

インプット

取組

アウトプット/アクティビティ指標

目標(アウトカム)

直接成果(アウトカム)指標

中間成果指標

栄養・食生活

歯・口腔

運動

喫煙

Action1
職場での健康づくり

Action5
食環境づくり

Action10
地域のつながりで行う健康づくり

Action1
職場での健康づくり

Action3
青年期からの意識啓発

Action10
地域のつながりで行う健康づくり

Action1
職場での健康づくり

Action7
健康状態の見える化と行動変容の促進

Action1
職場での健康づくり
Action6
禁煙支援・受動喫煙防止

生活習慣の改善に向けた取組
健診・相談・教室等で栄養バランスのよい食事や食生活に関する啓発
各学校の健康課題(運動、食事、休養、睡眠等)の解決に向けた取組への協力

学校、保育所等での給食等を通じて食育の実践

性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活に関する啓発
個別相談や講座等の中で栄養・食生活に関する啓発
「栄養バランスのよい食事」についてわかりやすい媒体での啓発
身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座を通じた栄養・食生活に関する啓発

性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活に関する啓発
個別相談や講座等の中で栄養・食生活に関する啓発
身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座を通じた栄養・食生活に関する啓発

学生や働き・子育て世代への栄養・食生活に関する啓発

むし歯や歯周病予防のため、適切なセルフケアをする習慣が身につくよう啓発
歯の喪失や加齢等による口腔状況の変化に応じて、適切な口腔ケアを行う習慣が身につくよう啓発
学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報の啓発
オーラルフレイルを知っている人を増やし、自ら口腔機能の維持向上に取り組めるよう啓発

むし歯、歯肉炎の予防やよく噛んで食べる等の啓発、健全な口腔機能の発達支援
子どもの生活環境や健康状態、養育者の状況を把握し、適切に養育ができるよう支援

活動量の増加及び活動の質向上の重要性について啓発
日常的に歩きたくなる仕組みの創出、きっかけづくり
座りすぎ防止や仕事/家事の合間のストレッチの普及
日常や余暇の移動手段として、自転車活用を勧奨
介護予防や社会参加に向けた取組や通いの場の創出
生活習慣病予防に対する運動の効果の普及啓発
運動の継続と習慣化を促す仕掛けづくり

スポーツイベント開催や周知
自宅でするトレーニングを推進
企業が実施する運動・スポーツ事業の支援
インクルーシブスポーツの推進

公園等での外遊びや体を動かす遊びの推奨、スクリーンタイムを減らす必要性の啓発
親子で参加できる体を動かすイベントや講座等の開催
乳幼児期の保護者に対する、子どもの成長発達と運動に関する啓発
各学校の健康課題の解決に向けた取組への協力

職場の力を活用した禁煙チャレンジの支援

禁煙にチャレンジしやすい風土づくり
生活に変化のある機会を捉えた周知・情報提供

個別栄養相談延べ人数・集団健康教育延べ人数
学生や働き・子育て世代を対象とした啓発の回数
教科等における食に関する指導の実施回数
栄養教諭が給食時間の食に関する指導に参画した回数

個別栄養相談延べ人数・集団健康教育延べ人数

リーフレット配布数
身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座の参加人数

個別栄養相談延べ人数・集団健康教育延べ人数
身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座の参加人数

学生や働き・子育て世代を対象とした啓発の回数

歯周病予防推進事業 参加人数

健康経営歯科出前講座 参加人数
オーラルフレイル予防推進事業 参加人数

乳幼児歯科健診 受診者数

よこはまウォーキングポイント利用者の平均歩数
腰痛予防動画の視聴回数
シェアサイクルの月間利用者数
元気づくりステーションの参加者数
よこはまウォーキングポイントアクティブユーザー数
よこはまウォーキングポイントスタンプイベント等参加者数
市民参加型スポーツイベント支援事業参加者数
一(R7年度取組なし)
健康経営認証事業所のよこはまウォーキングポイント参加数
インクルーシブスポーツ推進事業参加者数

『公園で遊ぼう ゆうぐで遊ぼう』リーフレット配布数
親子で参加する教室の参加者数
3歳児健診受診率
小・中学校への集団健康教育参加者数(区づくり含む)

横浜健康経営認証事業における専門職派遣「禁煙チャレンジ支援」実施事業所数
健康経営認証事業所向け「禁煙チャレンジ支援」セミナー申込事業所数
高校生・大学生・保護者・妊婦とその家族向けチラシ配布数

生活習慣の改善・意識や行動の向上
朝食を欠食する小・中学生の割合
食に関心をもち、自ら健康実践しようとしている児童の割合
朝食を欠食する若い世代(20代)の割合
主食・主菜・副菜を組み合わせた食生活の割合
1日2回以上 ほぼ毎日食べている野菜の割合
1日当たりの野菜摂取量の平均値
1日当たりの果物摂取量の平均値

適正体重を維持する者の割合
家庭で休日を過ごす習慣のある者(週に1回以上)の割合(20歳以上)
40～60代男性の肥満(BMI25以上)の者の割合
40～60代女性の肥満(BMI25以上)の者の割合
20～30代女性のやせ(BMI18.5以下)の者の割合
低栄養傾向(BMI20以下)の者の割合

「口から食べる」を維持する者の割合
40歳以上における自分の歯の割合
20歳以上における未だ乳歯を有する者の割合
50歳以上におけるなんでも噛み砕ける者の割合
80歳で20本の歯を有する者の割合
20歳以上における「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合

しっかり噛んで食後は歯みがき
中学生における歯肉に異常のある割合
12歳児でむし歯のない者の割合
3歳児でむし歯のない者の割合

日常の中で「こまめに」動く者の割合
健康のために、健康のために、意識して体を動かしたり運動したりしている市民の割合
20～64歳で1日の歩数が8,000歩以上の人の割合
65歳以上で1日の歩数が6,000歩以上の人の割合
座ったり寝転がったりして過ごす時間が長い人の割合

定期的に「しっかり」運動する者の割合
20～64歳で1回30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合
65歳以上の1回30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合

体を動かすことを楽しむ者の割合
週3回以上、授業以外に運動やスポーツをする子どもの割合
運動やスポーツをすることが好きな子どもの割合

禁煙チャレンジ
喫煙者のうちタバコを今すぐやめたい人の割合
20歳以上の喫煙率

働き・子育て世代：歯周病予防推進事業参加人数
障害児・者：障害児・者の歯科口腔保健推進事業参加人数

乳幼児期：乳幼児歯科健診受診者数
学齢期：横浜市学校歯科保健事業実施校数

HbA1c8.0%以上の人の割合の減少



喫煙・受動喫煙の減少



歯周病の予防と改善

インプット

取組

アウトプット/アクティビティ指標

働き・子育て世代：歯周病予防推進事業
参加人数
障害児・者：障害児・者の歯科口腔保健
推進事業参加人数

成果(ア)

乳幼児期：乳幼児歯科健診受診者数
学齢期：横浜市学校歯科保健事業実
施校数

歯
口
腔

Action1
職場での健康づくり

Action3
青年期からの意識啓発

Action10
地域のつながりで行う
健康づくり

むし歯や歯周病予防のため、
適切なセルフケアをする習慣が身に付くよう啓発
歯の喪失や加齢等による口腔状況の変化に応じて、
適切な口腔ケアを行う習慣が身に付くよう啓発
学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、
各世代に応じた必要な情報の啓発
オーラルフレイルを知っている人を増やし、
自ら口腔機能の維持向上に取り組めるよう啓発

むし歯、歯肉炎の予防やよく噛んで食べる等の啓発、
健全な口腔機能の発達支援
子どもの生活環境や健康状態、養育者の状況を把握し、
適切に養育ができるよう支援

歯周病予防推進事業 参加人数

健康経営歯科出前講座 参加人数

オーラルフレイル予防推進事業 参加人数

乳幼児歯科健診 受診者数

生活習慣の改善・意識や行動の変

「口から
食べる」
を維持
する

40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合
20歳以上における未処置歯の割合
50歳以上におけるなんでも食べることができる者の割合
80歳以上における自分の歯を有する者の割合
20歳以上における「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合

しっかり噛んで
食後は歯みがき

中学生における歯肉に異常のある者の割合
12歳児でむし歯のない者の割合
3歳児でむし歯のない者の割合
3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合

歯周病の予防
と改善

喫
煙

Action1
職場での健康づくり

Action3
青年期からの意識啓発

Action6
禁煙支援・受動喫煙防
止

職場の力を活用した禁煙チャレンジの支援

禁煙にチャレンジしやすい風土づくり

生活に変化のある機会を捉えた周知・情報提供

20歳未満への喫煙防止教育

20歳未満と同居する人への禁煙支援

受動喫煙による健康被害の啓発

横浜健康経営認証事業における専門職派遣
「禁煙チャレンジ支援」実施事業所数
健康経営認証事業所向け「禁煙チャレンジ支援」
セミナー申込事業所数
高校生・大学生・保護者・妊婦と
その家族向けチラシ配布数

小・中・高・大学への喫煙防止教育の参加人数

未成年の保護者及び妊婦と
その家族への禁煙啓発の実施回数

受動喫煙による健康被害に関する事業 実施回数

禁煙チャレンジ

喫煙者のうちタバコを
いますぐやめたい人の割合
20歳以上の喫煙率

タバコの害を学ぶ・吸い始
めない

20代の
20歳未満と同居

歯周病検診受診者数
歯周病予防事業参加人数

歯
科
健
診

Action1
職場での健康づくり

入手しやすい方法で、歯や口腔の健康に関する情報を啓発

学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、
各世代に応じた必要な情報の啓発

歯科疾患と生活習慣病をはじめとした全身疾患との関係性の啓発

「歯周病予防推進事業」参加人数

「健康経営歯科出前講座」参加人数

「糖尿病等の重症化予防事業」集団支援の参加人数

糖
尿
病
等
の
疾
患

Action8
糖尿病等の重症化予防
Action9
健康格差を広げない
ための取組

治療継続や重症化予防の生活習慣改善の個別・集団指導

正しい知識の普及啓発、妊娠糖尿病や合併症予防啓発

経済面含め様々な状況にある人へ健診・受診勧奨・健康相談実施

慢性疾患を有する人が安全安心に身体活動を行えるよう啓発

「糖尿病等の重症化予防事業」
個別支援延べ実施者数・集団支援の延べ参加者数
糖尿病予防の啓発人数

「生保受給者等健康支援事業」
健診受診勧奨受者数・保健指導者数

「糖尿病等の重症化予防事業」個別支援・集団支援の延べ参加者数

定期的に
歯のチェッ
ク

20代～60代における過去1年間に
歯科健診を受けた者の割合
妊婦歯科健康診査受診率

検査結果に
応じた生活
習慣の改善・
早期受診・
治療継続

HbA1cの名称と意味を知っている人の割合
糖尿病と診断された人の治療継続者の割合

40歳以上にお
ける歯周炎を
有する者の
割合の減少

職
場
の
環
境

Action1
職場での健康づくり

横浜健康経営認証制度を活用して、健康経営について啓発
小規模の事業所も従業員の健康づくりに取り組みやすくなる
健康づくりの情報発信やコンテンツ提供
民間企業等と連携した市内事業所向けの
健康講座(運動、食生活、歯科等)の実施

健康経営概念の普及等のセミナー開催回数
働き世代向け健康づくり啓発媒体
(睡眠・飲酒・ストレス対処)掲載HP閲覧数
横浜健康経営認証事業における専門職派遣実施総数

環境の改善

・健康経営に取り組む
事業所を増やす
・健康経営の取組により
従業員の健康状態が改善した
と感じる事業所を増やす

横浜健康経営認証
新規認証事業所数(累計)
健康状態の改善を感じている
横浜健康経営認証クラスAA、AAA
認証事業所の割合

横浜市歯科口腔保健推進計画に基づく主な取組（横浜市）

No	対象・対象イメージ	担当局・課	令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画 （令和7年度からの変更点は下線）
1	妊娠期	こども青少年局地域子育て支援課	母子健康手帳交付時の面接や、妊婦への個別相談、初めて親となる養育者を対象にした健康教育等で、妊娠中の口腔ケアの重要性や、家族の歯と口腔の健康づくりに関心が持てるよう、正しい知識の普及啓発。妊婦歯科健康診査の周知のためのバマトコの活用。妊婦歯科健康診査の質の向上を図るために結果票を改訂。	母子健康手帳交付時の面接（令和7年出生数：21,831人）や、妊婦への個別相談（令和7年度妊婦歯科相談実績：37人）、初めて親となる養育者を対象にした健康教育等（令和7年度両親教室実績：母親2,178人、パートナー956人、計3,134人）での普及啓発を行った。11月からバマトコの自動配信メッセージで妊婦歯科健康診査を周知した（妊娠週数8週及び20週の2回）。妊婦歯科健康診査の質の向上を図るために結果票を改訂した（令和7年度結果票印刷数：30,000枚）。	母子健康手帳交付時の面接や、妊婦への個別相談、初めて親となる養育者を対象にした健康教育等で、妊娠中の口腔ケアの重要性や、家族の歯と口腔の健康づくりに関心が持てるよう、正しい知識の普及啓発。妊婦歯科健康診査の周知のためのバマトコの活用。外国世帯向けに外国語版やわかりやすい版のリーフレットの作成。妊産婦の歯と口の健康に対する意識の把握のためにアンケート調査を実施。
2		こども青少年局地域子育て支援課	産婦人科の受診等の機会にあわせた妊婦歯科健康診査の受診の必要性や、かかりつけ歯科医を持つことの重要性の啓発。	市内の産科医療機関に妊婦歯科健康診査のリーフレットの配架を依頼した（令和7年度協力医療機関数：169施設）。	産婦人科の受診等の機会に産科医からの妊婦歯科健診の勧奨につながるよう産科医向けに啓発を実施。
3	乳幼児期	こども青少年局地域子育て支援課	乳幼児歯科相談で児の歯や口腔について心配ごとのある養育者を対象に保健指導の実施。	乳幼児歯科相談で児の歯や口腔について心配ごとのある養育者を対象に保健指導の実施した（令和7年度乳幼児歯科相談実施数：1,157人）。	乳幼児歯科相談で児の歯や口腔について心配ごとのある養育者を対象に保健指導の実施。
4		こども青少年局地域子育て支援課	1歳6か月児健診で、むし歯のリスクがある児またはむし歯を有する児の養育者を対象に、教室・歯科健診等、継続的な口腔ケアの支援や健全な口腔機能の発達について助言。	1歳6か月児健診で、むし歯のリスクがある児またはむし歯を有する児の養育者を対象に、教室・歯科健診等、継続的な口腔ケアの支援や健全な口腔機能の発達について助言した（令和7年度事後教室実績：246回・2,320人、経過歯科健診実績：340回・4,157人）。	引き続き乳幼児期（1歳6か月児・3歳児）において歯科健診を実施。1歳6か月児健診で、むし歯のリスクがある児またはむし歯を有する児の養育者を対象に、教室・歯科健診等で継続的な口腔ケアの支援や健全な口腔機能の発達について助言。更なる健診受診率の改善に向けて歯科医師会と連携し、かかりつけ歯科医の定着につながるよう啓発を実施するとともに健診受診率全数にう飲食活動性試験の結果を通知。母子保健業務への理解を深め意欲を高めるよう職員向けに研修の実施。母子保健施策の効率的・効果的な推進に向けた母子保健DX推進の検討とEBPMの視点に基づく業務推進。
5		こども青少年局地域子育て支援課	地域子育て支援拠点等で対象の月齢に合わせた、むし歯予防などの健康教育の実施。	地域子育て支援拠点等で対象の月齢に合わせた、むし歯予防などの健康教育を実施した（令和7年度健康教育受講者数：12,446人）。	地域子育て支援拠点等で対象の月齢に合わせた、むし歯予防などの健康教育の実施。
6		こども青少年局保育・教育支援課	保育・教育施設に入所している児童の歯科健診や、施設職員を対象とした口腔疾患予防や口腔機能等に関する研修の実施。	①乳幼児の健やかな成長を促すことを目的に、保育・教育施設に入所している児童に対して、各保育・教育施設で歯科健診と歯の保健指導等を実施。（年2回） ◎受診率：1回目91.2％ 2回目88.8％（歯科健診報告の提出があった園の集計） ②歯科保健の充実を図ることを目的として、保育・教育施設職員対象の歯科研修を実施。 ◎「乳幼児保健研修」 10月2日開催 105名参加 昭和医科大学歯学部口腔衛生学講座 教授 弘中祥司氏による研修 ◎「口腔疾患の予防と口腔機能育成に関する研修」 10月23日開催 64名参加 歯科医師会（歯科医師・歯科衛生士・管理栄養士）による講義、実技を含めた研修	保育・教育施設に入所している児童の歯科健診や、施設職員を対象とした口腔疾患予防や口腔機能等に関する研修の実施。
7	乳幼児・学齢期	こども青少年局地域子育て支援課	西部及び北部児童相談所（R6は中央および南部）の職員を対象に歯科健康教育を実施し、むし歯の成り立ちから予防対策として間食習慣や口腔ケアを啓発。 ※学齢期の児童の担当職員を含む。	西部及び北部児童相談所の職員を対象に歯科健康教育を実施した（令和7年度職員研修受講者数：42人）。	児童相談所の職員を対象に歯科健康教育を実施し、むし歯の成り立ちから予防対策として間食習慣や口腔ケアを啓発。 ※学齢期の児童の担当職員を含む。
8	学齢期	教育委員会事務局人権健康教育課	むし歯や歯肉炎予防に自ら取り組み始める力を育てるため、歯科衛生士による児童・生徒への巡回指導。	歯科衛生士による児童・生徒への巡回指導を実施。（むし歯予防巡回実績：小学校209校、中学校41校、高等学校3校、特別支援学校14校 歯肉炎予防巡回実績：小学校107校、中学校45校、高等学校4校、特別支援学校2校）	むし歯や歯肉炎予防に自ら取り組み始める力を育てるため、歯科衛生士による児童・生徒への巡回指導。
9	青年期	泉区	—	—	踊場地域ケアプラザにおける定時制高校生への居場所づくりを活用した、地域歯科医による歯科健診・相談の実施。
10		泉区	—	—	フェリス女学院大学と連携した、大学生への歯科・口腔衛生教育の実施。
11		健康福祉局健康推進課	啓発動画等を用いて情報発信を行い、アウトリーチアプローチとして大学・専修学校等に対して健康教育や、ターゲット層と同世代である専門学校の学生の意見を取り入れ、ポスターやデジタルサイネージ広告のデザインを作成し、より効果的な啓発を行う。	アウトリーチアプローチとして大学に対して健康教育を行い、個別アプローチができない層に啓発動画等を用いて情報発信を行った。また、ターゲット層と同世代である専門学校の学生の意見を取り入れ、ポスターやデジタルサイネージ広告のデザインを作成した。鶴見区大学祭等での健康教育を実施した。	インターネット上で情報を得る機会が多いことから、SNS等を活用した情報発信（広告媒体を行うとともに、本市ウェブページの充実化をはかるとともに、移動手段でも情報が目に触れるよう、駅でのデジタルサイネージ広告での情報発信も行う）。
12	成人期	健康福祉局健康推進課	親子の集いの場や乳幼児の健診を活用した歯周病予防啓発、横浜健康経営認証制度等を通じた事業所との連携、大学や専修学校と連携した、歯周病やオーラルフレイル予防の重要性の啓発。	学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への適切なセルフケアの方法や重要性等、世代に応じた健康教育を実施。（令和7年度歯周病予防啓発実施回数（講話・口腔ケア）1,028回）	親子の集いの場や乳幼児の健診を活用した歯周病予防啓発、横浜健康経営認証制度等を通じた事業所との連携、大学や専修学校と連携した、歯周病やオーラルフレイル予防の重要性の啓発。
13		健康福祉局健康推進課	糖尿病等の生活習慣病対策の健康教室での全身疾患と歯科疾患の関係性の啓発や、生活習慣病のハイリスク者への歯科受診の勧奨。	糖尿病等の生活習慣病対策の健康教室や、生活習慣病個別相談での全身疾患と歯科疾患の関係性の啓発を重症化予防事業、健康支援事業にて実施した。（令和7年度：個別支援 166名、集団支援 16回 175名）	糖尿病等の生活習慣病対策の健康教室での全身疾患と歯科疾患の関係性の啓発や、生活習慣病のハイリスク者への歯科受診の勧奨。
14		健康福祉局健康推進課	歯周病の予防と早期発見を目的に『横浜市歯周病検診』を実施。令和7年4月1日から新たに満20歳、30歳を対象年齢に追加。また、「横浜市歯周病検診」の周知用動画を新たに作成。	令和7年4月1日から新たに満20歳、30歳を対象年齢に追加し、「横浜市歯周病検診」の周知用動画を新たに作成した。※令和7年度歯周病健診受診者数は現在集計中	歯周病の予防と早期発見を目的に『横浜市歯周病検診』を実施。令和8年度は、新たに満20歳の方へ個別勧奨通知（ハガキ）を送付して、受診勧奨を強化。
15	高齢期	健康福祉局地域包括ケア推進課	庁内外の関係機関や関係団体等と連携した、オーラルフレイル予防や口腔機能の向上についての普及啓発。	オーラルフレイル予防や口腔機能の向上について、局、各区、包括支援センターで講座やイベント等において計150回、6007人に対し普及啓発を実施。	地域の介護予防活動グループ等に対する口腔機能向上に関するプログラムの実施。事業所、関係機関等と連携した主に高齢者に対するオーラルフレイル予防の普及啓発。
16		健康福祉局健康推進課	地域の介護予防活動グループ等の団体や、事業所、関係機関等と連携したオーラルフレイル予防の普及啓発。	各区の歯科衛生士が高齢者や地域人材に対しオーラルフレイル予防の啓発を実施し、関係団体と連携した取組を継続した。（令和7年度実績数281回）	地域の介護予防活動グループ等の団体や、事業所、関係機関等と連携したオーラルフレイル予防の普及啓発。
17		健康福祉局健康推進課	生活習慣病、介護予防等の観点や療養上の保健指導が必要な人の自宅に訪問し、本人、家族や介護者を対象に在宅での口腔ケア等の歯科保健指導。	口腔保健指導が必要な対象者に、歯科衛生士が家庭訪問を実施し口腔指導を行った（令和7年度：延べ4回）。また実務検討会を3回実施した。	生活習慣病、介護予防等の観点や療養上の保健指導が必要な人の自宅に訪問し、本人、家族や介護者を対象に在宅での口腔ケア等の歯科保健指導。
18		健康福祉局高齢在宅支援課	通院が困難な在宅高齢者を対象とした、訪問歯科健診（歯科医師による歯科健診および歯科衛生士による歯科保健指導）を行い、口腔疾患の早期対応および口腔機能の改善を図る	通院が困難な在宅高齢者を対象とした、訪問歯科健診（歯科医師による歯科健診および歯科衛生士による歯科保健指導）を行った（418件）	通院が困難な在宅高齢者を対象とした、訪問歯科健診（歯科医師による歯科健診および歯科衛生士による歯科保健指導）を行い、口腔疾患の早期対応および口腔機能の改善を図る
19	障害児及び障害者	健康福祉局障害施設サービス課	障害者施設で働く看護師や支援員等を対象とした、利用者の摂食嚥下や口腔ケアに関する巡回相談及び研修の実施。	巡回相談を希望する障害者地域活動ホーム等に、訪問歯科医師を派遣し、摂食嚥下等の指導を実施した（令和7年度：12施設）。また、看護師等のための口腔機能管理に関する研修事業として、基調講演及びグループワークを実施した（令和8年3月）。	障害者施設で働く看護師や支援員等を対象とした、利用者の摂食嚥下や口腔ケアに関する巡回相談及び研修の実施。
20		健康福祉局健康推進課	障害福祉の関係機関・団体等と連携し、本人、家族や介護者に対する歯と口腔の健康の重要性や、特性に応じた歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発。	各区で障害児・者や支援者への集団健康教育を実施するとともに、歯科専門職向け研修等により支援体制の強化を図った。令和7年度は歯科衛生士向けに手順書や視覚教材を作成し、取組の充実を図った（実績52回）。	障害福祉の関係機関・団体等と連携し、本人、家族や介護者に対する歯と口腔の健康の重要性や、特性に応じた歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発。令和8年度は、令和7年度作成の手引書・視覚教材を活用し、障害福祉施設での健康教育を推進するとともに、啓発資料としてわかりやすいパンフレットを作成する。
21	災害	健康福祉局健康推進課	歯周病やオーラルフレイル予防等の健康教育において、災害時の口腔ケアの重要性や、口腔ケア用品の準備について普及啓発。	災害時における口腔ケアの啓発を、区での歯周病やオーラルフレイル予防に関する健康教育の中で実施した。（令和7年度実績41回 1,267名）	歯周病やオーラルフレイル予防等の健康教育において、災害時の口腔ケアの重要性や、口腔ケア用品の準備について普及啓発。
22	共通	泉区	区の歯科医師会と連携し、区内の歯科医院の地図を掲載した歯科健診受診勧奨リーフレットの作成と普及啓発	乳幼児期から高齢期までの全世代を対象とした、歯科定期健診受診勧奨の啓発を目的とした教材兼区内歯科医院地図のリーフレットを作成した（令和7年度印刷数：500部）	区の歯科医師会と連携し、区内の歯科医院の地図を掲載した歯科健診受診勧奨リーフレットの作成と普及啓発
23		共通	関係機関・団体等の連絡会等での情報共有や情報発信・意見交換。	市歯科医師会と歯と口の健康週間実行委員会等で情報共有・意見交換を行う（健康福祉局健康推進課）。	関係機関・団体等の連絡会等での情報共有や情報発信・意見交換。
24		共通	やさしい日本語や多言語版の歯科口腔保健に関するリーフレットの作成。	—	やさしい日本語や多言語版の歯科口腔保健に関するリーフレットの作成。
25		共通	市における各歯科健診の結果や、意識調査等による歯科口腔保健の実態、県や国等有するデータを活用した本市の課題抽出とニーズの把握。	令和6年度歯周病健診結果の分析による年代・経年ごとの口腔保健状態の比較およびインターネット調査により20～60歳の横浜市民口腔保健行動の調査を実施（健康福祉局健康推進課）。	市における各歯科健診の結果や、意識調査等による歯科口腔保健の実態、県や国等有するデータを活用した本市の課題抽出とニーズの把握。

横浜市歯科口腔保健推進計画に基づく主な取組（関係機関・団体）

No	関係機関・団体名	イメージ・対 象	令和7年度		令和8年度
			令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画
1	横浜市医師会	共通	横浜市内18区にある在宅医療連携拠点内が活動の一環として、市民啓発講演会を開催。名称：歯とお口の健康習慣イベント。	横浜市内18区にある在宅医療連携拠点内が活動の一環として、研修を1件開催。名称：歯と口の健康週間行事	横浜市内18区にある在宅医療連携拠点内が活動の一環として、市民啓発講演会を開催。（予定）
2	横浜市薬剤師会	高齢期	薬局にて横浜市健康福祉局作成の「フレー！フレー！フレイル予防リーフレット（チェックシート）」を使用して、オーラルフレイルのチェックを行う。（令和7年度より追加：鶴見・西・中・港南・旭・磯子・瀬谷区） また、令和7年度より、18区において「フレイル予防薬局認証制度」を開始。認証された薬局においても、「フレー！フレー！フレイル予防リーフレット（チェックシート）」を使用したチェック、オーラルフレイル予防の相談を実施。	令和7年度の「フレイル予防薬局認証制度」による認証薬局は60薬局。口腔やオーラルフレイルを含み、フレイル全般に関する相談や指導助言を実施し、60薬局全体での取組報告件数は775件。	令和8年度においても「フレイル予防薬局認証制度」にて認証された75薬局にて、「フレー！フレー！フレイル予防リーフレット（チェックシート）」を使用したチェック、オーラルフレイル予防の相談を実施。
3	横浜市薬剤師会	高齢期	薬局にて横浜市健康福祉局作成の「フレー！フレー！フレイル予防リーフレット（チェックシート）」を使用してオーラルフレイルのチェックならびにミニ講座を行う。 （令和7年度より追加：鶴見・西・中・港南・旭・磯子・瀬谷区）	令和7年度は、南・栄・泉・鶴見・西・中・港南・旭・磯子・瀬谷区の10区で、横浜市健康福祉局作成の「フレー！フレー！フレイル予防リーフレット（チェックシート）」を使用してオーラルフレイルのチェックならびにミニ講座を実施。口腔を含むミニ講座の開催は283回の内、82回実施。	令和8年度は市内18区での展開として、薬局にて横浜市健康福祉局作成の「フレー！フレー！フレイル予防リーフレット（チェックシート）」を使用してオーラルフレイルのチェックならびにミニ講座を行う。
4	横浜市薬剤師会	高齢期	引き続き、横浜市薬剤師会ホームページの会員専用ページに、薬局で配布可能なリーフレットを作成・掲載し、啓発活動を行う。	横浜市薬剤師会ホームページの会員専用ページ内に、薬局で配布可能なリーフレットを作成・掲載し、会員薬局等で活用をいただいた。	令和8年度も、引き続き、横浜市薬剤師会ホームページの会員専用ページに、薬局で配布可能なリーフレットを作成・掲載し、啓発活動を行う。
5	横浜市薬剤師会	共通	三師会合同での会議にて、情報共有を予定。	令和7年12月に実施。	令和8年度も、三師会合同での会議にて、情報共有を予定。
6	横浜市薬剤師会	共通	—	令和7年12月に横浜市健康福祉局より、「歯周病検診」の周知依頼があり、会員への周知と横浜市薬剤師会ホームページ内にチラシ掲載を実施し、啓発活動に努めた。	令和8年度も同様に「歯周病検診」について、横浜市薬剤師会ホームページ内にチラシ掲載と、会員による啓発活動を継続する。
7	横浜市薬剤師会	共通	—	令和8年2月にお薬手帳の改訂作成が終了し、改訂にあたり横浜市歯科医師会ページの更新を依頼し、執筆いただいた。同月末より、会員薬局等向けに販売を開始。	令和8年度も同様に、お薬手帳の普及啓発に向けて販売を継続する。
8	横浜市駒岡地域ケアプラザ	乳幼児期	ままほっとする一む自体が参加者が少なくなってしまうため、活動が休止となった。令和7年度は乳幼児期に関する取り組みは予定していない。	駒岡地域ケアプラザにおいては、令和7年度の乳幼児期に関する取り組みは行っていない。	駒岡地域ケアプラザにおいては、令和8年度の乳幼児期に関する取り組みは予定していない。
9	横浜市駒岡地域ケアプラザ	高齢期	「GOGO健康講座」を昨年度と同じように行い、その中に歯科衛生士を招いてのオーラルフレイルの講座を予定している。	「GOGO健康講座」を2ヶ所（駒岡、末吉）で歯科衛生士、顔ヨガの講師を招聘。各々咀嚼チェックガムや磨き残しチェック、咀嚼に関わる筋肉のほぐし方や鍛え方について学ぶ機会を提供した。	令和7年度と同様、GOGO健康講座（駒岡、末吉）を開催予定。オーラルフレイルについて歯科衛生士、顔ヨガ講師を招く。
10	横浜市保健活動推進委員会	妊娠期	子育て支援の場において妊娠中の口腔ケアの大切さを伝える。	赤ちゃん教室の場で妊娠中の口腔ケアが大切であることを伝えた。	子育て支援の場において妊娠中の口腔ケアの大切さを伝える。
11	横浜市保健活動推進委員会	乳幼児期	子育て支援の場において、こどもの口腔ケアの必要性を伝える。	三歳児健診及び親子健康フェスタの場で両親にこども口腔ケアが大切であることを伝えた。	子育て支援の場において、こどもの口腔ケアの必要性を伝える。
12	横浜市保健活動推進委員会	成人期	地域のイベントの機会にオーラルフレイル予防の必要性を伝える。	各地域で行われるイベントで、地域住民に対してオーラルフレイル予防の必要性を伝えると共に、健康測定の一環として言葉がスムーズに出るかの口腔機能チェックを行った。	地域のイベントの機会にオーラルフレイル予防の必要性を伝える。
13	横浜市保健活動推進委員会	高齢期	地域の介護予防の講座や一人暮らしの方への訪問時において、オーラル予防の大切さやお口の体操を伝える。	歯科医師から高齢者の介護予防講座時にオーラルフレイル予防の大切さやお口の体操を実施した。	地域の介護予防の講座や一人暮らしの方への訪問時において、オーラル予防の大切さやお口の体操を伝える。
14	横浜市中心身障害児者を守る会連盟	障害児及び障害者	当会が開催する福祉大会にて、二次医療機関の新設並びに横浜市歯科医療センターと地元歯科医との連携を発展強化し、障害児者の歯科医療システムをさらに充実発展させることを大会宣言の中で伝える。行政機関へは二次医療機関の新設と協力歯科医院との連携システムの構築を要望していく。	当会が開催する福祉大会にて、二次医療機関の新設並びに横浜市歯科医療センターと地元歯科医との連携を発展強化し、障害児者の歯科医療システムをさらに充実発展させることを大会宣言の中で伝えた。行政機関へは2次医療機関の新設と協力歯科医院との連携システムの構築を要望した。	当会が開催する福祉大会にて、新たにもう一箇所の歯科医療センターの新設をすること、並びに横浜市歯科医療センターと地元歯科医との連携を発展強化し、障害児者の歯科医療システムをさらに充実発展させることを大会宣言の中で伝える。行政機関へはもう一箇所の歯科保健医療センターの新設と協力歯科医院との連携システムの構築を要望する。
15	神奈川産業保健総合支援センター	成人期	令和7年12月19日に産業保健関係者に対する口腔ケアと全身の健康についてセミナーを実施予定。	令和7年12月19日に産業保健関係者に対する口腔ケアと全身の健康についてセミナーを実施	産業保健関係者に対する口腔ケアと全身の健康についてセミナーを実施予定。

No	関係機関・団体名	ライ フ・ ス 象 像 対	令和7年度		令和8年度
			令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画
16	横浜市歯科医師会	妊 娠 期	横浜市妊婦歯科健康診査事業に協力し、妊婦歯科健診を会員歯科診療所にて実施するほか、実施歯科医療機関の増加、健診受診率の向上に取り組む。	直近のデータでは妊婦歯科健診受診率は45.8%と着実に受診率が向上した。また新規実施医療機関研修会を行政と共に開催した。	横浜市妊婦歯科健康診査事業に協力し、妊婦歯科健診を会員歯科診療所にて実施するほか、実施歯科医療機関の増加、健診受診率及び質の向上に取り組む。 行政が実施する歯科医師を対象とした妊婦歯科健康診査事業研修に講師の派遣等を行う。 妊婦歯科健診時や妊婦への診療時に「妊娠中の歯周病の罹患や増悪は、早産や低体重児出生リスクを高めることから、妊娠中の口腔内を健全に保つことを目的に歯科口腔保健指導を会員歯科診療所等にて実施する。 妊婦歯科健診時や妊婦への診療時に「妊娠中の歯周病の罹患や増悪は、早産や低体重児出生リスクを高めることから、妊娠中の口腔内を健全に保つことが重要であることの啓発」また「自身や次世代への健康意識が高まっている妊娠中に、直接、歯・お口の健康のために今から取り組めることの啓発ができる場」として歯科口腔保健指導を会員歯科診療所等にて実施する。 本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃん こどもの歯の応援室」のアップデートを行い、妊婦やパートナーにとってより有益な情報を見やすい形で発信する。
17	横浜市歯科医師会	妊 娠 期	行政が実施する歯科医師を対象とした妊婦歯科健康診査事業研修に講師の派遣等を行う。	健診医の質の維持、向上を目的に2年に1回行われるスキルアップ研修会を開催した。	
18	横浜市歯科医師会	妊 娠 期	妊娠中の歯周病の罹患や増悪は、早産や低体重児出生リスクを高めることから、妊娠中の口腔内を健全に保つことを目的に歯科口腔保健指導を会員歯科診療所等にて実施する。	妊娠時の口腔内環境を健康に保つことを目的に早産や低体重時出生のリスク、またブラッシング指導などを会員実施医療機関診療所等で実施した。	
19	横浜市歯科医師会	妊 娠 期	本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃん こどもの歯の応援室」を通して妊娠期の歯科口腔保健の啓発活動を実施する。	「教えて！めばえちゃん」ホームページにて、妊娠期における口腔内の悩みやよくある質問を掲載することにより、妊娠期における口腔の健康維持に寄与している	
20	横浜市歯科医師会	乳 幼 児 期	区の福祉保健センターで実施される1歳6か月児及び3歳児の乳幼児歯科健診、保育・教育施設における歯科健診や歯科口腔保健指導・教育、会員歯科診療所での診療を通して健全な口腔機能の発達支援、むし歯や歯肉炎等口腔疾患の予防を図る。	区の福祉保健センターで実施される乳幼児歯科健診事業、保育・教育施設における歯科健診や歯科口腔保健指導・教育、会員歯科診療所での診療を通して健全な口腔機能の発達支援、むし歯や歯肉炎等口腔疾患の予防を図った。	区の福祉保健センターで実施される1歳6か月児及び3歳児の乳幼児歯科健診、保育・教育施設における歯科健診や歯科口腔保健指導・教育、会員歯科診療所での診療を通して健全な口腔機能の発達支援、むし歯や歯肉炎等口腔疾患の予防を図る。地区の特性（人口構成、世帯構成、外国人世帯など）にも配慮した事業の充実を図る 本会と横浜市による「母子歯科口腔保健の推進に関する連携協定」に則り、包括的な母子口腔保健事業を推進し、かかりつけ歯科医制度の拡充を図る。 「歯科健診乳幼児健康診査歯科健診マニュアル第2版」をもとに統一した見解での歯科健診の実施を図る。また、保育所入所児童の健診に携わる歯科医師の育成を目的に「横浜市保育所等入所児童歯科健診事業健診医研修会」を市と協力し実施する。 本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃん こどもの歯の応援室」を通して乳幼児期の歯科口腔保健の啓発活動を実施する 昨年度に引き続き、「BEAMS研修（医療機関向け虐待対応プログラム）」を開催する。また、特定妊婦や0日死に関する勉強会などを開催し乳幼児虐待に対して歯科医師会として協力できる部分への理解を深める
21	横浜市歯科医師会	乳 幼 児 期	「歯科健診乳幼児健康診査歯科健診マニュアル第2版」をもとに統一した見解での歯科健診の実施を図る。また、保育所入所児童の健診に携わる歯科医師の育成を目的に「横浜市保育所等入所児童歯科健診事業健診医研修会」を市と協力し実施する。	歯科健診乳幼児健康診査歯科健診マニュアル第2版を階委員歯科診療所へ配布、また各区福祉保健センターにも常備することにより共通の見解での歯科健診実施がした。また保育所等入所児童歯科健診においては今年度も市と協力し実施した。	
22	横浜市歯科医師会	乳 幼 児 期	本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃん こどもの歯の応援室」を通して乳幼児期の歯科口腔保健の啓発活動を実施する。	「教えて！めばえちゃん」をアップデートすることにより、市民に対してより多くの情報を発信することができた。	
23	横浜市歯科医師会	乳 幼 児 期	歯科健診、診療を通して児童虐待の早期発見につとめているほか、会員歯科医師に対して児童虐待に関する啓発をおこなうことで、乳幼児の健やかな成長を支える。また、会員歯科医師を対象に「BEAMS研修(医療機関向け虐待対応プログラム)Stage1」を開催する。	会員歯科医師および会員診療所スタッフ対象とした、「BEAMS研修（医療機関向け虐待対応プログラム）Stage1」を開催し、児童虐待の早期発見に対する理解を深めた。	
24	横浜市歯科医師会	学 齢 期	従来より実施されている横浜市巡回歯科衛生士事業を拡充し、歯科口腔に関わる啓発を行っている。	横浜市巡回歯科衛生士事業では、歯科衛生士が市内375校へ訪問し、歯科保健活動を実施した	従来より実施されている横浜市巡回歯科衛生士事業を拡充し、口腔に関わる啓発を行っていく。 また、歯科口腔保健管理として実施している学校歯科健康診断や歯科相談を、不登校児童生徒に対して学校歯科医の医療機関で実施する 児童生徒が使用している健康手帳の数年後のデジタル化に向けて、必要な教材や資料の提供および助言を行う 不適切な環境で養育されていることが予想される幼児や児童生徒に対して、歯科口腔管理を目的として児童相談所併設一時保護所の歯科健診を実施する 本年度も左記の事業をとおし、啓発、関係機関・団体と更なる連携を深め活動する。
25	横浜市歯科医師会	学 齢 期	歯科口腔保健教育として、歯と口腔に関する学習や保健指導に必要な教材や資料の提供及び助言を行う。	児童生徒が使用する健康手帳の改定が実施され、歯と口腔に関する学習や保健指導に必要な資料を提供した	
26	横浜市歯科医師会	学 齢 期	—	—	
27	横浜市歯科医師会	成 人 期	糖尿病、心疾患、誤嚥性肺炎等、全身疾患と歯科疾患との関連についての啓発、関係機関・団体と連携した活動を行う。また地区単位で「横浜市疾患別医療介護連携事業」参画を図っていく。	糖尿病に関して「糖尿病・歯周病重症化予防のための横浜市医科歯科連携事業」心疾患に関して「地域のかかりつけ歯科診療所として歯科訪問診療を推進」誤嚥性肺炎に関して「脳卒中医科歯科連携事業（VE研修会）」全身疾患に関して「周術期等口腔機能管理に関する事業」を施行し啓発、関係機関・団体と連携し活動を行った。また令和5年から続く、地区単位での「横浜市疾患別医療介護連携事業」に参画した。	
28	横浜市歯科医師会	成 人 期	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所にて40歳、50歳、60歳、70歳を対象にした歯周病検診を実施する。さらに今年度より対象年齢の拡大により20歳、30歳においても同様の検診を実施する。	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所にて20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳を対象に歯周病検診を行った。また今年度は70歳に加え20歳に対しても個別通知を行った。	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所にて20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳を対象に歯周病検診を行う。
29	横浜市歯科医師会	成 人 期	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所を糖尿病医科歯科連携登録医療機関と定め、登録医療機関を中心に糖尿病の重症化予防に取り組む。	糖尿病医科歯科連携登録医療機関新規登録ならびに登録更新のための研修会を実施し、登録医療機関の増加を図るとともに既存の登録医療機関に対し、最新の情報を含む知識の研鑽を図った。	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所を糖尿病医科歯科連携登録医療機関と定め、登録医療機関を中心に糖尿病の重症化予防に取り組む。引き続き本会HPに登録医を掲載し市民への有益な情報とする。
30	横浜市歯科医師会	成 人 期	酸を扱う事業場が法律で6か月毎に義務付けられている歯牙酸蝕症健診（特殊歯科健診）の実施率向上につとめ、事業場で働く労働者の歯科口腔保健管理を行うほか、労働環境の改善を行う。	歯牙酸蝕症健診（特殊歯科健診）について、希望された事業所に対して健診を行い、働く労働者に対して歯科口腔保健管理を行うほか労働環境の改善を行った。	酸を扱う事業場が法律で6か月毎に義務付けられている歯牙酸蝕症健診（特殊歯科健診）の実施率向上につとめ、事業場で働く労働者の歯科口腔保健管理を行うほか、労働環境の改善を行う。

No	関係機関・団体名	ライフ・ イメージ・ 対ス	令和7年度		令和8年度
			令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画
31	横浜市歯科医師会	高齢期	オーラルフレイル等に関する研修会（認知症対応力向上力研修会含む）を開催し、所定の研修を受講した会員を「オーラルフレイル相談医」、診療をおこなう会員歯科診療所を「オーラルフレイル・口腔機能低下症対応医療機関」と定め、オーラルフレイル等の相談、診療に対応する。	・会員歯科医師を対象に「診療所で行う口腔機能向上研修会」を開催し、オーラルフレイルに対する知識を高め、各会員診療所よりオーラルフレイル予防等啓発を図った。また、所定の研修を行った会員を「オーラルフレイル相談医」診療を行う会員歯科診療所を「オーラルフレイル対応医療機関」と定め、オーラルフレイルに往いて相談、診療に対応した。 ・認知症対応力向上研修会にて「認知症地域医療支援事業実施要綱（厚生労働省要綱）」に基づき、高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の本人とその家族を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性等を得習するための研修を実施した。	・会員歯科医師を対象に「診療所で行う口腔機能向上研修会」を開催し、オーラルフレイルに対する知識を高め、各会員診療所よりオーラルフレイル予防等啓発を行う。「オーラルフレイル相談医」「オーラルフレイル対応医療機関」の登録医療機関を増やすための研修会への受講を周知する。 ・認知症対応力向上研修会をとおして、引き続き研鑽を積む。本研修会受講者は、本会HPにて修了者として掲載しており、認知症人家族の有益な情報として周知していく。
32	横浜市歯科医師会	高齢期	市民のオーラルフレイルの認知度が低いことから認知度向上につとめるほか、オーラルフレイルに関する講演や研修会を実施する。	市内各地区が区民に対してオーラルフレイルに関する講演や研修会を実施し、認知度向上に努めた。	本会も地区歯科医師会としても継続してオーラルフレイルに関する講演、研修会を開催することにより認知度向上に努める
33	横浜市歯科医師会	高齢期	在宅要介護者訪問歯科健診事業（対象者は主に要介護3以上）を通じ、健診の結果をもとに相談対応及び指導も併せて実施し、誤嚥性肺炎等の疾病の予防及び対象者の低栄養防止・歯科疾患の重症化予防を図る。	口腔機能管理を必要とする通院困難な在宅高齢者へのADL維持向上のために実施した。本事業は、平成29年度より開始され令和7年度の実施件数は418件（上限件数は470件）であった。なお、事業の効果検証は、研究機関に依頼し現在検証中である。	健診事業を通じ、要介護者の口腔機能の維持に努め、誤嚥性肺炎や低栄養、歯科疾患の重症化予防を図るとともに、歯科口腔保健の啓発を行う。
34	横浜市歯科医師会	障害児及び障害者	所定の研修会を修了した会員が在籍する歯科診療所を心身障害児者歯科診療協力医療機関と定め、横浜市歯科保健医療センターおよび心身障害児者歯科診療協力医療機関を中心とする会員歯科診療所において、高次歯科医療機関と連携し、障害児・者の歯科診療や歯科口腔保健指導を行う。	所定の研修会を修了した会員が在籍する歯科診療所を心身障害児者歯科診療協力医療機関と定め、横浜市歯科保健医療センターおよび心身障害児者歯科診療協力医療機関を中心とする会員歯科診療所において、高次歯科医療機関と連携し、障害児・者の歯科診療や歯科口腔保健指導を行った。	所定の研修会を修了した会員が在籍する歯科診療所を心身障害児者歯科診療協力医療機関と定め、横浜市歯科保健医療センターおよび心身障害児者歯科診療協力医療機関を中心とする会員歯科診療所において、高次歯科医療機関と連携し、障害児・者の歯科診療や歯科口腔保健指導を行う。
35	横浜市歯科医師会	障害児者及び	横浜市歯科保健医療センターの訪問歯科診療事業において医療的ケア児・者を対象とした歯科診療の充実を図り、歯科口腔保健活動の啓発を行う。	医療的ケア児・者に対し、横浜市歯科保健医療センターおよび会員歯科診療所に訪問歯科診療を実施した。	横浜市歯科保健医療センターおよび会員診療所において医療的ケア児・者を対象とした歯科診療の充実を図り、歯科口腔保健活動の啓発を行う。
36	横浜市歯科医師会	障害児及び障害者	障害福祉の関係機関・団体等からの依頼に応じて、横浜市歯科保健医療センター職員が障害児・者の歯科口腔保健に関する講演等を行う。	横浜市医師会、神奈川県歯科医師会からの依頼に応じて講演等をおこなったほか、日本歯科医学会、日本障害者歯科学会の学術大会等にて発表をおこなったほか、学会誌に論文発表をおこなった。2028年に開催される第45回日本障害者歯科学会学術大会が横浜市歯科医師会のもとで横浜市中で開催されることが決定し、3000人規模の障害者歯科関係者が集う学術大会の準備を始めた。	障害福祉の関係機関・団体等からの依頼に応じて、横浜市歯科保健医療センター職員が障害児・者の歯科口腔保健に関する講演等を行う。第45回日本障害者歯科学会学術大会においては、行政、本部会員所属団体、障害者団体、障害者当事者、歯科医療従事者等の協力のもと準備を進めていく。
37	横浜市歯科医師会	障害児者及び	市内の障害児・者歯科診療を担う高次歯科医療機関の担当者と、障害児・者の歯科診療及び歯科口腔保健について協議、意見交換を行う。	市内の障害児・者歯科診療を担う高次歯科医療機関、行政、障害者団体の担当者と、障害児・者の歯科診療及び歯科口腔保健について協議、意見・情報の交換を行った。	市内の障害児・者歯科診療を担う高次歯科医療機関、行政、障害者団体の担当者と、障害児・者の歯科診療及び歯科口腔保健について協議、意見交換を行う。
38	横浜市歯科医師会	災害	関係機関・団体と連携、調整し、災害時における歯科口腔保健活動の準備、対策を各本会、地区歯科医師会ならびに会員歯科診療所も含めて行う。	本会が平時から取り組む、災害時歯科医療保健活動の関係機関・団体、地区歯科医師会との連携に取り組んだ。	本年度は、現在の平時の取組の練度を上げる取組、また災害時の保健活動かの災害関連死の予防に重要であることを特に関係機関・団体へ啓発を予定している。
39	横浜市歯科医師会	共通	本会及び会員歯科診療所は全てのライフステージにおける歯科健（検）診に関与している市内唯一の団体、医療機関である特性を生かし、関係機関・団体との連携を重視、推進していくことで歯科口腔保健の充実を図る。	本会及び会員歯科診療所はマイナス1歳からの妊婦歯科健診に始まり、保育園健診、学校検診、歯周病検診と全てのライフステージにおいて健診（検診）を行っており、また関係機関との連携を重視、推進することで歯科口腔保健の充実を図った。	本会及び会員歯科診療所は全てのライフステージにおける歯科健（検）診に関与している市内唯一の団体、医療機関である特性を生かし、関係機関・団体との連携を重視、推進していくことで歯科口腔保健の充実を図る。
40	横浜市歯科医師会	共通	関係機関・団体と連携して6～7月に歯と口の健康週間中央行事を開催するほか、歯と口の健康週間（6月4～10日）を中心に区歯科医師会においても歯と口の健康に関する啓発活動を行う。食育に携わる機関、関係団体と協議し、健康寿命の延伸に向けて「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」を行う。	本会としては関係機関・団体と連携して6～7月に歯と口の健康週間中央行事を特設サイトに期間限定開催した。区歯科医師会としても歯と口に関する啓発活動や体験型コンテンツなどを企画し区民に向け歯と口の健康に対する啓発を行なった。食育推進協議会に参加し食育に携わる機関、関係団体と協議し、健康寿命の延伸に向けて「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」を行なった。	本年度も6月～7月にかけて歯と口の健康週間中央行事を特設サイトに開催する。各区においても6月を中心に歯と口の健康週間行事を開催し、歯と口の健康に関する啓発活動を行う。また食育推進協議会においても継続参画し、「生涯に渡り、自分の歯で美味しく食事を摂るため歯科的観点からの助言」「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」を行う。
41	横浜市私立保育園こども園園長会	乳幼児期	横浜市私立保育園こども園における嘱託歯科医師による年2回の歯科検診の実施および保護者への啓蒙活動	嘱託歯科医師による年2回の歯科検診は実施。保護者への啓蒙については園によってばらつきがあった。	横浜市私立保育園こども園における嘱託歯科医師による年2回の歯科検診の実施。会員に向けて保護者への報告や指導を丁寧に行うよう周知する。

No	関係機関・団体名	テ ー マ ・ 対 象 像	令和7年度		令和8年度
			令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画
42	神奈川県栄養士会	乳幼児期	小児期の口腔機能の発達について理解し、食べる機能に合わせた食事支援について歯科勤務栄養士より学ぶ研修会を12月に開催。	栄養ケア・ステーションスキルアップ研修会歯科医院の認定栄養ケア・ステーション管理栄養士より歯科医院での地域にむけた取組について講話 7月13日 26名参加	小児期の口腔機能の発達について理解し、食べる機能に合わせた食事支援について理解を深める
43	神奈川県栄養士会	乳幼児期	継続して、地域での離乳食教室を開催している。	横浜市中央卸売市場からの委託で作成した魚を使った「とりわけ離乳食レシビ」を使用して、離乳食教室で調理実演し魚料理を離乳食に活用市内子育て拠点、子育て広場等4か所で開催	口腔機能発達に合わせた離乳食の進め方をふまえ、継続して地域での離乳食教室を開催する
44	神奈川県栄養士会	障害児者及び	口腔機能障害を学ぶスキルアップ研修会を開催「障害児者にみられる口腔内の特徴と口腔機能障害による食事課題」歯科医師を講師に研修し、食関連課題の事例を通した栄養介入方法を学ぶ演習の開催 11月。	歯科医師の立場より、口腔内の診療からミールラウンドに至るまで診療に取り入れる講義・歯科医師の口腔内科の取組・精神疾患、認知症患者の特性、摂食嚥下栄養管理福祉事業部スキルアップ研修会講演 11月30日43名参加	高齢・障害施設向け摂食嚥下スキルアップセミナーの開催
45	神奈川県栄養士会	高齢期	・継続して市内介護予防事業に取組む。	令和7年11月8日新都市ホールで開催された「フレイル予防フェス よこはま」にて、フレイル予防栄養相談ブースを出展124名の相談があった ・栄養ケア・ステーション市内介護予防事業	・オーラルフレイル予防の視点をふまえ、継続して市内介護予防事業に取組む
46	神奈川県栄養士会	高齢期	・「高齢者の摂食嚥下セミナー」を開催し、高齢期における摂食嚥下のメカニズムと個別対応のポイントを歯科医師から学ぶ研修会の開催を予定。	在宅栄養ケア推進事業講演会「認知症高齢者への栄養・食生活支援」 「歯科専門職種から見た認知症高齢者の食支援」 歯科医師・歯科衛生士講師 41名参加	地域包括ケアシステムを実践するための研修会の実施
47	神奈川県栄養士会	災害	ビッグレスキューにて、避難所内保健医療福祉活動訓練に参加 食支援必要な事例に対応 11月。	11月9日ビッグレスキュー（三浦市）にて、岬陽小学校避難所内保健医療福祉活動訓練に参加 食支援必要な事例4件に対応	令和8年度ビッグレスキュー（厚木市）にて、避難所内保健医療福祉活動訓練に参加。食支援必要な事例に巡回対応
48	神奈川県栄養士会	災害	・令和7年度11月ビッグレスキューに参加。 ・昨年同様3月 逗子市、消防・防災フェアに参加DAT号展示、災害時備蓄食品展示、バッククッキング紹介。	・令和7年度11月9日ビッグレスキュー（県立城ヶ崎公園）に参加。DAT号の、災害時備蓄食品展示 アンケート実施80名参加 避難所内保健医療福祉活動訓練に参加 栄養相談4名 ・3月1日 逗子市池子第1運動場「令和7年度消防・防災フェア」に参加DAT号、災害時備蓄食品展示、バッククッキング紹介。アンケート134名実施	・令和8年度ビッグレスキュー（厚木市）9月1日に参加予定 避難所内保健医療福祉活動訓練に参加予定 ・金沢区食生活改善推進員対象「バッククッキング」講習会開催予定
49	神奈川県栄養士会	共通	・横浜市歯と口の健康週間 名義使用承認協力。 ・他県内各地域での「お口の健康フェスタ」に参加協力。	・「歯と口の健康週間中央行事2025年」横浜市歯科医師会へ後援 名義使用承認書送付 ・他県内各地域での「お口の健康フェスタ」に参加協力。	・横浜市「歯と口の健康週間中央行事2026」横浜市歯科医師会へ後援。名義使用承認書送付 ・他県内各地域での「お口の健康フェスタ」に参加協力。
50	神奈川県栄養士会	共通	10月25日健康チャレンジフェアで県、歯科医師会、歯科衛生士会と連携しオーラルフレイルのスタンプラリーを行う。	10月25日「健康チャレンジフェア2025」で県、歯科医師会、歯科衛生士会と連携しオーラルフレイルのスタンプラリーに100名参加	「健康チャレンジフェア2026」で県、歯科医師会、歯科衛生士会とオーラルフレイルのスタンプラリー連携協力予定。
51	横浜市食生活等改善推進員協議会	妊娠期	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。
52	横浜市食生活等改善推進員協議会	乳幼児期	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。
53	横浜市食生活等改善推進員協議会	学齢期	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。
54	横浜市食生活等改善推進員協議会	成人期	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。
55	横浜市食生活等改善推進員協議会	高齢期	食育啓発の場において、実りの世代に対して「口から食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、実りの世代に対して「口から食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、実りの世代に対して「口から食べることの大切さ」を伝える。

横浜市歯科口腔保健推進計画に基づく主な取組（関係機関・団体）ライフステージ順

No	ライフ ステージ・ 対象像	関係機関・団体名	令和7年度		令和8年度
			令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画
1	妊 娠 期	横浜市保健活動推進委員会	子育て支援の場において妊娠中の口腔ケアの大切さを伝える。	赤ちゃん教室の場で妊娠中の口腔ケアが大切であることを伝えた。	子育て支援の場において妊娠中の口腔ケアの大切さを伝える。
2		横浜市歯科医師会	横浜市妊婦歯科健康診査事業に協力し、妊婦歯科健診を会員歯科診療所にて実施するほか、実施歯科医療機関の増加、健診受診率の向上に取り組む。	直近のデータでは妊婦歯科健診受診率は45.8%と着実に受診率が向上した。また新規実施医療機関研修会を行政と共に開催した。	横浜市妊婦歯科健康診査事業に協力し、妊婦歯科健診を会員歯科診療所にて実施するほか、実施歯科医療機関の増加、健診受診率及び質の向上に取り組む。
3		横浜市歯科医師会	行政が実施する歯科医師を対象とした妊婦歯科健康診査事業研修に講師の派遣等を行う。	健診医の質の維持、向上を目的に2年に1回行われるスキルアップ研修会を開催した。	行政が実施する歯科医師を対象とした妊婦歯科健康診査事業研修に講師の派遣等を行う。
4		横浜市歯科医師会	妊娠中の歯周病の罹患や増悪は、早産や低体重児出生リスクを高めることから、妊娠中の口腔内を健全に保つことを目的に歯科口腔保健指導を会員歯科診療所等にて実施する。	妊娠時の口腔内環境を健康に保つことを目的に早産や低体重時出生のリスク、またブラッシング指導などを会員実施医療機関診療所等で実施した。	妊婦歯科健診時や妊婦への診療時に「妊娠中の歯周病の罹患や増悪は、早産や低体重児出生リスクを高めることから、妊娠中の口腔内を健全に保つことが重要であることの啓発」また「自身や次世代への健康意識が高まっている妊娠期に、直接、歯・お口の健康のために今から取り組めることの啓発ができる場」として歯科口腔保健指導を会員歯科診療所等にて実施する。
5		横浜市歯科医師会	本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃんこどもの歯の応援室」を通して妊娠期の歯科口腔保健の啓発活動を実施する。	「教えて！めばえちゃん」ホームページにて、妊娠期における口腔内の悩みやよくある質問を掲載することにより、妊娠期における口腔の健康維持に寄与している	本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃんこどもの歯の応援室」のアップデートを行い、妊婦やパートナーにとってより有益な情報を見やすい形で発信する。
6		横浜市食生活等改善推進員協議会	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。
7	乳 幼 児 期	横浜市駒岡地域ケアプラザ	ままほっと一む自体が参加者が少なくなってしまうため、活動が休止となった。令和7年度は乳幼児期に関する取り組みは予定していない。	駒岡地域ケアプラザにおいては、令和7年度の乳幼児期に関する取り組みは行っていない。	駒岡地域ケアプラザにおいては、令和8年度の乳幼児期に関する取り組みは予定していない。
8		横浜市保健活動推進委員会	子育て支援の場において、こどもの口腔ケアの必要性を伝える。	三歳児健診及び親子健康フェスタの場で両親にこども口腔ケアが大切であることを伝えた。	子育て支援の場において、こどもの口腔ケアの必要性を伝える。
9		横浜市歯科医師会	区の福祉保健センターで実施される1歳6か月児及び3歳児の乳幼児歯科健診、保育・教育施設における歯科健診や歯科口腔保健指導・教育、会員歯科診療所での診療を通して健全な口腔機能の発達支援、むし歯や歯肉炎等口腔疾患の予防を図る。	区の福祉保健センターで実施される乳幼児歯科健診事業、保育・教育施設における歯科健診や歯科口腔保健指導・教育、会員歯科診療所での診療を通して健全な口腔機能の発達支援、むし歯や歯肉炎等口腔疾患の予防を図った。	区の福祉保健センターで実施される1歳6か月児及び3歳児の乳幼児歯科健診、保育・教育施設における歯科健診や歯科口腔保健指導・教育、会員歯科診療所での診療を通して健全な口腔機能の発達支援、むし歯や歯肉炎等口腔疾患の予防を図る。地区の特性（人口構成、世帯構成、外国人世帯など）にも配慮した事業の充実を図る
10		横浜市歯科医師会	「歯科健診乳幼児健康診査歯科健診マニュアル第2版」をもとに統一した見解での歯科健診の実施を図る。また、保育所入所児童の健診に携わる歯科医師の育成を目的に「横浜市保育所等入所児童歯科健診事業健診医研修会」を市と協力し実施する。	歯科健診乳幼児健康診査歯科健診マニュアル第2版を階委員歯科診療所へ配布、また各区福祉保健センターにも常備することにより共通の見解での歯科健診実施がした。また保育所等入所児童歯科健診においては今年度も市と協力し実施した。	「歯科健診乳幼児健康診査歯科健診マニュアル第2版」をもとに統一した見解での歯科健診の実施を図る。また、保育所入所児童の健診に携わる歯科医師の育成を目的に「横浜市保育所等入所児童歯科健診事業健診医研修会」を市と協力し実施する。
11		横浜市歯科医師会	本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃんこどもの歯の応援室」を通して乳幼児期の歯科口腔保健の啓発活動を実施する。	「教えて！めばえちゃん」をアップデートすることにより、市民に対してより多くの情報を発信することができた。	本会が運営するサイト「教えて！めばえちゃんこどもの歯の応援室」を通して乳幼児期の歯科口腔保健の啓発活動を実施する。
12		横浜市歯科医師会	歯科健診、診療を通して児童虐待の早期発見につとめているほか、会員歯科医師に対して児童虐待に関する啓発をおこなうことで、乳幼児の健やかな成長を支える。また、会員歯科医師を対象に「BEAMS研修（医療機関向け虐待対応プログラム）Stage1」を開催する。	会員歯科医師および会員診療所スタッフ対象とした、「BEAMS研修（医療機関向け虐待対応プログラム）Stage1」を開催し、児童虐待の早期発見に対する理解を深めた。	昨年度に引き続き、「BEAMS研修（医療機関向け虐待対応プログラム）」を開催する。また、特定妊婦や0日死に関する勉強会などを開催し乳幼児虐待に対して歯科医師会として協力できる部分への理解を深める
13		神奈川県栄養士会	小児期の口腔機能の発達について理解し、食べる機能に合わせた食事支援について歯科勤務栄養士より学ぶ研修会を12月に開催。	栄養ケア・ステーションスキルアップ研修会歯科医院の認定栄養ケア・ステーション管理栄養士より歯科医院での地域にむけた取組について講話 7月13日 26名参加	小児期の口腔機能の発達について理解し、食べる機能に合わせた食事支援について理解を深める
14		神奈川県栄養士会	継続して、地域での離乳食教室を開催している。	横浜市中央卸売市場からの委託で作成した魚を使った「とりわけ離乳食レシピ」を使用して、離乳食教室で調理実演し魚料理を離乳食に活用市内子育て拠点、子育て広場等4か所で開催	口腔機能発達に合わせた離乳食の進め方をふまえ、継続して地域での離乳食教室を開催する
15		横浜市食生活等改善推進員協議会	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。
16		横浜市私立保育園こども園園長会	横浜市私立保育園こども園における嘱託歯科医師による年2回の歯科検診の実施および保護者への啓蒙活動	嘱託歯科医師による年2回の歯科検診は実施。保護者への啓蒙については園によってばらつきがあった。	横浜市私立保育園こども園における嘱託歯科医師による年2回の歯科検診の実施。会員に向けて保護者への報告や指導を丁寧に行うよう周知する。

No	イメージ・対 テ ラ イ フ ス	関係機関・団体名	令和7年度		令和8年度
			令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画
17	学 齢 期	横浜市歯科医師会	従来より実施されている横浜市巡回歯科衛生士事業を拡充し、歯科口腔に関わる啓発を行っていく。	横浜市巡回歯科衛生士事業では、歯科衛生士が市内375校へ訪問し、歯科保健活動を実施した	従来より実施されている横浜市巡回歯科衛生士事業を拡充し、口腔に関わる啓発を行っていく。 また、歯科口腔保健管理として実施している学校歯科健康診断や歯科相談を、不登校児童生徒に対して学校歯科医の医療機関で実施する
18		横浜市歯科医師会	歯科口腔保健教育として、歯と口腔に関する学習や保健指導に必要な教材や資料の提供及び助言を行う。	児童生徒が使用する健康手帳の改定が実施され、歯と口腔に関する学習や保健指導に必要な資料を提供した	児童生徒が使用している健康手帳の数年後のデジタル化に向けて、必要な教材や資料の提供および助言を行う
19		横浜市歯科医師会	—	—	不適切な環境で養育されていることが予想される幼児や児童生徒に対して、歯科口腔管理を目的として児童相談所併設一時保護所の歯科健診を実施する
20		横浜市食生活等改善推進員協議会	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、育ち・学びの世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。
21	成 人 期	横浜市保健活動推進員会	地域のイベントの機会にオーラルフレイル予防の必要性を伝える。	各地域で行われるイベントで、地域住民に対してオーラルフレイル予防の必要性を伝えると共に、健康測定の一環として言葉がスムーズに出るかの口腔機能チェックを行った。	地域のイベントの機会にオーラルフレイル予防の必要性を伝える。
22		神奈川産業保健総合支援センター	令和7年12月19日に産業保健関係者に対する口腔ケアと全身の健康についてセミナーを実施予定。	令和7年12月19日に産業保健関係者に対する口腔ケアと全身の健康についてセミナーを実施	産業保健関係者に対する口腔ケアと全身の健康についてセミナーを実施予定。
23		横浜市歯科医師会	糖尿病、心疾患、誤嚥性肺炎等、全身疾患と歯科疾患との関連についての啓発、関係機関・団体と連携した活動を行う。また地区単位で「横浜市疾患別医療介護連携事業」参画を図っていく。	糖尿病に関して「糖尿病・歯周病重症化予防のための横浜市医科歯科連携事業」心疾患に関して「地域のかかりつけ歯科診療所として歯科訪問診療を推進」誤嚥性肺炎に関して「脳卒中医科歯科連携事業（VE研修会）」全身疾患に関して「周術期等口腔機能管理に関する事業」を施行し啓発、関係機関・団体と連携し活動を行った。また令和5年から続く、地区単位での「横浜市疾患別医療介護連携事業」に参画した。	本年度も左記の事業をとおし、啓発、関係機関・団体と更なる連携を深め活動する。
24		横浜市歯科医師会	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所にて40歳、50歳、60歳、70歳を対象にした歯周病検診を実施する。さらに今年度より対象年齢の拡大により20歳、30歳においても同様の検診を実施する。	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所にて20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳を対象に歯周病検診を行った。また今年度は70歳に加え20歳に対しても個別通知を行った。	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所にて20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳を対象に歯周病検診を行う。
25		横浜市歯科医師会	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所を糖尿病医科歯科連携登録医療機関と定め、登録医療機関を中心に糖尿病の重症化予防に取り組む。	糖尿病医科歯科連携登録医療機関新規登録ならびに登録更新のための研修会を実施し、登録医療機関の増加を図るとともに既存の登録医療機関に対し、最新の情報を含む知識の研鑽を図った。	所定の研修を修了した会員が在籍する歯科診療所を糖尿病医科歯科連携登録医療機関と定め、登録医療機関を中心に糖尿病の重症化予防に取り組む。引き続き本会HPIに登録医を掲載し市民への有益な情報とする。
26		横浜市歯科医師会	酸を扱う事業場が法律で6か月毎に義務付けられている歯牙酸蝕症健診（特殊歯科健診）の実施率向上につとめ、事業場で働く労働者の歯科口腔保健管理を行うほか、労働環境の改善を行う。	歯牙酸蝕症健診（特殊歯科健診）について、希望された事業所に対して健診を行い、働く労働者に対して歯科口腔保健管理を行うほか労働環境の改善を行った。	酸を扱う事業場が法律で6か月毎に義務付けられている歯牙酸蝕症健診（特殊歯科健診）の実施率向上につとめ、事業場で働く労働者の歯科口腔保健管理を行うほか、労働環境の改善を行う。
27		横浜市食生活等改善推進員協議会	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、働き・子育て世代に対し「よく噛んで食べることの大切さ」を伝える。

No	イメージ・対	関係機関・団体名	令和7年度		令和8年度
			令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画
28	高齢期	横浜市駒岡地域ケアプラザ	「GOGO健康講座」を昨年度と同じように行い、その中に歯科衛生士を招いてのオーラルフレイルの講座を予定している。	「GOGO健康講座」を2ヶ所（駒岡、末吉）で歯科衛生士、顔ヨガの講師を招聘。各々咀嚼チェックガムや磨き残しチェック、咀嚼に関わる筋肉のほぐし方や鍛え方について学ぶ機会を提供した。	令和7年度と同様、GOGO健康講座（駒岡、末吉）を開催予定。オーラルフレイルについて歯科衛生士、顔ヨガ講師を招く。
29		横浜市保健活動推進委員会	地域の介護予防の講座や一人暮らしの方への訪問時において、オーラル予防の大切さやお口の体操を伝える。	歯科医師から高齢者の介護予防講座時にオーラルフレイル予防の大切さやお口の体操を実施した。	地域の介護予防の講座や一人暮らしの方への訪問時において、オーラル予防の大切さやお口の体操を伝える。
30		横浜市薬剤師会	薬局にて横浜市健康福祉局作成の「フレールフレール」フレイル予防リーフレット（チェックシート）を使用して、オーラルフレイルのチェックを行う。（令和7年度より追加：鶴見・西・中・港南・旭・磯子・瀬谷区） また、令和7年度より、18区において「フレイル予防薬局認証制度」を開始。認証された薬局においても、「フレールフレール」フレイル予防リーフレット（チェックシート）を使用したチェック、オーラルフレイル予防の相談を実施。	令和7年度の「フレイル予防薬局認証制度」による認証薬局は60薬局。口腔やオーラルフレイルを含み、フレイル全般に関する相談や指導助言を実施し、60薬局全体での取組報告件数は775件。	令和8年度においても「フレイル予防薬局認証制度」にて認証された75薬局にて、「フレールフレール」フレイル予防リーフレット（チェックシート）を使用したチェック、オーラルフレイル予防の相談を実施。
31	高齢期	横浜市薬剤師会	薬局にて横浜市健康福祉局作成の「フレールフレール」フレイル予防リーフレット（チェックシート）を使用してオーラルフレイルのチェックならびにミニ講座を行う。（令和7年度より追加：鶴見・西・中・港南・旭・磯子・瀬谷区）	令和7年度は、南・栄・泉・鶴見・西・中・港南・旭・磯子・瀬谷区の10区で、横浜市健康福祉局作成の「フレールフレール」フレイル予防リーフレット（チェックシート）を使用してオーラルフレイルのチェックならびにミニ講座を実施。口腔を含むミニ講座の開催は283回の内、82回実施。	令和8年度は市内18区での展開として、薬局にて横浜市健康福祉局作成の「フレールフレール」フレイル予防リーフレット（チェックシート）を使用してオーラルフレイルのチェックならびにミニ講座を行う。
32		横浜市薬剤師会	引き続き、横浜市薬剤師会ホームページの会員専用ページに、薬局で配布可能なリーフレットを作成・掲載し、啓発活動を行う。	横浜市薬剤師会ホームページの会員専用ページ内に、薬局で配布可能なリーフレットを作成・掲載し、会員薬局等で活用をいただいた。	令和8年度も、引き続き、横浜市薬剤師会ホームページの会員専用ページに、薬局で配布可能なリーフレットを作成・掲載し、啓発活動を行う。
33		横浜市歯科医師会	オーラルフレイル等に関する研修会（認知症対応力向上研修会含む）を開催し、所定の研修を受講した会員を「オーラルフレイル相談医」、診療をおこなう会員歯科診療所を「オーラルフレイル・口腔機能低下症対応医療機関」と定め、オーラルフレイル等の相談、診療に対応する。	・会員歯科医師を対象に「診療所で行う口腔機能向上研修会」を開催し、オーラルフレイルに対する知識を高め、各会員診療所よりオーラルフレイル予防等啓発を図った。また、所定の研修を行った会員を「オーラルフレイル相談医」、診療を行う会員歯科診療所を「オーラルフレイル対応医療機関」と定め、オーラルフレイルに就いて相談、診療に対応した。 ・認知症対応力向上研修会にて「認知症地域医療支援事業実施要綱（厚生労働省要綱）」に基づき、高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の本人とその家族を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施した。	・会員歯科医師を対象に「診療所で行う口腔機能向上研修会」を開催し、オーラルフレイルに対する知識を高め、各会員診療所よりオーラルフレイル予防等啓発を行う。「オーラルフレイル相談医」「オーラルフレイル対応医療機関」の登録医療機関を増やすための研修会への受講を周知する。 ・認知症対応力向上研修会をとおして、引き続き研鑽を積み、本研修会受講者は、本会HPにて修了者とし掲載しており、認知症人家族の有益な情報として周知していく。
34	高齢期	横浜市歯科医師会	市民のオーラルフレイルの認知度が低いことから認知度向上につとめるほか、オーラルフレイルに関する講演や研修会を実施する。	市内各地区が区民に対してオーラルフレイルに関する講演や研修会を実施し、認知度向上に努めた。	本会も地区歯科医師会としても継続してオーラルフレイルに関する講演、研修会を開催することにより認知度向上に努める
35		横浜市歯科医師会	在宅要介護者訪問歯科健診事業（対象者は主に要介護3以上）を通じ、健診の結果をもとに相談対応及び指導も併せて実施し、誤嚥性肺炎等の疾病の予防及び対象者の低栄養防止・歯科疾患の重症化予防を図る。	口腔機能管理を必要とする通院困難な在宅高齢者へのADL維持向上のために実施した。本事業は、平成29年度より開始され令和7年度の実地件数は418件（上限件数は470件）であった。なお、事業の効果検証は、研究機関に依頼し現在検証中である。	健診事業を通じ、要介護者の口腔機能の維持に努め、誤嚥性肺炎や低栄養・歯科疾患の重症化予防を図るとともに、歯科口腔保健の啓発を行う。
36		神奈川県栄養士会	・継続して市内介護予防事業に取組む。	令和7年11月8日新都市ホールで開催された「フレイル予防フェス よこはま」にて、フレイル予防栄養相談ブースを出展124名の相談があった ・栄養ケア・ステーション市内介護予防事業	・オーラルフレイル予防の視点をふまえ、継続して市内介護予防事業に取組む
37		神奈川県栄養士会	・「高齢者の摂食嚥下セミナー」を開催し、高齢期における摂食嚥下のメカニズムと個別対応のポイントを歯科医師から学ぶ研修会の開催を予定。	在宅栄養ケア推進事業講演会「認知症高齢者への栄養・食生活支援」 「歯科専門職職から見た認知症高齢者の食支援」 歯科医師・歯科衛生士講師 41名参加	地域包括ケアシステムを実践するための研修会の実施
38		横浜市食生活等改善推進員協議会	食育啓発の場において、実りの世代に対して「口から食べることの大切さ」を伝える。	食育啓発の場において、実りの世代に対して「口から食べることの大切さ」を伝えた。	食育啓発の場において、実りの世代に対して「口から食べることの大切さ」を伝える。

No	テ ー ジ ・ イ マ ジ ・ 対 ス	関係機関・団体名	令和7年度		令和8年度
			令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画
39	障 害 児 及 び 障 害 者	横浜市心身障害児者を守る会連盟	当会が開催する福祉大会にて、二次医療機関の新設並びに横浜市歯科医療センターと地元歯科医との連携を発展強化し、障害児者の歯科医療システムをさらに充実発展させることを大会宣言の中で伝える。行政機関へは二次医療機関の新設と協力歯科医院との連携システムの構築を要望していく。	当会が開催する福祉大会にて、二次医療機関の新設並びに横浜市歯科医療センターと地元歯科医との連携を発展強化し、障害児者の歯科医療システムをさらに充実発展させることを大会宣言の中で伝えた。行政機関へは二次医療機関の新設と協力歯科医院との連携システムの構築を要望した。	当会が開催する福祉大会にて、新たにもう一箇所の歯科医療センターの新設をすること、並びに横浜市歯科医療センターと地元歯科医との連携を発展強化し、障害児者の歯科医療システムをさらに充実発展させることを大会宣言の中で伝える。行政機関へはもう一箇所の歯科保健医療センターの新設と協力歯科医院との連携システムの構築を要望する。
40		横浜市歯科医師会	所定の研修会を修了した会員が在籍する歯科診療所を心身障害児者歯科診療協力医療機関と定め、横浜市歯科保健医療センターおよび心身障害児者歯科診療協力医療機関を中心とする会員歯科診療所において、高次歯科医療機関と連携し、障害児・者の歯科診療や歯科口腔保健指導を行う。	所定の研修会を修了した会員が在籍する歯科診療所を心身障害児者歯科診療協力医療機関と定め、横浜市歯科保健医療センターおよび心身障害児者歯科診療協力医療機関を中心とする会員歯科診療所において、高次歯科医療機関と連携し、障害児・者の歯科診療や歯科口腔保健指導を行った。	所定の研修会を修了した会員が在籍する歯科診療所を心身障害児者歯科診療協力医療機関と定め、横浜市歯科保健医療センターおよび心身障害児者歯科診療協力医療機関を中心とする会員歯科診療所において、高次歯科医療機関と連携し、障害児・者の歯科診療や歯科口腔保健指導を行う。
41		横浜市歯科医師会	横浜市歯科保健医療センターの訪問歯科診療事業において医療的ケア児・者を対象とした歯科診療の充実を図り、歯科口腔保健活動の啓発を行う。	医療的ケア児・者に対し、横浜市歯科保健医療センターおよび会員歯科診療所にて訪問歯科診療を実施した。	横浜市歯科保健医療センターおよび会員診療所において医療的ケア児・者を対象とした歯科診療の充実を図り、歯科口腔保健活動の啓発を行う。
42		横浜市歯科医師会	障害福祉の関係機関・団体等からの依頼に応じて、横浜市歯科保健医療センター職員が障害児・者の歯科口腔保健に関する講演等を行う。	横浜市医師会、神奈川県歯科医師会からの依頼に応じて講演等をおこなったほか、日本歯科医学会、日本障害者歯科学会の学術大会等にて発表をおこなったほか、学会誌に論文発表をおこなった。2028年に開催される第45回日本障害者歯科学会学術大会が横浜市歯科医師会のもとで横浜市で開催されることが決定し、3000人規模の障害者歯科関係者が集う学術大会の準備を始めた。	障害福祉の関係機関・団体等からの依頼に応じて、横浜市歯科保健医療センター職員が障害児・者の歯科口腔保健に関する講演等を行う。第45回日本障害者歯科学会学術大会においては、行政、本部会員所属団体、障害者団体、障害者当事者、歯科医療従事者等の協力のもと準備を進めていく。
43		横浜市歯科医師会	市内の障害児・者歯科診療を担う高次歯科医療機関の担当者と、障害児・者の歯科診療及び歯科口腔保健について協議、意見交換を行う。	市内の障害児・者歯科診療を担う高次歯科医療機関、行政、障害者団体の担当者、と、障害児・者の歯科診療及び歯科口腔保健について協議、意見・情報の交換を行った。	市内の障害児・者歯科診療を担う高次歯科医療機関、行政、障害者団体の担当者、と、障害児・者の歯科診療及び歯科口腔保健について協議、意見交換を行う。
44	災 害	神奈川県栄養士会	口腔機能障害を学ぶスキルアップ研修会を開催「障害児者にみられる口腔内の特徴と口腔機能食害による食事課題」歯科医師を講師に研修し、食関連課題の事例を通じた栄養介入方法を学ぶ演習の開催 11月。	歯科医師の立場より、口腔内の診療からミールラウンドに至るまで診療に取り入れる講義、歯科医師の口腔内科の取組、精神疾患、認知症患者の特性、摂食嚥下栄養管理福祉事業部スキルアップ研修会講演 11月30日43名参加	高齢・障害施設向け 摂食嚥下スキルアップセミナーの開催
45		横浜市歯科医師会	関係機関・団体と連携、調整し、災害時における歯科口腔保健活動の準備、対策を各本会、地区歯科医師会ならびに会員歯科診療所も含めて行う。	本会が平時から取り組む、災害時歯科医療保健活動の関係機関・団体、地区歯科医師会との連携に取り組んだ。	本年度は、現在の平時の取組の速度を上げる取組、また災害時の保健活動からの災害関連連の予防に重要であることを特に関係機関・団体へ啓発を予定している。
46		神奈川県栄養士会	ビッグレスキューにて、避難所内保健医療福祉活動訓練に参加 食支援必要な事例に対応 11月。	11月9日ビッグレスキュー（三浦市）にて、岬陽小学校避難所内保健医療福祉活動訓練に参加 食支援必要な事例4件に対応	令和8年度ビッグレスキュー（厚木市）にて、避難所内保健医療福祉活動訓練に参加 食支援必要な事例に巡回対応
47		神奈川県栄養士会	・令和7年度11月ビッグレスキューに参加。 ・昨年同様3月 逗子市、消防・防災フェアに参加DAT号展示、災害時備蓄食品展示、バッククッキング紹介。	・令和7年度11月9日ビッグレスキュー（県立城ヶ崎公園）に参加。DAT号の、災害時備蓄食品展示 アンケート実施80名参加 避難所内保健医療福祉活動訓練に参加 栄養相談4名 ・3月1日 逗子市池子第1運動場「令和7年度消防・防災フェア」に参加DAT号、災害時備蓄食品展示、バッククッキング紹介。アンケート134名実施	・令和8年度ビッグレスキュー（厚木市）9月1日に参加予定 避難所内保健医療福祉活動訓練に参加予定 ・金沢区食生活改善推進員対象「バッククッキング」講習会開催予定

No	イメージ・対	関係機関・団体名	令和7年度		令和8年度
			令和7年度取組計画	令和7年度実績	令和8年度取組計画
48	共通	横浜市薬剤師会	三師会合同での会議にて、情報共有を予定。	令和7年12月に実施。	令和8年度も、三師会合同での会議にて、情報共有を予定。
49		横浜市歯科医師会	本会及び会員歯科診療所は全てのライフステージにおける歯科健（検）診に関与している市内唯一の団体、医療機関である特性を生かし、関係機関・団体との連携を重視、推進していくことで歯科口腔保健の充実を図る。	本会及び会員歯科診療所はマイナス1歳からの妊婦歯科健診に始まり、保育園健診、学校検診、歯周病検診と全てのライフステージにおいて健診（検診）を行っており、また関係機関との連携を重視、推進することで歯科口腔保健の充実を図った。	本会及び会員歯科診療所は全てのライフステージにおける歯科健（検）診に関与している市内唯一の団体、医療機関である特性を生かし、関係機関・団体との連携を重視、推進していくことで歯科口腔保健の充実を図る。
50		横浜市歯科医師会	関係機関・団体と連携して6～7月に歯と口の健康週間中央行事を開催するほか、歯と口の健康週間（6月4～10日）を中心に区歯科医師会においても歯と口の健康に関する啓発活動を行う。食育に携わる機関、関係団体と協議し、健康寿命の延伸に向けて「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」を行う。	本会としては関係機関・団体と連携して6～7月に歯と口の健康週間中央行事を特設サイトにて期間限定開催した。区歯科医師会としても歯と口に関する啓発活動や体験型コンテンツなどを企画し区民に向け歯と口の健康に対する啓発を行なった。食育推進協議会に参加し食育に携わる機関、関係団体と協議し、健康寿命の延伸に向けて「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」を行なった。	本年度も6月～7月にかけて歯と口の健康週間中央行事を特設サイトにて開催する。各区においても6月を中心に歯と口の健康週間行事を開催し、歯と口の健康に関する啓発活動を行う。また食育推進協議会においても継続参画し、「生涯に渡り、自分の歯で美味しく食事を摂るため歯科的観点からの助言」「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」を行う。
51		神奈川県栄養士会	・横浜市歯と口の健康週間 名義使用承認協力。 ・他県内各地域での「お口の健康フェスタ」に参加協力。	・「歯と口の健康週間中央行事2025年」横浜市歯科医師会へ後援 名義使用承認書送付 ・他県内各地域での「お口の健康フェスタ」に参加協力。	・横浜市「歯と口の健康週間中央行事2026」横浜市歯科医師会へ後援 名義使用承認書送付 ・他県内各地域での「お口の健康フェスタ」に参加協力。
52		神奈川県栄養士会	10月25日健康チャレンジフェアで県、歯科医師会、歯科衛生士会と連携しオーラルフレイルのスタンプラリーを行う。	10月25日「健康チャレンジフェア2025」で県、歯科医師会、歯科衛生士会と連携しオーラルフレイルのスタンプラリーに100名参加	「健康チャレンジフェア2026」で県、歯科医師会、歯科衛生士会とオーラルフレイルのスタンプラリー連携協力予定。
53		横浜市医師会	横浜市内18区にある在宅医療連携拠点内が活動の一環として、市民啓発講演会を開催。名称：歯とお口の健康習慣イベント。	横浜市内18区にある在宅医療連携拠点内が活動の一環として、研修を1件開催。名称：歯と口の健康週間行事	横浜市内18区にある在宅医療連携拠点内が活動の一環として、市民啓発講演会を開催。（予定）
54		横浜市薬剤師会	—	令和7年12月に横浜市健康福祉局より、「歯周病検診」の周知依頼があり、会員への周知と横浜市薬剤師会ホームページ内にチラシ掲載を実施し、啓発活動に努めた。	令和8年度も同様に「歯周病検診」について、横浜市薬剤師会ホームページ内にチラシ掲載と、会員による啓発活動を継続する。
55		横浜市薬剤師会	—	令和8年2月にお薬手帳の改訂作成が終了し、改訂にあたり横浜市歯科医師会ページの更新を依頼し、執筆いただいた。同月末より、会員薬局等向けに販売を開始。	令和8年度も同様に、お薬手帳の普及啓発に向けて販売を継続する。

第3期健康横浜2 1 指標・ベースライン値（歯科関連） 最新値について

1 第3期健康横浜2 1の評価スケジュール

本計画は、令和6年度から令和17年度までの12年間の計画期間としたものですが、効果的に取組を進めるため、令和11年度に中間評価を行い、計画の進捗状況を確認し、把握された課題を踏まえ計画後半の取組を強化します。計画最終年度の前年度である令和16年度には計画の最終評価を行い、次期計画の策定に生かします。



2 ベースライン値の設定

本計画では、令和5年度の策定作業時に把握できる直近値を基に目標値を設定していますが、計画期間中の取組の状況の評価するため、今回新たに、計画開始前の状況を把握できるデータの最新値を「ベースライン値」として設定しました。

3 歯科のベースライン値および最新値

歯科分野の評価項目は12項目あり、そのうち5項目は、今回新たに報告された令和6年度神奈川県民歯科保健実態調査（横浜市分）からベースライン値として算出されました。新たなベースライン値および最新値は、「第3期健康横浜2 1 歯科関連指標・目標値 一覧表」に記載の青地部分です。

第3期健康横浜21 歯科関連指標・目標値 一覧表															最新値	
評価項目	課題・取組テーマ	指標	(区分)	単位	出典	ベースライン値	N数-ベースライン値	西暦-ベースライン値	和暦-ベースライン値	目標値(目標)	向き	西暦-目標値	和暦-目標値	目標の方向	2023	2024
中間成果	⑥歯周炎の予防と改善	40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値)		%	県民歯科保健実態調査 横浜市分	56.8	1232	2024	R06	60		2032	R14	減少		56.8
直接成果	歯・口腔	3歳児でむし歯のない者の割合	全体	%	地域保健・健康増進事業 報告	94.9	24662	2023	R05	90→95 (R7.8/27推進会議で承認)	以上	2032	R14	増加	94.9	95.3
直接成果	歯・口腔	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合	全体	%	地域保健・健康増進事業 報告	1	24662	2023	R05	0		2032	R14	減少	1	1
直接成果	歯・口腔	12歳児でむし歯のない者の割合 ※	全体	本	神奈川県・定期歯科健診 結果に関する調査	79.9	24278	2023	R05	72.2	以上	2032	R14	増加	79.9	81.6
直接成果	歯・口腔	中学生における歯肉に異常のある者の割合	全体	本	神奈川県・定期歯科健診 結果に関する調査	20.9	71900	2023	R05	15.5	以下	2032	R14	減少	20.9	20.7
直接成果	歯・口腔	20歳以上における未処置歯を有する者の割合(年齢調整値)	全体	%	県民歯科保健実態調査 横浜市分	23.5	1530	2024	R06	20	以下	2032	R14	減少		23.5
直接成果	歯・口腔	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)	全体	%	県民歯科保健実態調査 横浜市分	13.2	1232	2024	R06	15	以下	2032	R14	減少		13.2
直接成果	歯・口腔	20代～60代における「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	26.6	6514	2023	R05	20	以上	2032	R14	増加	26.6	
直接成果	歯・口腔	50歳以上におけるなんでも噛んで食べることのできる者の割合(年齢調整値)	全体	%	県民歯科保健実態調査 (横浜市分)	77.2	1036	2024	R06	80	以上	2032	R14	増加		77.2
直接成果	歯・口腔	80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合	全体	%	県民歯科保健実態調査 横浜市分	66.9	299	2024	R06	60	以上	2032	R14	増加		66.9
直接成果	歯科健診	妊婦歯科健康診査受診率	女性	%	地域保健・健康増進事業 報告	44.5	22954	2023	R05	40→50 (R7.8/27推進会議で承認)	以上	2032	R14	増加	44.5	45.8
直接成果	歯科健診	20代～60代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	65.3	6584	2023	R05	55	以上	2032	R14	増加	65.3	

※指標【12歳児でむし歯のない者の割合】については、令和5年度分までは、永久歯のみの集計としておりましたが、令和6年度実施分より、設問を学校保健統計に合わせ、乳歯および永久歯の総数となります。

歯科口腔保健推進検討部会設置要綱

制定 令和元年7月29日 健保事第1204号（局長決裁）
最近改正 令和5年3月24日 健保事第3956号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、歯科口腔保健の推進に関して専門的見地から検討するため、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例（以下「条例」という。）第11条及び健康横浜21推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項に基づき設置する「歯科口腔保健推進検討部会」（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（検討事項）

第2条 検討部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）歯科口腔保健の推進に関する事項
- （2）その他必要な事項

（構成）

第3条 検討部会は、要綱第7条第2項に基づき、健康横浜21推進会議（以下「推進会議」という。）の委員及び要綱第4条に基づき市長が任命した臨時委員のうちから推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（部会長等）

第5条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。副部会長は、委員の中から部会長が指名する。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長が欠けたとき、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員任命後、部会長選出前の検討部会の会議は、推進会議の会長が招集する。

- 2 部会長は、検討部会の会議の議長とする。
- 3 検討部会は、委員の過半数の出席により開催する。

- 4 検討部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、検討部会の部会長の決するところによる。
- 5 検討部会を欠席する予定の委員は、第2条に関する意見を書面により事前に提出することができる。

（会議の公開）

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第8条 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（推進会議への報告）

第9条 検討部会は、会議内容を推進会議へ報告するものとする。

（守秘義務）

第10条 委員及び関係者は、検討部会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

（庶務）

第11条 検討部会の庶務は、健康福祉局健康推進課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討会の会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は令和5年4月1日から施行する。



横浜市歯科口腔保健推進計画

令和6(2024)年度～令和 17(2035)年度

横浜市 令和6年(2024 年) 3月

「横浜市歯科口腔保健推進計画」目次

1	策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	趣旨	
(2)	背景	
(3)	目的	
(4)	計画期間	
(5)	位置づけ	
2	歯科口腔保健の現状と取組の方向性・・・・・・・・	1
(1)	横浜市における歯科口腔保健の現状	
ア	これまでの取組	
イ	現状と課題	
(2)	取組の方向性	
ア	基本目標	
イ	行動目標	
(3)	関係者の役割	
ア	市民	
イ	横浜市	
ウ	歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）	
エ	保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等（保健、医療、福祉、介護、保育、教育）	
3	歯科口腔保健の推進に関する施策・・・・・・・・	14
(1)	ライフステージ・対象像に着目した施策	
ア	妊娠期	
イ	乳幼児期	
ウ	学齢期	
エ	成人期	
オ	高齢期	
カ	障害児及び障害者	
(2)	ライフステージ・対象像に共通して推進する取組	
ア	災害に備えた対策	
イ	情報共有と情報発信	
ウ	実態把握	
4	推進・評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・	18
5	計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(1)	評価スケジュール	
(2)	評価と指標設定の考え方	
(3)	目標値	
6	資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(1)	各種調査の概要	
ア	健康に関する市民意識調査	
イ	県民歯科保健実態調査（成人）	
(2)	関係法令	
ア	歯科口腔保健の推進に関する法律	
イ	横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例	

横浜市歯科口腔保健推進計画

1 策定に当たって

(1)趣旨

市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（歯科口腔保健推進計画）を策定します。

(2)背景

歯と口腔の健康は、生活の質や心身の健康を保つ基礎であり、人生100年時代を迎え、生涯を自分の歯で過ごし、健康を維持していくために、ライフステージに応じた取組はさらに重要です。このような状況から制定された「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づいて、歯科口腔保健推進計画を、横浜市の総合的な健康づくりの指針である「第3期健康横浜21」において一体的に策定します。

(3)目的

健康で豊かな生活の実現に向け、歯と口腔の健康づくりに市民自らが取り組めるよう、行政、関係機関や団体がそれぞれに求められる役割を十分理解し、相互連携のうえライフステージ等の現状や課題に応じて、歯科口腔保健の推進に取り組むことを目指します。

(4)計画期間

令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）

(5)位置付け

「健康横浜21」の歯・口腔分野の取組としての位置付けや、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」、「横浜市高齢福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「横浜市障害者プラン」、「横浜市地域福祉保健計画」、「よこはま保健医療プラン」、「横浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画」等の関連する計画と連携して取り組みます。

また、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の施策の方向性や、数値目標を参照するなど、整合性を図りながら推進します。

2 歯科口腔保健の現状と取組の方向性

(1)横浜市における歯科口腔保健の現状

ア これまでの取組

横浜市では、平成13年（2001年）に健康増進法に基づく市町村健康増進計画として「健康横浜21」を策定し、ライフステージに応じた生活習慣の改善に取り組むべき事項の1つとして「歯の健康」の分野を設定しました。

平成31年(2019年)、「条例」が制定され、各ライフステージや、妊婦や障害がある人など特化した取組が必要な対象像の現状や課題に応じた歯と口腔の健康づくりを推進しています。特に、成人期以降については、「第2期健康横浜21」の中間評価(平成29年度(2017年度))において、歯周疾患予防や口腔機能の低下(オーラルフレイル)の予防に重点的に取り組む必要があることが確認されたため、これらの取組を推進しています。

令和2年度(2020年度)末、歯科口腔保健推進計画の策定に向け、「横浜市歯科口腔保健令和3年度から令和4年度の取組」をまとめ、その推進に当たり、各ライフステージ等に応じた指標(以下「取組指標」という。)を設定しました。

表5-1 「取組指標」一覧

対象	指標
乳幼児期	3歳児でむし歯のない者の割合
学齢期	12歳児の1人平均むし歯数
成人期	40歳代における進行した歯肉炎を有する者の割合
	過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
	妊婦歯科健康診査受診率
高齢期	60歳代でなんでも噛んで食べることのできる者の割合
	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
要介護高齢者	介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率
障害児及び障害者	障害(児)者入所施設での定期的な歯科検診実施率

イ 現状と課題

(ア)ライフステージ・対象像ごとの現状と課題

a 妊娠期

妊娠中は、ホルモンバランスの変化や「つわりで歯みがきができない」ことが口腔に影響し、「歯ぐきからの出血」や「むし歯」等、口の中の困りごとが生じやすい時期です。妊婦歯科健康診査の令和3年度(2021年度)における受診率は43.0%であり、横浜市の目標である40%を達成しましたが、妊娠期は歯と口腔の健康に関する重要な時期のため、引き続き啓発を行う必要があります。



出典：地域保健・健康増進事業報告

b 乳幼児期

令和3年度(2021年度)の3歳児健康診査における「むし歯のない児の割合」は93.0%であり、乳幼児期のむし歯のない児の割合は増加傾向にあります。むし歯がない児が増える一方で、一人で多くのむし歯がある児も存在しています。

乳幼児期は、乳歯が生え始め咀嚼機能を獲得し、口腔機能が発育・発達する大事な時期です。食生活をはじめ、歯みがきの習慣なども確立に向かう時期なので、口腔機能の健全な発育・発達につながる生活習慣を身につけられるよう支援等が必要です。育児に関わる多くの職種が連携を強化し、本人と養育者を支援するため、引き続き個々に応じたきめ細かい対策が必要です。

図5-2 3歳児でむし歯のない者の割合【取組指標】



出典：地域保健・健康増進事業報告

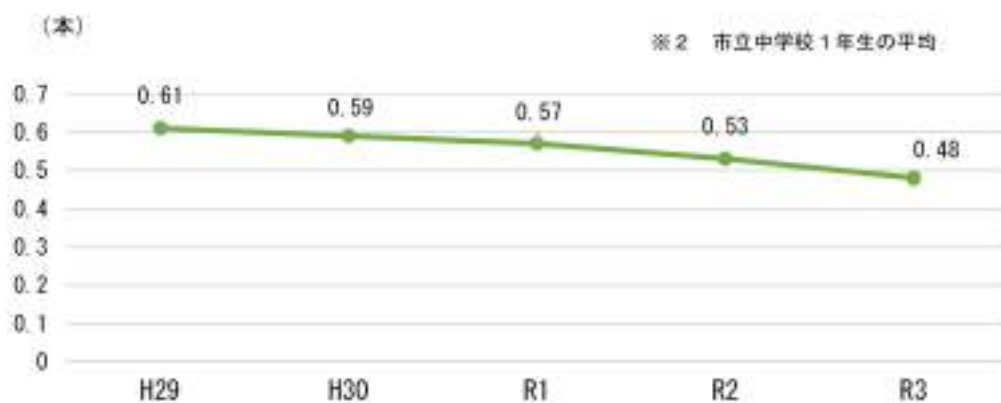
c 学齢期

12歳児の「1人平均むし歯数」は減少傾向にあり、令和3年度(2021年度)は0.48本と国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第1次)」の目標である1.0本未満を達成しています。加えて、令和3年度(2021年度)の「12歳児でむし歯のない児の割合」は68.7%でした^{※1}。また、歯肉に異常のある中学生の割合は、平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)にかけて増加し、令和2年度(2020年度)、3年度(2021年度)は減少しました。

成人期の歯周病や口腔機能低下を予防するための対策が、この時期から必要です。例として、甘味食品の喫食習慣を改善し、栄養バランスの取れた食事を規則正しくとることや、よく噛んで食べる習慣、むし歯や歯肉炎を予防するためのセルフケアの方法を身に付けることなどが挙げられます。

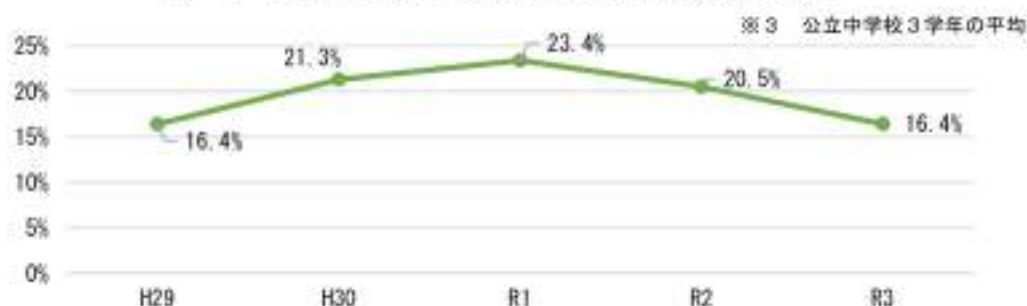
※1 出典：神奈川県定期歯科検診結果に関する調査(横浜市分)

図5-3 12歳児の1人平均むし歯数※2【取組指標】



出典：横浜市学校保健統計調査

図5-4 中学生における歯肉に異常のある者の割合※3



出典：神奈川県定期歯科検診結果に関する調査（横浜市分）

自ら口腔ケアを行うことが困難な児童・生徒については、特性や発達の段階等に応じた支援が必要です。

また、喫煙が歯や口腔、全身の健康に影響を及ぼすことについて指導し、喫煙の防止につなげることが必要です。

この時期の歯科口腔保健の取組を充実させるためには、定期的な歯科健康診査を実施する学校歯科医やかかりつけ歯科医など、学校と家庭、地域の歯科医療機関が連携を密にして啓発や保健指導を行うとともに、歯科口腔保健の分野においても、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校など、地域全体で切れ目なく連携して取り組む必要があります。

d 成人期

横浜市の「40歳の未処置歯^{※4}を有する人の割合」は、減少傾向ではありますが、令和2年度（2020年度）の横浜市結果では26.6%と国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第1次）」の目標値である10%に達していません。

「40歳代における進行した歯周炎^{※5}を有する人の割合」は、令和2年度（2020年度）の調査結果は54.1%であり、平成28年度（2016年度）と比較し、わずかに減少しているものの、明らかな変化はありませんでした。一方、令和3年度（2021年度）に横浜市歯周病検診を受診した人のうち、要精密検査^{※6}と判定された人は73.5%でした。横浜市中で要精密検査と判定された人の割合は、40歳、50歳、60歳、70歳の各年齢において、全国値を上回っています。歯周病は自覚症状が乏しく、重症化により歯を失うなど手遅れになることが多いため、むし歯対策とあわせた予防と早期発見が重要です。

※4 治療が必要なむし歯

※5 歯周ポケットが4mm以上

※6 歯周病、その他の所見等があるため、さらに詳しい検査や治療を要する

図5-5 40歳の未処置歯を有する者の割合



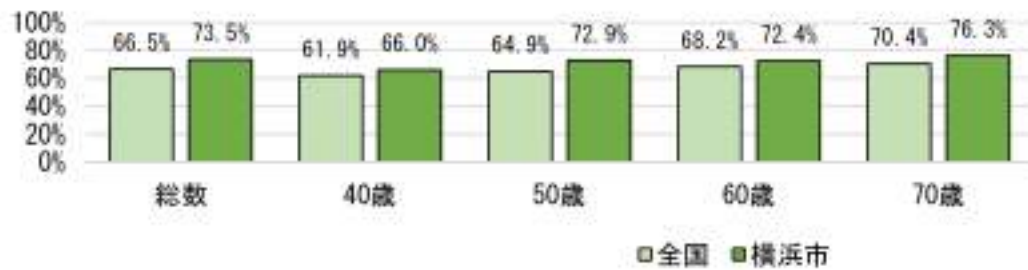
出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図5-6 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合【取組指標】



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図5-7 歯周疾患検診（歯周病検診）受診者のうち
要精密検査と判定された者の割合（令和3年度（2021年度））



出典：令和3年度地域保健・健康増進事業報告

また、横浜市の調査では、「歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある人の割合」は平成25年度（2013年度）から令和2年度（2020年度）にかけて増加傾向でしたが、「過去1年間に歯科健診を受けた人の割合」は、変化がありませんでした。令和2年度（2020年度）の「過去1年間に歯科健診を受けた人の割合」を区ごとに見ると、区間の差は1割未満であり、平成25年度（2013年度）及び平成28年度（2016年度）の結果とも、同様の傾向でした。

さらに「過去1年間に歯科健診を受けた人の割合」を年代別、性別に比較すると、男女とも若い年代で受診した人が少ない傾向です。この時期は、仕事や育児等で多忙であり、セルフケアや歯科健診の受診がおろそかになりがちです。むし歯や歯周病、口腔機能低下を予防するため、地域・職域の連携に着目した取組が必要です。

図5-8 歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある者の割合



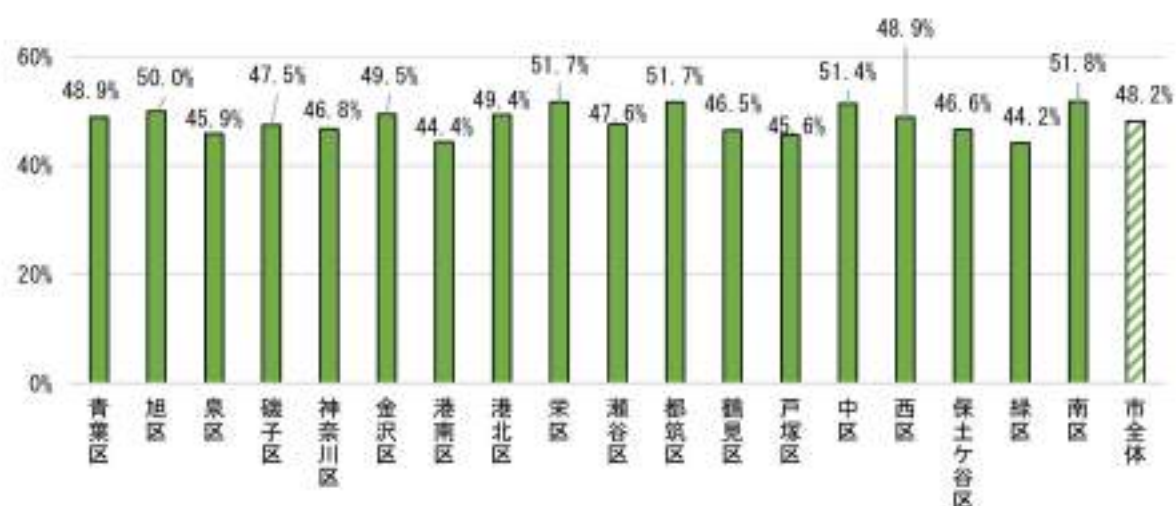
出典：健康に関する市民意識調査

図5-9 過去1年間に歯科健診を受けた者の割合【取組指標】



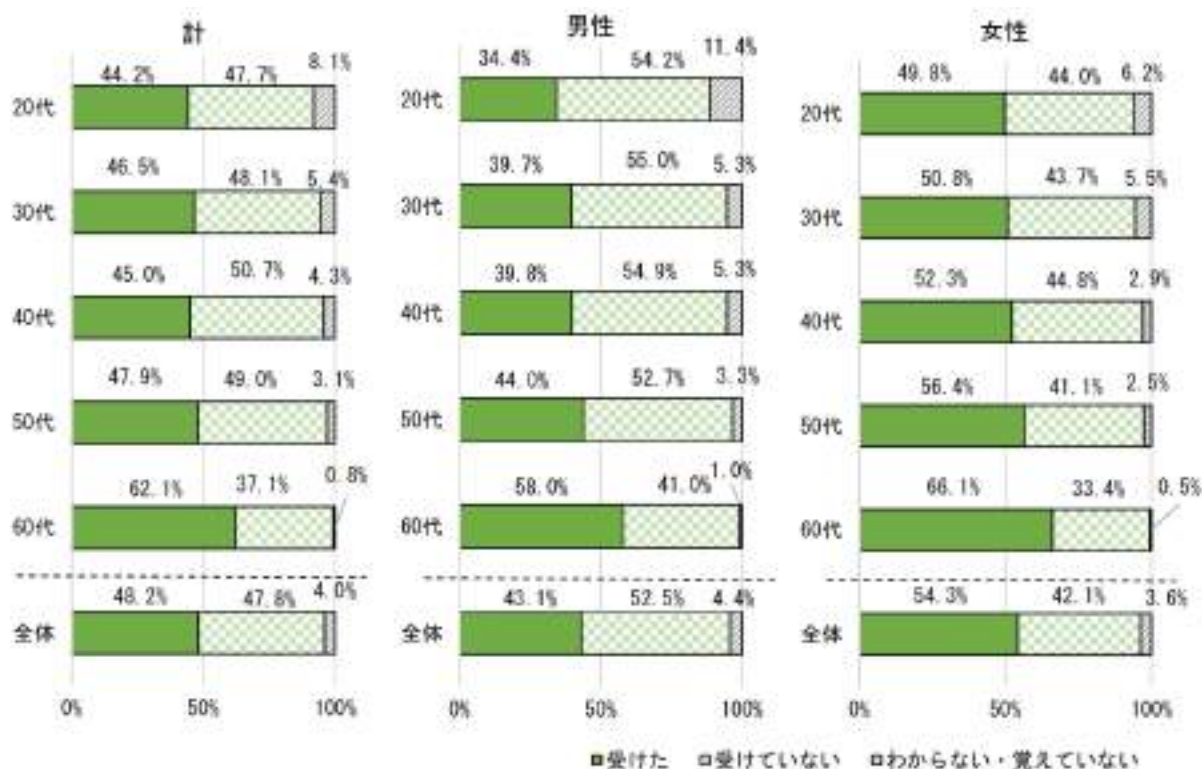
出典：健康に関する市民意識調査

図5-10 過去1年間に歯科健診を受診した者の区別の割合（令和2年度（2020年度））



出典：健康に関する市民意識調査

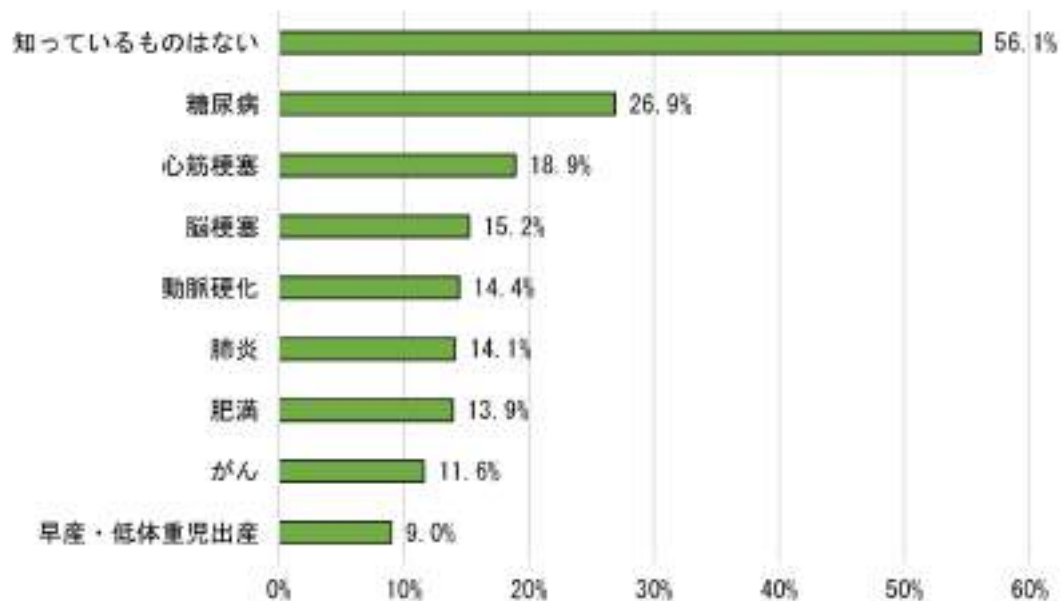
図5-11 過去1年間に歯科健診を受診した者の年代別・性別の割合（令和2年度（2020年度））



出典：健康に関する市民意識調査

また、喫煙習慣や糖尿病が歯周病を悪化させることや、歯周病の治療により糖尿病の血糖コントロールが改善する可能性があるなど、歯周病の予防や治療が生活習慣病の改善につながるということが明らかになっています。令和2年度（2020年度）の横浜市調査では、歯周病が原因になる可能性がある疾患について「知っているものはない」と回答した人は56.1%であり、半数以上が歯周病と全身の病気との関連を認識していません。早期発見・早期治療が重症化予防につながるよう、普及啓発に取り組む必要があります。

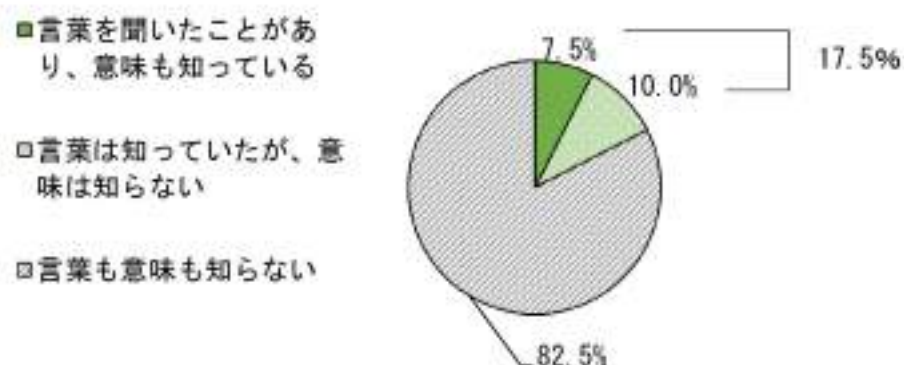
図5-12 歯周病が原因になる可能性がある疾患についての認知度
（令和2年度（2020年度））（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

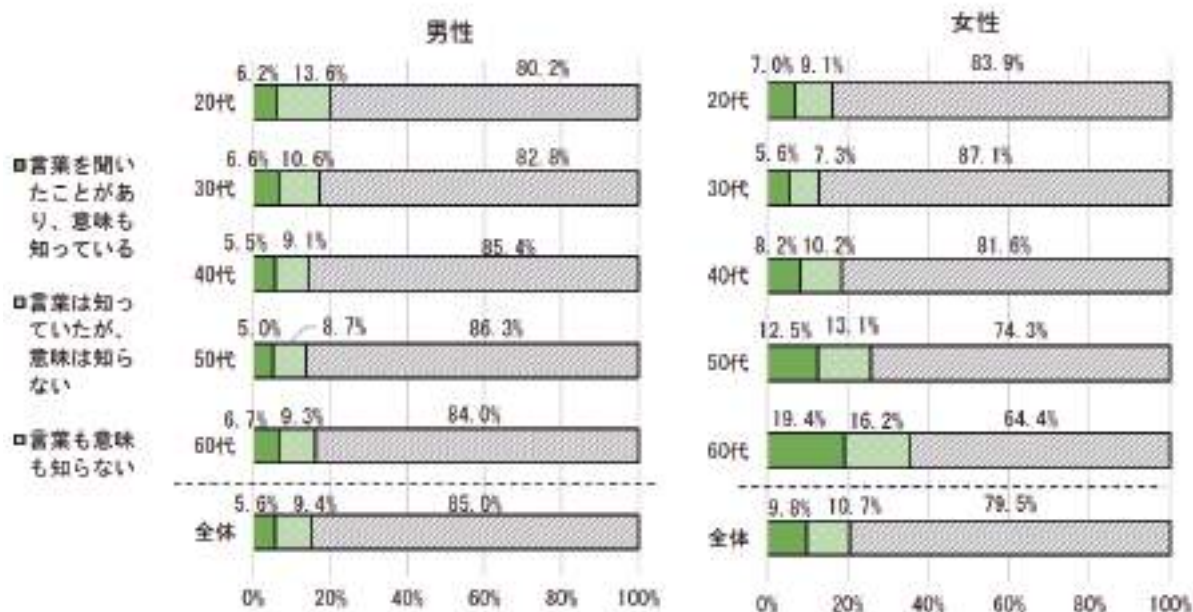
噛む、飲み込むなどの口腔機能が低下した状態をオーラルフレイルといい、オーラルフレイルの徴候は、50歳代頃にはあらわれ始めます。令和2年度（2020年度）の横浜市調査では、オーラルフレイルの言葉を知っている人の割合は17.5%です。年代別、性別で見ると、比較的割合の高い50歳代、60歳代の女性を除き、言葉を知っている人は2割以下です。市民自らが、わずかなむせ等のささいな口腔機能の低下に気づき、口腔ケアや口腔機能の訓練による、口腔機能の維持・向上に取り組めるよう、普及啓発が必要です。

図5-13 20歳代から60歳代におけるオーラルフレイルの言葉を知っている者の割合
(令和2年度(2020年度))



出典:健康に関する市民意識調査

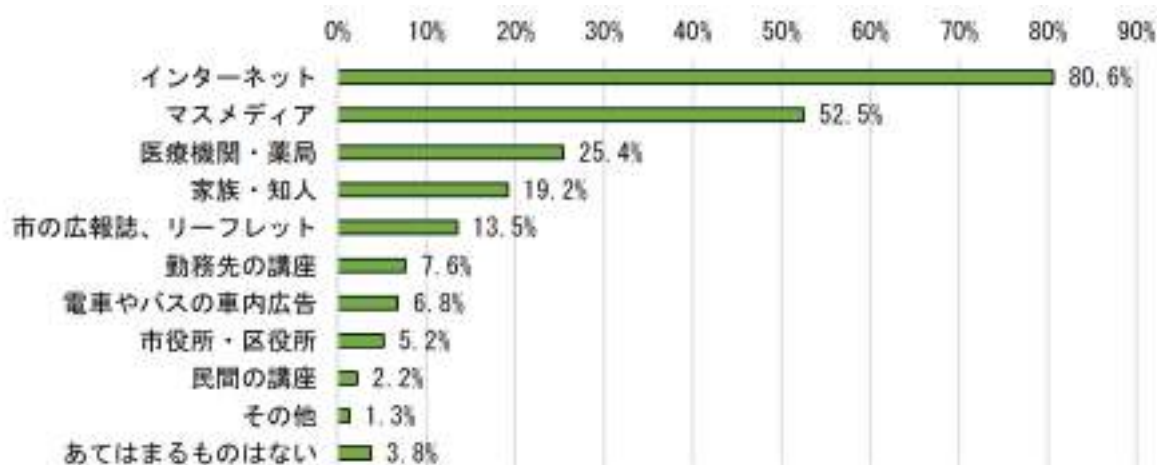
図5-14 オーラルフレイルの言葉を知っている者の年代別・性別の割合
(令和2年度(2020年度))



出典:健康に関する市民意識調査

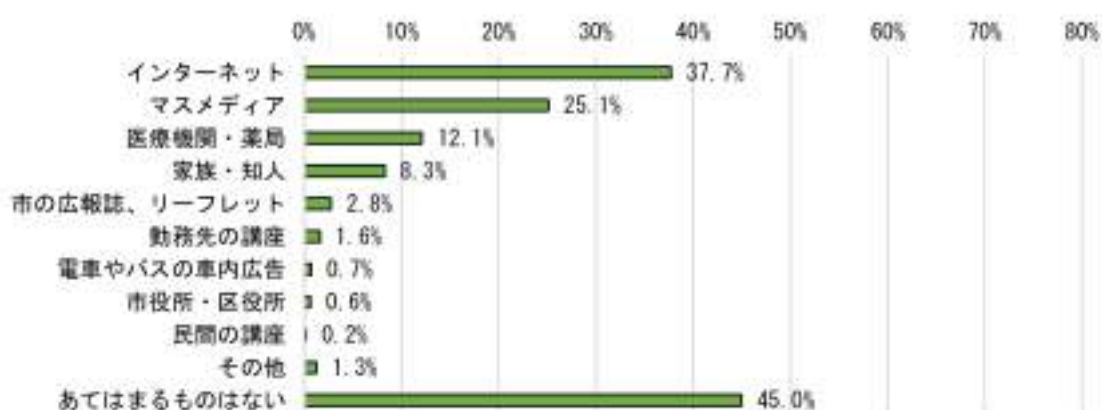
令和2年度（2020年度）の横浜市調査において、「知りたいと思う健康づくり情報」の設問に「歯の健康」と回答した人と、「特にない」と回答した人が、「健康づくりに関する情報を主にどこから入手しているのか」の設問に回答した結果は、双方ともに「インターネット」を多く回答しています。歯の健康に関心のある人、健康づくりに関心のない人の双方に対する普及啓発方法として、インターネットを介した情報発信が方策の一つに考えられます。

図5-15 健康づくりに関する情報入手の方法
（知りたいと思う健康づくり情報を「歯の健康」と回答した人）
（令和2年度（2020年度））（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

図5-16 健康づくりに関する情報入手の方法
（知りたいと思う健康づくり情報を「特にない」と回答した人）
（令和2年度（2020年度））（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

e 高齢期

「60歳代でなんでも噛んで食べることのできる人の割合」は、令和2年度(2020年度)の調査結果は72.8%でした。「80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の割合」^{※7}は平成29年(2017年)から令和元年(2019年)の調査結果は64.9%でした。

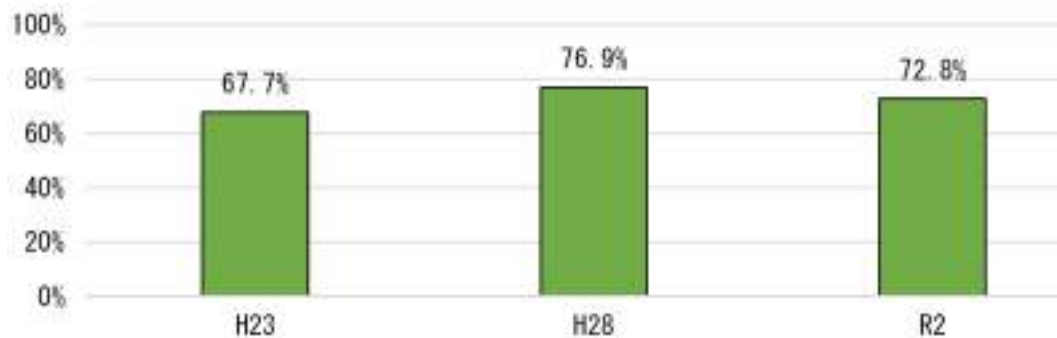
また、横浜市中で「定期的な歯科検診を受診する機会を提供する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の割合」は、令和2年度(2020年度)は87.4%でした^{※8}。令和3年度(2021年度)の介護報酬改定において、施設系サービスにおける口腔衛生管理が強化され、入所施設での歯科口腔保健の体制整備の取組が進んでいます。

80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の割合は増加していますが、年齢が高くなるほど歯周病が進行しやすくなります。また、オーラルフレイルが進むことによって、低栄養状態となり、全身の虚弱化、要介護状態を引き起こすことが明らかになっています。高齢者が、住み慣れた地域の中でいつまでも健康に生活できるよう、住民主体の通いの場等、地域の介護予防の取組と連動させながら、むし歯や歯周病の対策に加え、口腔機能の維持・向上に向けた、本人や支援者への支援が必要です。

※7 75-84歳について、H21-23、H25-27、H29-R1の各3年分を合算して算出

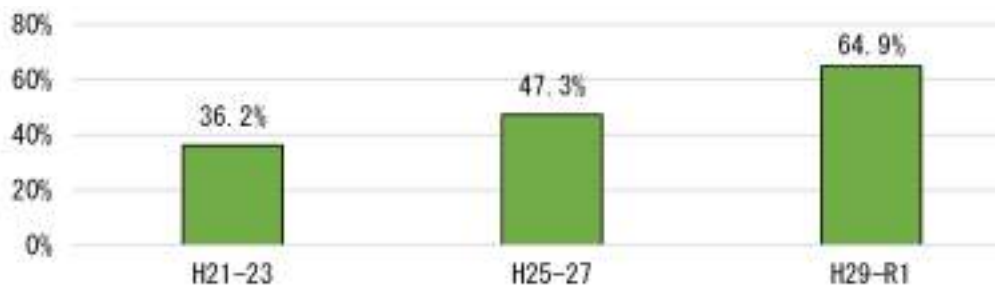
※8 出典：神奈川県健康増進課調べ

図5-17 60歳代でなんでも噛んで食べることのできる者の割合
【取組指標】



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図5-18 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合^{※7}
【取組指数】



出典：国民(県民)健康・栄養調査 横浜市分

f 障害児及び障害者

障害児や障害者は、自ら口腔ケアを行うことが難しい場合があるため、むし歯や歯周病になるリスクが高い場合があります。障害の特性により摂食嚥下機能に影響がある場合もあるため、むし歯や歯周病の予防だけでなく、摂食嚥下等の支援を行うなど、障害の特性や口腔機能の発達の程度に応じたきめ細やかな口腔ケアの支援や、定期的な歯科健診の受診が必要とされています。そのため、障害児や障害者が歯と口腔の健康を維持しながら質の高い生活を送れるよう、家族や介助者などの支援者による関わりが重要です。

神奈川県健康増進課調べによると、神奈川県全域で定期的な歯科検診を受診する機会を提供する障害(児)者入所施設の割合は、平成28年度(2016年度)は94.7%、令和2年度(2020年度)は77.5%でした。障害(児)者入所施設での歯科検診のほか、令和2年度(2020年度)に口腔ケアを実施している施設は88%であり、障害(児)者入所施設における歯科口腔保健の取組が進んでいます。

一方、在宅で生活又は療養されている人の歯科口腔保健の現状は明らかになっていないため、地域活動支援センター等の通所施設や、関係機関・団体等との連携のもと、把握を進めていく必要があります。

(イ) ライフステージ・対象像に共通する現状と課題

a 災害に備えた対策

災害発生時、ライフラインが寸断されて断水が続くと、歯みがきや義歯の手入れなどの口腔ケアが行き届かず、口腔内を清潔に保つことが困難になります。

食生活の変化や、十分な水分摂取ができないことから、歯や口腔内に汚れがたまって、むし歯や歯周病になりやすくなり、普段からむせやすい高齢者は、口腔内の細菌が原因で誤嚥性肺炎を引き起こしやすくなります。

令和2年度(2020年度)の横浜市調査では、災害に備えて歯ブラシ、デンタルリンスなどの「口腔ケア用品」を準備している人は19.6%です。災害時の口腔ケアの重要性や、非常持出品に歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品を準備しておくことについて普及啓発が必要です。

図5-19 災害に備えた準備（令和2年度（2020年度））（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

b 情報共有と情報発信

歯科医療関係者、保健医療関係者をはじめとした関係機関・団体間での取組や連携が促進されるよう、各分野における各種連絡会等を通じて、歯科口腔保健に関する情報共有を行うことが大切です。

高齢者や障害者、外国人は情報収集の手段が限られ、必要な情報を受け取りにくい状況があるため、やさしい日本語や多言語に対応する視点も必要です。また、若い世代は日常的な情報はSNSで入手する傾向が高まっています。対象者に応じて、情報の内容や発信方法の工夫が求められています。

c 実態把握

妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像に対して行われる歯科健康診査の結果や、事業評価、アンケートをはじめとした意識調査等の結果から、市民の歯科口腔保健の現状分析を行っています。今後も、市民の歯科口腔保健の実態を分析し、ニーズの把握を進めることが必要です。

(2)取組の方向性

歯科口腔保健の推進に当たり、目標を設定するとともに、人の生涯を経時的に捉えた健康づくりであるライフコースアプローチの重要性を踏まえ、各ライフステージ・対象像の特徴や課題に応じた施策・取組を、関係者がそれぞれの立場から推進していきます。

ア 基本目標

「歯と口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たす」という条例の基本理念の下、横浜市における歯科口腔保健の現状と課題を踏まえ、「生涯を通じて食事や会話ができる」という基本目標を設定します。

イ 行動目標

基本目標を達成するため、「むし歯・歯周病を予防する」、「口腔機能の健全な発育・発達、維持・向上に努める」という2つの「行動目標」を設定します。2つの「行動目標」は、それぞれ単独で達成するものではなく、互いに影響し合うものです。行動目標は、歯科口腔保健にかかる健康行動の中から重要なものを設定しています。

(3)関係者の役割

総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進には、関係者の理解と協力が不可欠です。市民、横浜市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等の関係者が、それぞれの立場から歯と口腔の健康づくりを推進していきます。

ア 市民

生涯を自分の歯で過ごし、健康で豊かな生活を維持していくためには、自らが、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、毎日の適切な口腔ケア、定期的な歯科健診の受診などにより、むし歯や歯周病などの予防や早期治療に取り組み、生涯を通じて食事や会話ができるよう目指します。

イ 横浜市

市民の主体的な歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進し、健康寿命の延伸につなげるためには、歯科医療等関係者及びその他事業者・関係機関・団体等と連携しながら、様々な施策を展開します。

また、国や県の動向を注視するとともに、地域の歯科口腔保健の現状を把握し、その課題解決に向けて確かな医学的根拠に基づく知識や情報を適切に発信し、歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上に向けた取組を推進していきます。

ウ 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）

かかりつけ歯科医や施設の協力歯科医療機関として、定期的な歯科健診や専門的な口腔ケアを提供します。

また、歯科口腔保健を推進するため、市や関係機関等が実施する施策や事業へ協力し、良質かつ適切な歯科医療及び歯科口腔保健指導を実施するとともに、歯周病と全身疾患との関連性や全身の健康を守るための歯科口腔保健の重要性について普及啓発します。

さらに、自らの技術の向上と知見を深めるために、研修や人材育成等をすすめます。

エ 保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等(保健、医療、福祉、介護、保育、教育)

歯と口腔の健康が全身の健康の維持・向上に重要な役割を果たすことを理解し、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

歯科医療等関係者と連携して、子どもとその養育者、事業所の従業員、地域住民、並びに日常生活において適切な口腔ケア等が困難な人の家族や支援者に対し、歯科疾患予防の重要性や口腔機能の維持・向上等の歯と口腔の健康づくりについて普及啓発します。

3 歯科口腔保健の推進に関する施策

(1) ライフステージ・対象像に着目した施策

ア 妊娠期

(ア) 妊娠中の歯科健診の受診勧奨と正しい知識の普及啓発

- a 妊娠中の口腔ケアの重要性について理解を深め、この時期から家族の歯と口腔の健康づくりに関心が持てるよう、母子健康手帳の交付時に面接を行うほか、個別の相談や健康教育等で正しい知識の普及啓発を行います。
- b 産婦人科の受診をはじめとした妊娠期の様々な機会にあわせて、妊婦歯科健康診査の受診の必要性や、かかりつけ歯科医を持ち、継続的に歯科健診を受ける重要性を多くの妊婦が認識できるよう啓発を行います。

イ 乳幼児期

(ア) 健全な口腔機能の育成

- a 個別の相談や健康教室でのむし歯予防に加え、指しゃぶりといった口腔習癖の相談や、離乳食教室等で離乳食や幼児食の食べ方などの普及啓発を行い、健全な口腔機能の発達の支援に取り組みます。

(イ) 本人と養育者への支援

- a 食事や間食の習慣等の生活環境、むし歯の状況等の健康状態、養育者の状況や考えを把握し、適切に養育ができるよう支援します。
- b 子育て支援を行う職域や地域の支援者へ歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、市民に正しい情報を発信していただけるように研修を実施します。
- c かかりつけ歯科医をつくり、口腔機能の発達段階に応じた適切な支援を受ける重要性を普及啓発します。
- d 全市で実施する乳幼児健康診査や教室等の歯科口腔保健の向上を目的とした事業において共通媒体を用い、指導・相談の質を確保します。
- e 日本語での情報収集が難しい外国人に対し、外国語版啓発媒体を用いて歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、適切に養育できるよう支援します。

ウ 学齢期

(ア)適切な生活習慣の獲得

- a 児童・生徒が歯と口腔の健康の大切さについて理解を深め、主体的にむし歯や歯肉炎予防のセルフケアに取り組み、歯や歯肉の状態を自ら観察できる力を育てるため、啓発に取り組みます。
- b 噛む、飲み込むなどの口腔機能の発育・発達を促す食習慣の形成のため、食育と連携した取組を行います。
- c むし歯や歯肉炎を予防するため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることを促します。

(イ)特性等に応じた支援

- a 児童・生徒の発達の段階や特性等に応じた歯科口腔保健指導について教職員や保護者へ啓発を行い、歯と口腔のケアの重要性に関する理解を深めます。

(ウ)関係者との連携

- a 就学前・小学校・中学校における個人や地域を視点とした歯科口腔保健の連携を推進します。

エ 成人期

(ア)セルフケアや定期的な歯科健診

- a むし歯や歯周病の予防のため、適切なセルフケアの習慣が身に付くよう啓発します。
- b かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- c 成人期の特徴をとらえ、学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報を啓発します。
- d 糖尿病と歯周病の関係性等、歯と口腔の健康づくりの必要性や、日常における歯と口腔の健康づくりに関する情報を入手しやすい方法で発信します。

(イ)生活習慣病対策との連携

- a 糖尿病等の生活習慣病対策と連携し、全身疾患と歯科疾患との関連性の啓発や、生活習慣改善の支援に取り組みます。

(ウ)オーラルフレイルの認知度

- a オーラルフレイルが、ささいな口腔機能の低下から始まることを理解し、口腔機能を維持できるよう関係機関・団体等と連携して、普及啓発に取り組みます。

オ 高齢期

(ア) 歯科疾患の予防と口腔機能の維持

- a 歯の喪失や加齢等に伴う口腔状況の変化に応じて、適切な口腔ケアの習慣が身に付くよう啓発します。
- b かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- c 地域の介護予防活動グループ等の団体や関係機関及び保健、医療、福祉、介護の多職種と連携して、市民や関係職種がオーラルフレイルに関する理解を深め、予防や口腔機能の維持改善に取り組めるよう、普及啓発に取り組みます。

(イ) 要介護高齢者の特性に応じた支援

- a 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深め、本人が日常的に適切な口腔ケアを受けられるように支援します。

カ 障害児及び障害者

(ア) 障害児及び障害者の特性に応じた支援

- a 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように支援します。
- b 本人、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深めます。
- c 身近な地域で、かかりつけ歯科医による口腔ケアを受けられるよう、歯科医療等関係機関と連携して環境整備を進めます。
- d 障害福祉の関係機関・団体等と連携し、障害児及び障害者の特性に応じた歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(2) ライフステージ・対象像に共通して推進する取組

ア 災害に備えた対策

(ア) 災害時の口腔ケアの普及啓発

- a 災害時の口腔ケアの重要性や、飲料水等の確保が難しい場面での口腔ケアの方法等についての普及啓発を進めます。
- b 避難グッズに歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品の準備をしておくよう普及啓発を進めます。

イ 情報共有と情報発信

(ア) 関係機関・団体等との適切な情報の共有及び市民への情報発信

- a 関係機関・団体等の連絡会等の場において、情報共有を行い、情報発信・意見交換を進めます。また、機関紙・広報誌等と連携した広報を行います。
- b 歯や口腔の健康に関する各種リーフレットのやさしい日本語版、多言語版を作成し、情報発信を進めます。

ウ 実態把握

(ア) 歯科口腔保健の実態把握

- a 妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像等に対して行われる歯科健康診査の結果や、歯科口腔保健事業等から得られる情報を収集し、市民の歯科口腔保健にかかる実態分析を進めます。
- b 市民の歯科口腔保健にかかる実態分析とあわせ、県や国等有するデータを積極的に活用し、課題の抽出やニーズの把握を行います。

4 推進・評価体制

「健康横浜21推進会議」の部会として、「歯科口腔保健推進検討部会」を設置しています。

歯科口腔保健推進計画の推進に当たって、市は、各施策の進捗状況や各種指標の達成状況を適宜把握し、健康横浜21推進会議及び歯科口腔保健推進検討部会（以下「両会議」という。）を通じて共有していきます。また、両会議は、市に対し、歯科口腔保健の推進に関して適宜必要な提言を行います。

市は、両会議からの提言や、把握した検証結果に基づき評価を行います。

5 計画の評価

(1) 評価スケジュール

歯科口腔保健推進計画は、国が定めた「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づいて推進する「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を踏まえた「第3期健康横浜21」及び、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）にあわせ、令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）の12年間を計画期間とします。また、目標達成に向けた効果的な施策展開を図るため、第3期健康横浜21とあわせて、令和11年度（2029年度）には中間評価、計画最終年の前年度である令和16年度（2034年度）には、取組の最終評価を実施します。

(2) 評価と指標設定の考え方

基本目標及び行動目標の達成度を測るため、ライフステージにあわせて設定した12の「指標」の変化を確認して評価します。「指標」は、適切な進捗管理と評価を行うことで、さらなる取組の推進を図ることができるものを選定しています。「指標」の設定に当たっては、国の指標や、最終評価まで安定して把握できることも考慮しています。

また、「指標」に加え、歯科口腔保健の推進に関する施策の立案や「第2期健康横浜21」、「取組指標」の経年変化を捉えた検証等に活用するため、「参考指標」を設けます。

図5-20 目標・指標とライフステージの関係

基本目標 生涯を通じて食事や会話ができる															
指 標															
行動目標	むし歯・歯周病を予防する	妊婦歯科健康診査受診率	3歳児でむし歯のない者の割合	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合	12歳児でむし歯のない者の割合	中学生における歯肉に異常のある者の割合	20歳以上の歯肉に異常のある者の割合	40歳以上の歯肉に異常のある者の割合	40歳以上の歯肉に異常のある者の割合	19歳以下の歯肉に異常のある者の割合	過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	20代～60代にわたる歯科健診を受けた者の割合	20代～60代にわたる「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合	50歳以上の歯肉に異常のある者の割合	80歳以上の歯肉に異常のある者の割合
	口腔機能の健全な発育・発達、維持・向上に努める														
ライフステージ	妊婦期	●													
	乳幼児期		●	●											
	学齢期				●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
	成人期							●	●	●	●	●	●	●	●
高齢期							●	●	●	●	●	●	●	●	●

表5-2 指標及び参考指標一覧

(1) 指標

1	妊婦歯科健康診査受診率
2	3歳児でむし歯のない者の割合
3	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合
4	12歳児でむし歯のない者の割合
5	中学生における歯肉に異常のある者の割合
6	20歳以上における未処置歯を有する者の割合(年齢調整値)
7	40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値)
8	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)
9	20代～60代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
10	20代～60代における「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合
11	50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合(年齢調整値)
12	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合

(2) 参考指標

1	12歳児の1人平均むし歯数
2	20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合
3	40代における歯周炎を有する者の割合
4	20代～30代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
5	40代～50代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
6	60代におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合
7	口腔衛生に関する取組を行う障害(児)者施設の割合

(3) 目標値

目標値の設定については、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」(歯・口腔の健康づくりプラン)等の目標値を参考にしつつ、令和6年度(2024年度)の策定時値を予測し、最終評価時に、その値が相対的に5%以上改善することを基本的な考え方としています。

また、一部の指標の目標値については、年齢構成の異なる集団を比較するため、調査結果に年齢構成を調整した値(年齢調整値)を用いています。

表5-3 目標値一覧

	指標	直近値		目標値		目標の方向	出典
		%	把握年度	%	把握年度		
1	妊婦歯科健康診査受診率	43.6	R04(2022)	40 [*]	R06(2024)	増加	地域保健・健康増進事業報告
2	3歳児でむし歯のない者の割合	94.8	R04(2022)	90 [*]	R06(2024)	増加	地域保健・健康増進事業報告
3	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合	1	R04(2022)	0	R14(2032)	減少	3歳児健康診査結果
4	12歳児でむし歯のない者の割合	68.7	R03(2021)	72.2	R14(2032)	増加	神奈川県定期歯科検診結果に関する調査(横浜分)
5	中学生における歯肉に異常のある者の割合	16.4	R03(2021)	15.5	R14(2032)	減少	神奈川県定期歯科検診結果に関する調査(横浜分)
6	20歳以上における未処置歯を有する者の割合(年齢調整値)	23.0	R02(2020)	20	R14(2032)	減少	県民歯科保健実態調査(横浜分)
7	40歳以上における歯周炎を有する者の割合(年齢調整値)	65.3	R02(2020)	60	R14(2032)	減少	県民歯科保健実態調査(横浜分)
8	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(年齢調整値)	18.4	R02(2020)	15	R14(2032)	減少	県民歯科保健実態調査(横浜分)
9	20代～60代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	48.2	R02(2020)	55	R14(2032)	増加	健康に関する市民意識調査
10	20代～60代における「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合	17.5	R02(2020)	20	R14(2032)	増加	健康に関する市民意識調査
11	50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合(年齢調整値)	71.8	R02(2020)	80	R14(2032)	増加	県民歯科保健実態調査(横浜分)
12	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	55.6	R02(2020)	60	R14(2032)	増加	県民歯科保健実態調査(横浜分)

* 横浜子ども・子育て支援事業計画で設定した令和6年度の目標値を歯科口腔保健推進計画の目標値とし、横浜子ども・子育て支援事業計画にて新たな目標値を設定後、歯科口腔保健推進計画の目標値として改めて設定する。

6 資料編

(1) 各種調査の概要

ア 健康に関する市民意識調査

調査目的	市民の健康づくりの指針となる「第2期健康横浜21」（計画期間：平成25年度～令和4年度）の最終評価及び第3期計画策定の基礎資料とする。
調査対象	(1) 横浜市に居住している20～59歳の男女 (2) 横浜市に居住している60～69歳の男女
抽出方法	(1) インターネット調査会社に登録している横浜市内在住のモニターにアンケート依頼を配信 (2) 住民基本台帳からの無作為抽出(2,700人)
調査方法	(1) インターネットによるアンケート調査 (2) 郵送によるアンケート調査
回収数	(1) 10,981人 (2) 1,493人(回収率55.3%) 合計 12,474人
調査期間	(1) 令和3年1月15日～令和3年1月25日 (2) 令和3年1月15日～令和3年1月31日
設問分野	健康管理、新型コロナウイルス感染症、健診・がん検診、食生活、運動習慣、タバコ、飲酒、睡眠、歯・口の健康、健康を維持するための災害時の備え、地域とのつながり
実施主体	横浜市
URL	https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/ishiki/kenko/survey.html

イ 県民歯科保健実態調査（成人）

調査目的	神奈川県における成人の歯科保健の実態を把握し、歯科保健対策の推進に必要な基礎資料を得ると共に、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画等各種県計画の評価としての活用を図り、県民の健康増進の推進に役立てる。
調査対象	神奈川県歯科医師会会員の歯科診療所に来院した調査日に20歳以上の県内在住の初診患者（再初診患者を含む）または当該歯科診療所が訪問診療を行った患者。※対象者の県内地域バランスを考慮して実施
調査方法	口腔内診察及び問診
調査数	神奈川県全体：約6,000人（通院：約5,000人、訪問：約1,000人） 横浜市：2,248人
調査日	令和2年6月15日から令和3年3月26日のうち1日
調査内容	属性、口腔内状況、歯科保健行動、生活習慣（運動、喫煙等）、歯科保健に関する知識（全身と歯周疾患との関係、歯科関連用語の確認等）
実施主体	神奈川県
URL	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f417679/r2-kenminshikahokenkekka.html

(2) 関係法令等

ア 歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるも

のと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

イ 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例

(平成 31 年 2 月 25 日)

(条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者(労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉又は教育に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの(歯科医療等関係者を除く。)及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯及び口腔の検診(健康診査及び健康診断を含む。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯並びに口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、神奈川県、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めるものとする。

3 市は、市民が歯科口腔保健に関する理解を深め、市民による歯科口腔保健に関する活動への参加を促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、歯科検診及び歯科保健指導を活用する等、生涯にわたって日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努めるものとする。

（歯科医療等関係者の責務）

第6条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健（歯及び口腔の機能の回復によるものを含む。）の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療等関係者及び事業者の責務）

第7条 保健医療等関係者は、その業務において、歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、日常生活において歯科口腔保健に関する取組が困難な者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、歯科医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（基本的施策）

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

（1） 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること。

（2） 市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること。

（3） 妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。

（4） 乳幼児期及び学齢期（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること。

（5） 成人期（満18歳から満65歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進に関すること。

（6） 高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること。

（7） 障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること。

- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること。
- (9) 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること。
- (10) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること。
- (11) 災害時における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第 9 条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画(以下「歯科口腔保健推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき策定する健康増進計画と整合性を図るとともに、市域における官民データ(官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する官民データをいう。)を活用するものとする。

(財政上の措置)

第 10 条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(意見聴取)

第 11 条 市長は、歯科口腔保健推進計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たっては、横浜市附属機関設置条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号)に基づく健康横浜 21 推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市歯科口腔保健推進計画

令和6年(2024 年) 3月

横浜市健康福祉局地域福祉保健部健康推進課

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

TEL:(045)671-2454

FAX:(045)663-4469

「第3期健康横浜21」 主要な健康課題(中間目標)ごとの ロジックモデルの作成について



令和7年3月25日健康横浜21推進会議
横浜市健康福祉局健康推進課

第3期健康横浜21の評価スケジュール

EBPMに基いた計画となっており、評価方法を明確にしています。

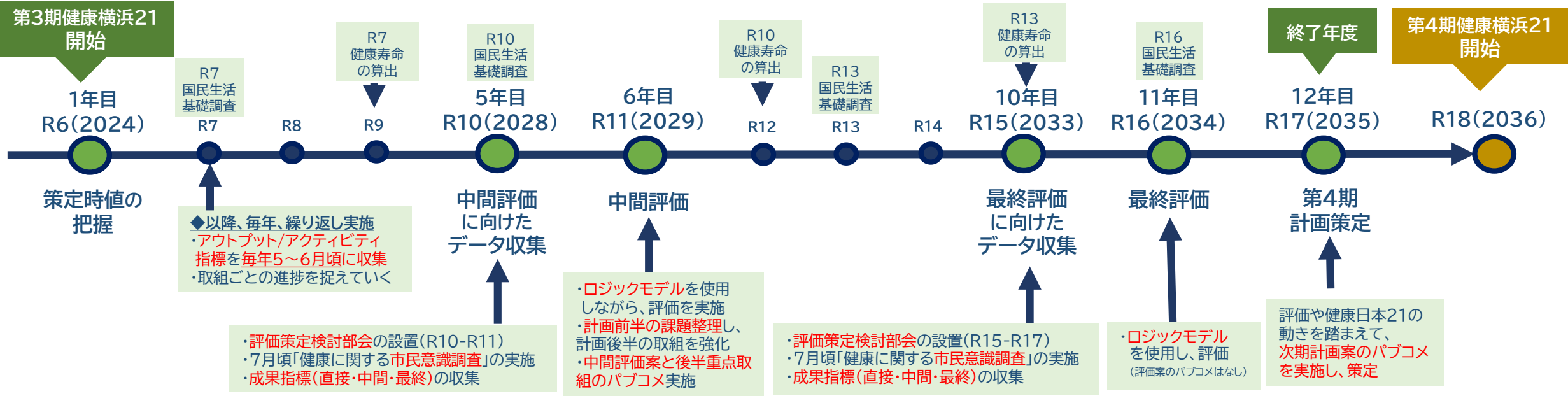
第3期計画は、令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)までの12年間の計画期間としたものですが、効果的に取組を進めるため、**令和11年度(2029年度)に中間評価**を行い、計画の進捗状況を確認し、把握された課題を踏まえ計画後半の取組を強化します。

計画最終年度の前年度である**令和16年度(2034年度)には計画の最終評価**を行い、次期計画の策定に生かします。

なお、計画の中間評価、最終評価及び次期計画策定等に当たっては、健康横浜21推進会議の下部組織として**評価及び策定を専門に担う検討部会を設置**し、検討を進めます。

<指標と評価の時期や考え方>

		アウトプット/アクティビティ指標	直接成果(アウトカム)指標	中間成果(アウトカム)指標	最終成果(アウトカム)指標
設定方法		行政の取組ごとに最も代表的な指標を設定 ※取組は変化するため、随時変更	市民の行動目標や環境づくりの目標ごとに設定	10の「主要な健康課題」ごとに設定	健康寿命の延伸の数値目標を設定
目標値	目標値の設定	設定なし	R14最終評価時の目標値を算出済	R14最終評価時の目標を「方向」のみで設定済	R14最終評価時の目標値を算出済
	計画本文への記載		「第3・4章」に記載	「第8章」に記載	
確認・評価	確認の視点	市民の行動目標や環境づくりの目標を達成する上でふさわしいアクティビティとなっているかを確認	指標の変化を確認	改善状況を確認	健康寿命そのものを確認
	データ収集時期	毎年、5～6月	R10中間評価前・R15最終評価前		
	評価時期	—	R11中間評価・R16最終評価		



第3期健康横浜21全体のロジックモデル(体系図)

計画全体のロジックモデルになります。

10の主要な健康課題を選定している

基本理念 共に取り組む生涯を通じた健康づくり

基本目標（最終成果） 健康寿命の延伸

中間成果

主要な健康課題の改善

直接成果 生活習慣の改善・意識や行動の変化

直接成果 環境の改善

取組領域

取組テーマ

生活習慣の改善に向けた取組

- ・ 栄養・食生活
- ・ 歯・口腔
- ・ 喫煙
- ・ 飲酒
- ・ 運動
- ・ 休養・こころ
- ・ 暮らしの備え

生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組

- ・ 健康診査
- ・ がん検診
- ・ 歯科健診
- ・ 糖尿病等の疾患

健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり

- ・ 食環境づくり
- ・ 給食施設の栄養管理
- ・ 受動喫煙防止対策
- ・ 職場における健康づくり

取組を推進する10の視点

① 将来を見据えた健康づくり

② 性差を踏まえたヘルシテラー支援

③ ナッジやインセンティブの活用

④ 環境の創出と利活用

⑤ つながりで進める健康づくり

⑥ 誰も取り残さない健康支援

⑦ デジタル技術の有効活用

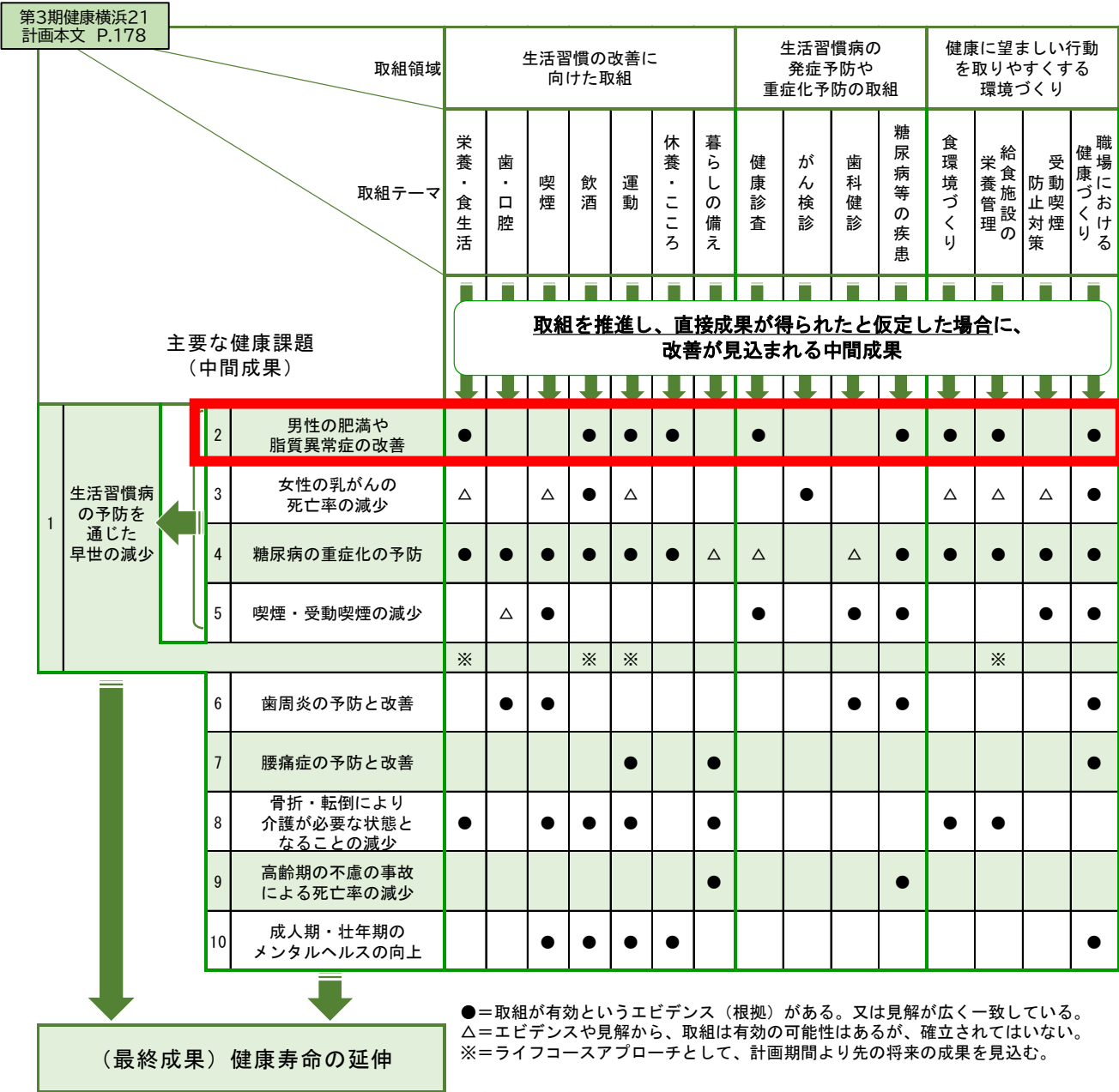
⑧ 平時からの健康づくり

⑨ 産学官連携・共創

⑩ 前計画からの継続課題



各取組領域・取組テーマにおける取組と見込まれる成果との関係



主要な健康課題における目標の「成果」と「取組」の関係を体系化し、評価方法を明確にするため、主要な健康課題(中間目標)ごとにロジックモデルを作成しました。

※「①生活習慣病の早世の減少」は主要な健康課題②～⑥の改善に資するものになるので、ロジックモデルの作成はしません。

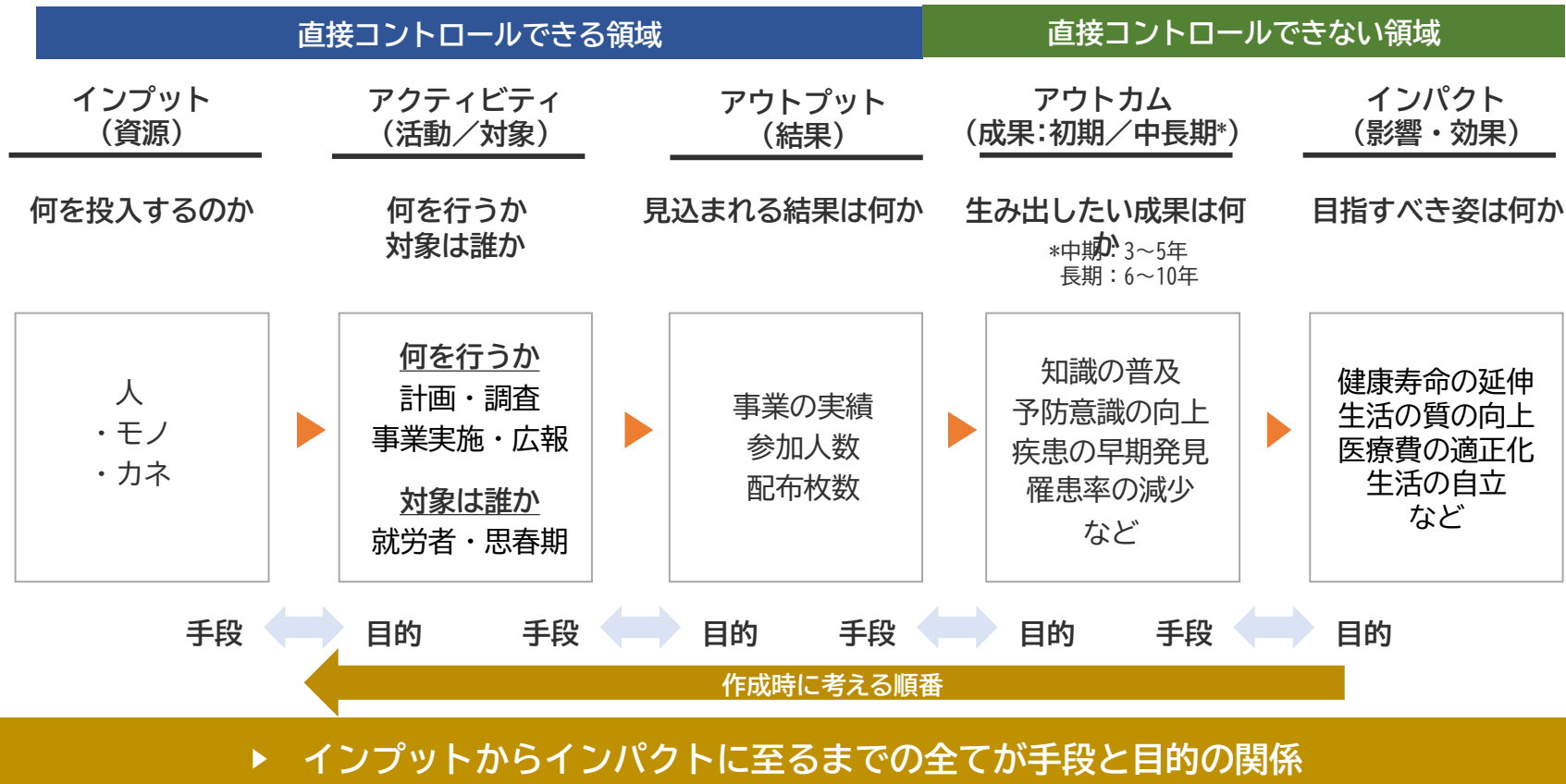
主要な健康課題(中間目標)ごとのロジックモデル <解説>



<解説> ロジックモデルとは

『施策・事業の最終成果に至るまでの道筋を論理的・体系的に示したもの』

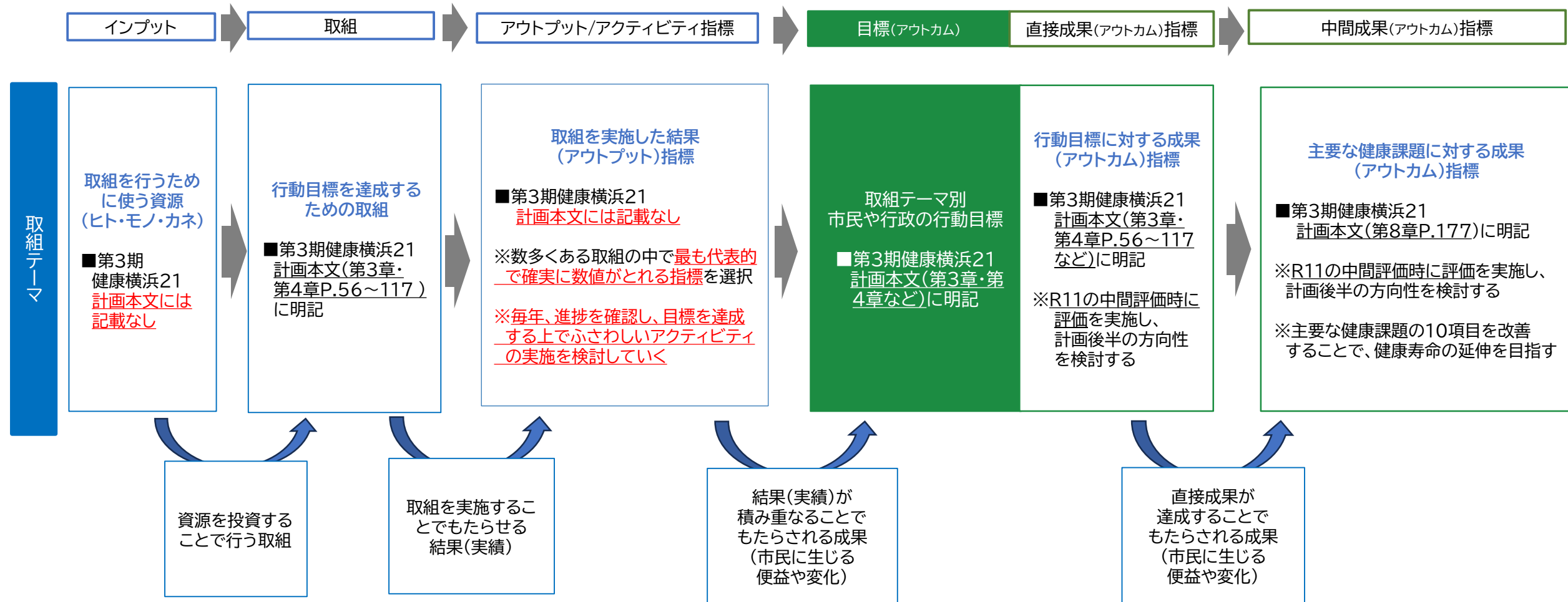
どのような**資源**を投入し、どのような**活動**を行って、
どのような**社会的成果**を生み出すかという**事業の設計図**



<解説> 主要な健康課題(中間目標)ごとのロジックモデル

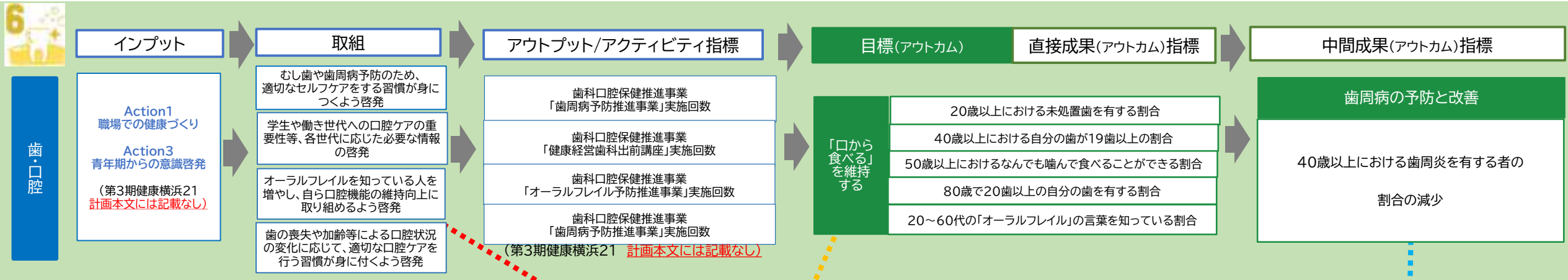
下記の視点で、主要な健康課題(中間目標)ごとにロジックモデルを作成しています。

※「①生活習慣病の早世の減少」は主要な健康課題②～⑥の改善に資するものになるので、ロジックモデルの作成はなし



＜解説＞主要な健康課題(中間目標)ごとのロジックモデル <例>⑥歯周病の予防と改善

例として「⑥歯周病の予防と改善」をあげ、計画本文のどこに明記しているか、の説明になります。

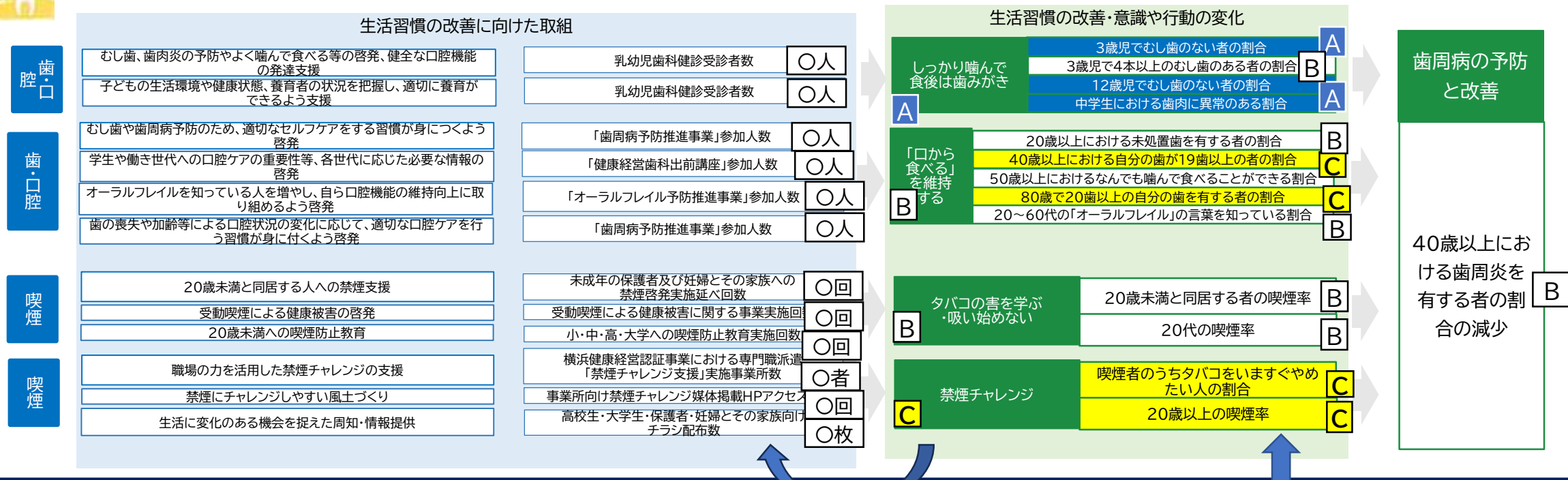


<解説> ロジックモデルを利用した評価イメージ <例> ⑥歯周病の予防と改善

主要な健康課題ごとのロジックモデルを使用し、中間評価や最終評価を行います。
 アクティビティ指標を用いて、毎年、進捗を確認することで、行動目標やアウトカム指標に資する取組になっているかを判断しやすくします。
 論理的に評価を行うことで、後半の計画立てに役立てていきます。



<例> 歯周病の予防と改善 ※一部抜粋した例



<評価基準案> ※令和5年度3回評価策定部会資料より抜粋

評価段階	指標分類	具体的な目標値を設定した指標	目標の方向のみを設定した指標
S	目標値に達した	目標値以上の改善	
A	目標に近づいた	計画策定時値と目標値の差の30%以上の改善	計画策定時値から相対的に5%以上の改善
B	変化なし	SACのいずれにも当てはまらない	計画策定時値から相対的に5%未満の変化
C	目標から離れた	計画策定時値から相対的に5%以上の悪化	
D	評価が困難	基準変更、調査項目変更に伴い、評価が困難	

行動目標やアウトカム指標に資する取組・アクティビティになっているか評価を行い、後半の計画を立てる

「第3期健康横浜21」の計画後半で力を入れていくべき目標および取組を明確にしていく

注1)一つの目標の下に複数の指標や男女別の指標がある場合については、健康日本21(第二次)の評価方法に倣って、S=5点、A=4点、B=3点、C=2点として平均を算出し(小数点以下五捨六入、Dは除く)、目標を総合評価しつつ、詳細に各指標の結果を踏まえて考察していくこととする。
 注2)評価のベースラインとなる「計画策定時値」とは、令和6年度までに把握できた最新のデータを意味しており、計画冊子に記載してある、目標値を算出するために用いた「直近値」とは異なる。

主要な健康課題(中間目標)ごとのロジックモデル



※ 「①生活習慣病の早世の減少」は主要な健康課題②～⑥の改善に資するものになるので、ロジックモデルの作成はしません

男性の肥満や脂質異常症の改善 ロジックモデル 1/2

栄養・食生活

インプット
Action1 職場での健康づくり
Action5 食環境づくり
Acotion10 地域のつながりで行う健康づくり

取組
生活習慣の改善に向けた取組
健診・相談・教室等で栄養バランスのよい食事や食生活に関する啓発 各学校の健康課題(運動・食事・休養・睡眠等)の解決に向けた取組への協力
学校・保育所等での給食等を通じて食育の実践
性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活に関する啓発
個別相談や講座等の中で栄養・食生活に関する啓発
「栄養バランスのよい食事」についてわかりやすい媒体での啓発
身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座を通じた栄養・食生活に関する啓発
性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活に関する啓発
個別相談や講座等の中で栄養・食生活に関する啓発
身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座を通じた栄養・食生活に関する啓発
学生や働き・子育て世代への栄養・食生活に関する啓発

アウトプット/アクティビティ指標
個別栄養相談延べ人数・集団健康教育延べ人数
学生や働き・子育て世代を対象とした啓発の回数 (教育委員会健康教育・食育課、こども青少年局保育・教育支援課)
個別栄養相談延べ人数・集団健康教育延べ人数
リーフレット配布数
身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座の参加人数
個別栄養相談延べ人数・集団健康教育延べ人数
身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座の参加人数
学生や働き・子育て世代を対象とした啓発の回数

目標(アウトカム)	直接成果(アウトカム)指標
生活習慣の改善・意識や行動の変化	
1日3食、栄養バランスよく食べる	朝食を欠食する小・中学生の割合 食に関心をもち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生徒の割合 朝食を欠食する若い世代(20～30代)の割合 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている市民の割合 1日当たりの野菜摂取量の平均値 1日当たりの食塩摂取量の平均値
適正体重を維持する	家庭で体重を測定する習慣のある者(週に1回以上)の割合(20歳以上) 20～60代男性の肥満(BMI25以上)の者の割合 40～60代女性の肥満(BMI25以上)の者の割合 20～30代女性のやせ(BMI18.5未満)の者の割合 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者(65歳以上)の割合
日常の中で「こまめに」動く	健康のために、健康のために、意識して体を動かしたり運動したりしている市民の割合 20～64歳で1日の歩数が8,000歩以上の人の割合 65歳以上で1日の歩数が6,000歩以上の人の割合 座ったり寝転がったりして過ごす時間が長い人の割合
定期的「しっかり」運動する	20～64歳で1回30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合 65歳以上の1回30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合
体を動かすことを楽しむ	週3回以上、授業以外に運動やスポーツをする子どもの割合 運動やスポーツをすることが好きな子どもの割合
飲酒のリスクを踏まえ「飲みすぎない」を心がける	飲酒する人のうち、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合 毎日飲酒する人の割合
飲酒のリスクを学び、飲み始めない	習慣的に飲酒をしていない(週2日以下)20代の割合
睡眠の質を高める・ストレスに気づき、対処する	睡眠で休養が取れている人の割合 睡眠時間が6～9時間(60歳以上は、6～8時間)の人の割合 悩みやストレスがあるが相談できない人の割合 横浜健康経営認証事業所のうちメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合

中間成果(アウトカム)指標
男性の肥満や脂質異常症の改善
男性の
メタボリックシンドローム判定の割合の減少
・ BMIの平均値の減少
・ LDLコレステロールの平均値の減少
・ LDLコレステロールの要保健指導判定者(120以上)の人の割合の減少

運動

インプット
Action1 職場での健康づくり
Action7 健康状態の見える化と行動変容の促進

取組
活動量の増加及び活動の質向上の重要性について啓発
日常的に歩きとなる仕組みの創出、きっかけづくり
座りすぎ防止や仕事/家事の合間のストレッチの普及
日常や余暇の移動手段として、自転車活用を勧奨
介護予防や社会参加に向けた取組や通いの場の創出
生活習慣病予防に対する運動の効果の普及啓発
運動の継続と習慣化を促す仕掛けづくり
スポーツイベント開催や周知
自宅でできるトレーニングを推進
企業が実施する運動・スポーツ事業の支援
インクルーシブスポーツの推進
公園等での外遊びや体を動かす遊びの推奨、スクリーンタイムを減らす必要性の啓発
親子で参加できる体を動かすイベントや講座等の開催
乳幼児期の保護者に対する、子どもの成長発達と運動に関する啓発
各学校の健康課題の解決に向けた取組への協力

アウトプット/アクティビティ指標
よこはまウォーキングポイント利用者の平均歩数
腰痛予防動画の視聴回数
シェアサイクルの利用者数
元気づくりステーションの参加者数
よこはまウォーキングポイントアクティブユーザー数
よこはまウォーキングポイントスタンプイベント等参加者数
市民参加型スポーツイベント支援事業参加者数
ー(R6年度取組なし)
健康経営認証事業所のよこはまウォーキングポイント参加数
インクルーシブスポーツ推進事業参加者数
『公園で遊ぼう ゆうぐで遊ぼう』リーフレット配布数
(にぎわい・スポーツ文化局スポーツ振興課)
3歳児健診受診率
小・中学校への集団健康教育参加者数(区づくり含む)

飲酒

インプット
Action1 職場での健康づくり
Action3 青年期からの意識啓発

取組
身体等への影響を啓発し節酒及び休肝日等の推奨
就寝前の飲酒等、避けるべき飲酒の啓発
飲酒により悪影響等が出ている人への早期の相談勧奨や支援
高齢期の飲酒習慣が及ぼす健康への影響啓発
20歳未満への飲酒の危険性に関する啓発
周囲が20歳未満に対して不適切な飲酒を勧めないことの啓発

アウトプット/アクティビティ指標
働き世代向けチラシ(飲酒)掲載HP閲覧数
ー(R6年度取組なし)
大学生向けチラシ(喫煙/飲酒)配布数
ー(R6年度取組なし)

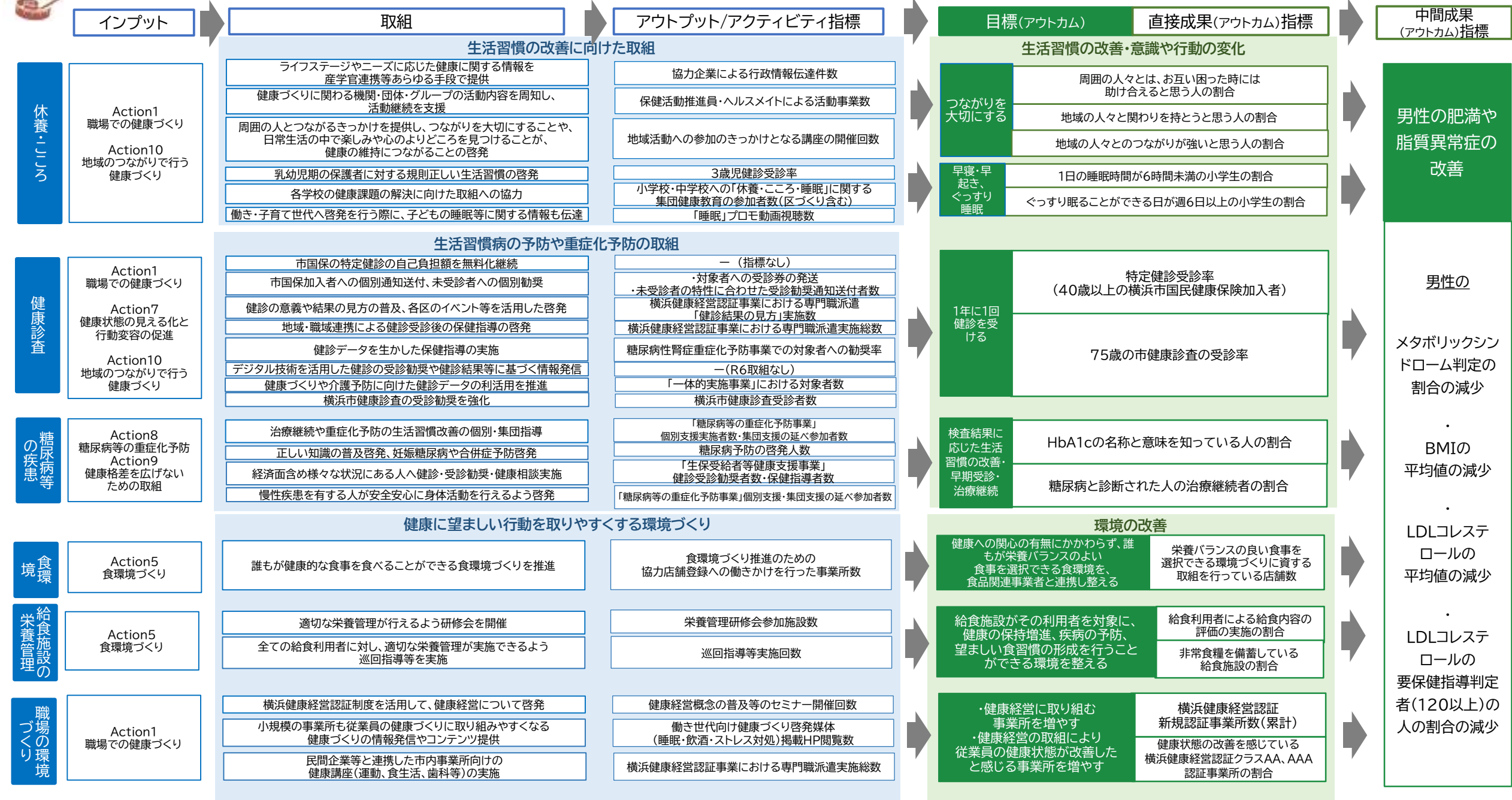
休養・睡眠

インプット
Action1 職場での健康づくり

取組
ストレスに気づき、早期に周囲に相談することの重要性の啓発
睡眠・積極的休養のタイミングやストレス対処法の周知
子育て中のメンタルヘルスや生活習慣病と睡眠不足との関連の啓発
質のよい睡眠を得る工夫や悪影響を与える習慣の周知

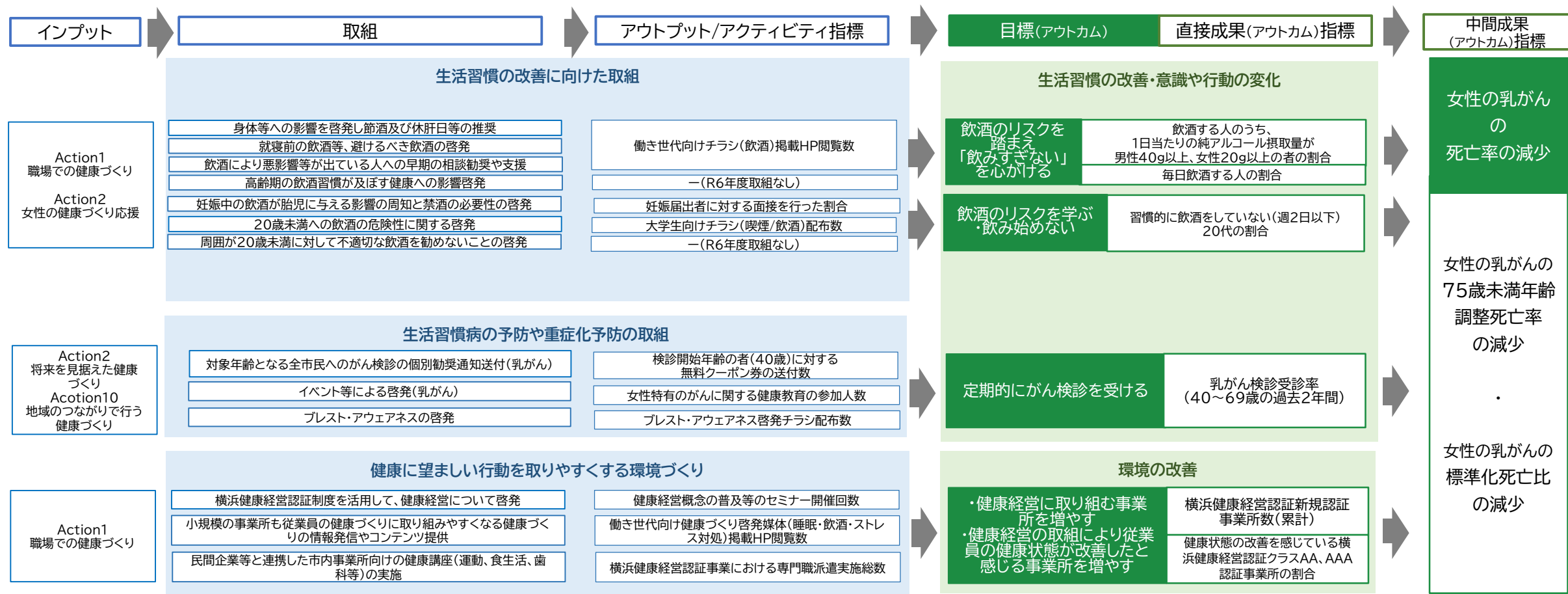
アウトプット/アクティビティ指標
働き世代向けチラシ(ストレス対処)掲載HP閲覧数
働き世代向けチラシ(睡眠)掲載HP閲覧数

2 男性の肥満や脂質異常症の改善 ロジックモデル 2/2





女性の乳がんの死亡率の減少





糖尿病の重症化の減少 1/2

インプット

取組

アウトプット/アクティビティ指標

目標(アウトカム)

直接成果(アウトカム)指標

中間成果
(アウトカム)指標

栄養・食生活

Action1
職場での健康づくり

Action5
食環境づくり

Acotion10
地域のつながりで行う健康づくり

健診・相談・教室等で栄養バランスのよい食事や食生活に関する啓発
各学校の健康課題(運動、食事、休養、睡眠等)の解決に向けた取組への協力

学校、保育所等での給食等を通じて食育の実践

性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活に関する啓発
個別相談や講座等の中で栄養・食生活に関する啓発

「栄養バランスのよい食事」についてわかりやすい媒体での啓発
身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座を通じた栄養・食生活に関する啓発

性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活に関する啓発
個別相談や講座等の中で栄養・食生活に関する啓発

身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座を通じた栄養・食生活に関する啓発

学生や働き・子育て世代への栄養・食生活に関する啓発

個別栄養相談延べ人数・集団健康教育延べ人数

学生や働き・子育て世代を対象とした啓発の回数

(教育委員会健康教育・食育課、こども青少年局保育・教育支援課)

個別栄養相談延べ人数・集団健康教育延べ人数

リーフレット配布数

身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座の参加人数

個別栄養相談延べ人数・集団健康教育延べ人数

身近で多様な生活の場におけるイベントや出前講座の参加人数

学生や働き・子育て世代を対象とした啓発の回数

歯・口腔

Action1
職場での健康づくり

Action3
青年期からの意識啓発

Action10
地域のつながりで行う健康づくり

むし歯や歯周病予防のため、適切なセルフケアをする習慣が身につくよう啓発
歯の喪失や加齢等による口腔状況の変化に応じて、適切な口腔ケアを行う習慣が身につくよう啓発
学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報の啓発
オーラルフレイルを知っている人を増やし、自ら口腔機能の維持向上に取り組めるよう啓発

むし歯、歯肉炎の予防やよく噛んで食べる等の啓発、健全な口腔機能の発達支援
子どもの生活環境や健康状態、養育者の状況を把握し、適切に養育ができるよう支援

歯周病予防推進事業 参加人数

健康経営歯科出前講座 参加人数

オーラルフレイル予防推進事業 参加人数

乳幼児歯科健診 受診者数

運動

Action1
職場での健康づくり

Action7
健康状態の見える化と行動変容の促進

活動量の増加及び活動の質向上の重要性について啓発
日常的に歩きたくなる仕組みの創出、きっかけづくり
座りすぎ防止や仕事/家事の合間のストレッチの普及
日常や余暇の移動手段として、自転車活用を勧奨
介護予防や社会参加に向けた取組や通いの場の創出

生活習慣病予防に対する運動の効果の普及啓発
運動の継続と習慣化を促す仕掛けづくり

スポーツイベント開催や周知
自宅でするトレーニングを推進
企業が実施する運動・スポーツ事業の支援
インクルーシブスポーツの推進

公園等での外遊びや体を動かす遊びの推奨、スクリーンタイムを減らす必要性の啓発
親子で参加できる体を動かすイベントや講座等の開催
乳幼児期の保護者に対する、子どもの成長発達と運動に関する啓発
各学校の健康課題の解決に向けた取組への協力

よこはまウォーキングポイント利用者の平均歩数

腰痛予防動画の視聴回数
シェアサイクルの利用者数
元気づくりステーションの参加者数
よこはまウォーキングポイントアクティブユーザー数
よこはまウォーキングポイントスタンプイベント等参加者数
市民参加型スポーツイベント支援事業参加者数
ー(R6年度取組なし)
健康経営認証事業所のよこはまウォーキングポイント参加数
インクルーシブスポーツ推進事業参加者数

『公園で遊ぼう ゆうぐで遊ぼう』リーフレット配布数
(にぎわい・スポーツ文化局スポーツ振興課)

3歳児健診受診率
小・中学校への集団健康教育参加者数(区づくり含む)

喫煙

Action1
職場での健康づくり
Action6
禁煙支援・受動喫煙防止

職場の力を活用した禁煙チャレンジの支援

禁煙にチャレンジしやすい風土づくり

生活に変化のある機会を捉えた周知・情報提供

横浜健康経営認証事業における専門職派遣「禁煙チャレンジ支援」実施事業所数
健康経営認証事業所向け「禁煙チャレンジ支援」セミナー参加者数
高校生・大学生・保護者・妊婦とその家族向けチラシ配布数

生活習慣の改善・意識や行動の変化

1日3食、栄養バランスよく食べる

朝食を欠食する小・中学生の割合
食に関心をもち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生徒の割合
朝食を欠食する若い世代(20～30代)の割合
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている市民の割合
1日当たりの野菜摂取量の平均値
1日当たりの食塩摂取量の平均値

適正体重を維持する

家庭で体重を測定する習慣のある者(週に1回以上)の割合(20歳以上)
20～60代男性の肥満(BMI25以上)の者の割合
40～60代女性の肥満(BMI25以上)の者の割合
20～30代女性のやせ(BMI18.5未満)の者の割合
低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者(65歳以上)の割合

「口から食べる」を維持する

40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合
20歳以上における未処置歯を有する者の割合
50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合
80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
20代～60代における「オーラルフレイル」の言葉を知っている者の割合

しっかり噛んで食後は歯みがき

中学生における歯肉に異常のある割合
12歳児でむし歯のない者の割合
3歳児でむし歯のない者の割合
3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合

日常の中で「こまめに」動く

健康のために、健康のために、意識して体を動かしたり運動したりしている市民の割合
20～64歳で1日の歩数が8,000歩以上の人の割合
65歳以上で1日の歩数が6,000歩以上の人の割合
座ったり寝転がったりして過ごす時間が長い人の割合

定期的に「しっかり」運動する

20～64歳で1回30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合

65歳以上の1回30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合

体を動かすことを楽しむ

週3回以上、授業以外に運動やスポーツをする子どもの割合

運動やスポーツをすることが好きな子どもの割合

禁煙チャレンジ

喫煙者のうちタバコを今すぐやめたい人の割合
20歳以上の喫煙率

糖尿病の重症化の減少

HbA1c8.0%以上の人の割合の減少



糖尿病の重症化の減少 2/2

喫煙

飲酒

休養・こころ

糖尿病等の疾患

食環境

給食施設の栄養管理

受動喫煙防止

職場の環境づくり

インプット

Action6
禁煙支援・
受動喫煙防止

Action1
職場での健康づくり

Action2
女性の健康づくり応援

Action3
青年期からの意識啓発

Action1
職場での健康づくり

Action10
地域のつながりで行う健康づくり

Action8
糖尿病等の重症化予防
Action9
健康格差を広げないための取組

Action5
食環境づくり

Action5
食環境づくり

Action6
禁煙支援
・受動喫煙防止

Action1
職場での健康づくり

取組

20歳未満と同居する人への禁煙支援

受動喫煙による健康被害の啓発

20歳未満への喫煙防止教育

身体等への影響を啓発し節酒及び休肝日等の推奨

就寝前の飲酒等、避けるべき飲酒の啓発

飲酒により悪影響等が出ている人への早期の相談勧奨や支援

高齢期の飲酒習慣が及ぼす健康への影響啓発

20歳未満への飲酒の危険性に関する啓発

周囲が20歳未満に対して不適切な飲酒を勧めないことの啓発

妊娠中の飲酒が胎児に与える影響の周知と禁酒の必要性の啓発

ストレスに気付き、早期に周囲に相談することの重要性の啓発

睡眠・積極的休養のタイミングやストレス対処法の周知

子育て中のメンタルヘルスや生活習慣病と睡眠不足との関連の啓発

質のよい睡眠を得る工夫や悪影響を与える習慣の周知

ライフステージやニーズに応じた健康に関する情報を産学官連携等あらゆる手段で提供

健康づくりに関わる機関・団体・グループの活動内容を周知し、活動継続を支援

周囲の人とつながるきっかけを提供し、つながりを大切にすることや、日常生活の中で楽しみや心のよりどころを見つけることが、健康の維持につながることを啓発

乳幼児期の保護者に対する規則正しい生活習慣の啓発

各学校の健康課題の解決に向けた取組への協力

働き・子育て世代へ啓発を行う際に、子どもの睡眠等に関する情報も伝達

生活習慣病の予防や重症化予防の取組

治療継続や重症化予防の生活習慣改善の個別・集団指導

正しい知識の普及啓発、妊娠糖尿病や合併症予防啓発

経済面含め様々な状況にある人へ健診・受診勧奨・健康相談実施

慢性疾患を有する人が安全安心に身体活動を行えるよう啓発

健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり

誰もが健康的な食事を食べることができる食環境づくりを推進

適切な栄養管理が行えるよう研修会を開催

全ての給食利用者に対し、適切な栄養管理が実施できるよう巡回指導等を実施

店舗の巡回や会議等での法の周知、職場での相談対応

喫煙スポットでの巡回・啓発の実施、屋外灰皿等の管理者に配慮の依頼

公園をはじめとした子どもたちの利用が多い公共の場所での受動喫煙防止啓発の強化

家庭内や子どもの受動喫煙防止について啓発

横浜健康経営認証制度を活用して、健康経営について啓発

小規模の事業所も従業員の健康づくりに取り組みやすくなる健康づくりの情報発信やコンテンツ提供

民間企業等と連携した市内事業所向けの健康講座(運動、食生活、歯科等)の実施

アウトプット/アクティビティ指標

未成年の保護者及び妊婦とその家族への禁煙啓発実施 延べ回数

受動喫煙による健康被害に関する事業 実施回数

小・中・高・大学への喫煙防止教育 実施回数

働き世代向けチラシ(飲酒)掲載HP閲覧数

ー(R6年度取組なし)

大学生向けチラシ(喫煙/飲酒)配布数

ー(R6年度取組なし)

妊娠届出者に対する面接を行った割合

働き世代向けチラシ(ストレス対処)掲載HP閲覧数

働き世代向けチラシ(睡眠)掲載HP閲覧数

協力企業による行政情報伝達件数

保健活動推進員・ヘルスメイトによる活動事業数

地域活動への参加のきっかけとなる講座の開催回数

3歳児健診受診率

小学校・中学校への「休養・こころ・睡眠」に関する集団健康教育の参加者数(区づくり含む)

「睡眠」プロモ動画視聴数

「糖尿病等の重症化予防事業」個別支援・集団支援の延べ参加者数

糖尿病予防の啓発人数

「生保受給者等健康支援事業」健診受診勧奨者数・保健指導者数

「糖尿病等の重症化予防事業」個別支援・集団支援の延べ参加者数

目標(アウトカム)

直接成果(アウトカム)指標

タバコの害を学ぶ・吸い始めない

20代の喫煙率

20歳未満と同居する者の喫煙率

飲酒のリスクを踏まえ「飲みすぎない」を心がける

飲酒する人のうち、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合

毎日飲酒する人の割合

飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない

習慣的に飲酒をしていない(週2日以下)20代の割合

睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する

睡眠で休養が取れている人の割合

睡眠時間が6～9時間(60歳以上は、6～8時間)の人の割合

悩みやストレスがあるが相談できていない人の割合

横浜健康経営認証事業所のうちメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合

つながりを大切にする

周囲の人々とは、お互い困った時には助け合えると思う人の割合

地域の人々と関わりを持とうと思う人の割合

地域の人々とのつながりが強いと思う人の割合

早寝・早起き、ぐっすり睡眠

1日の睡眠時間が6時間未満の小学生の割合

ぐっすり眠ることができる日が週6日以上の子どもの割合

検査結果に応じた生活習慣の改善・早期受診・治療継続

糖尿病と診断された人の治療継続者の割合

HbA1cの名称と意味を知っている人の割合

環境の改善

健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を選択できる食環境を、食品関連事業者と連携し整える

栄養バランスの良い食事を選択できる環境づくりに資する取組を行っている店舗数

給食施設がその利用者を対象に、健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を行うことができる環境を整える

給食利用者による給食内容の評価の実施の割合

非常食糧を備蓄している給食施設の割合

あらゆる場において市民が受動喫煙をする機会を減らす

非喫煙者のうち日常生活の中で受動喫煙の機会を有する者の割合

・健康経営に取り組む事業所を増やす
・健康経営の取組により従業員の健康状態が改善したとを感じる事業所を増やす

横浜健康経営認証新規認証事業所数(累計)

健康状態の改善を感じている横浜健康経営認証クラスAA、AAA認証事業所の割合

中間成果(アウトカム)指標

糖尿病の重症化の減少

HbA1c8.0%以上の人の割合の減少

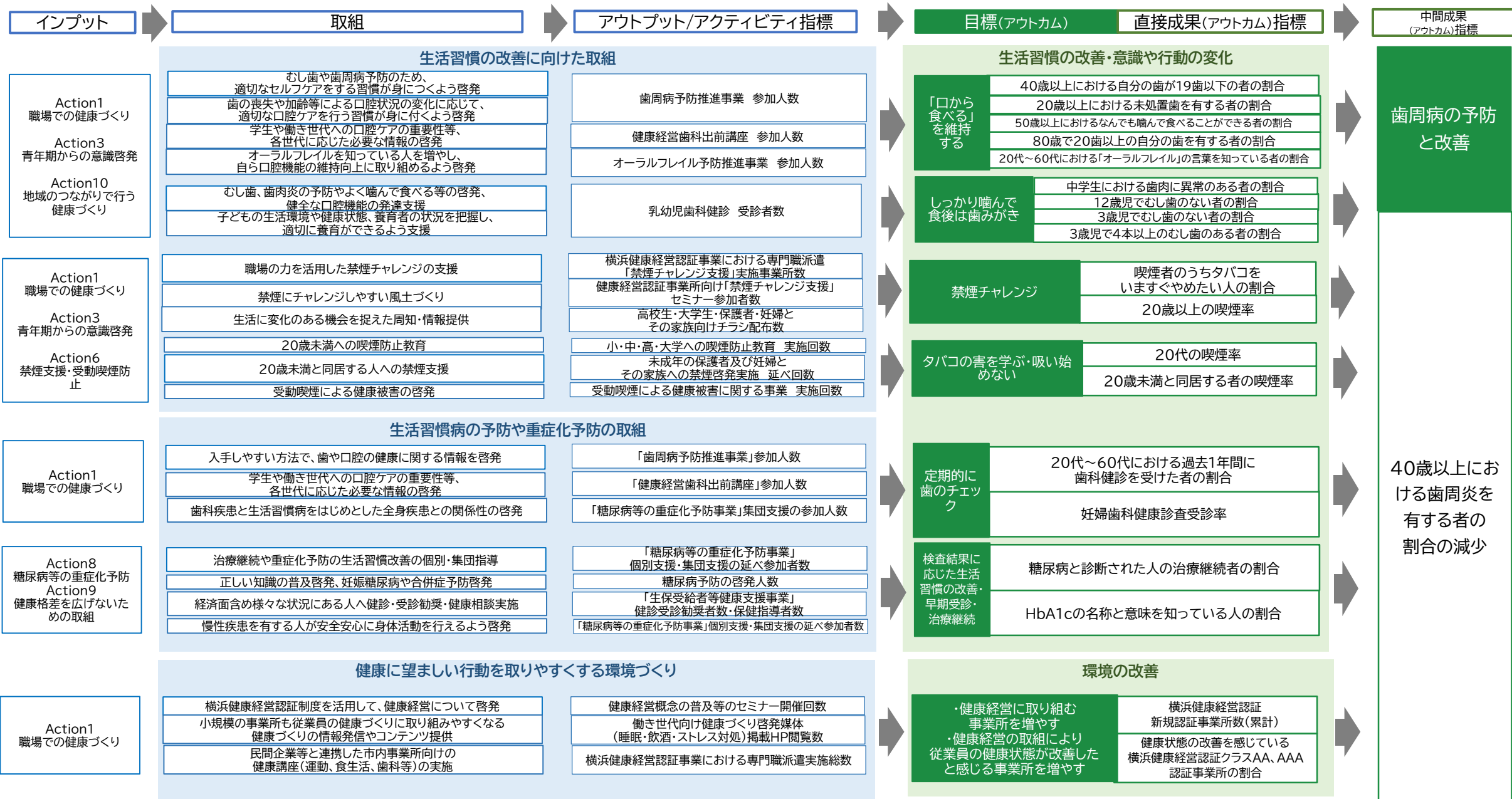


喫煙・受動喫煙の減少



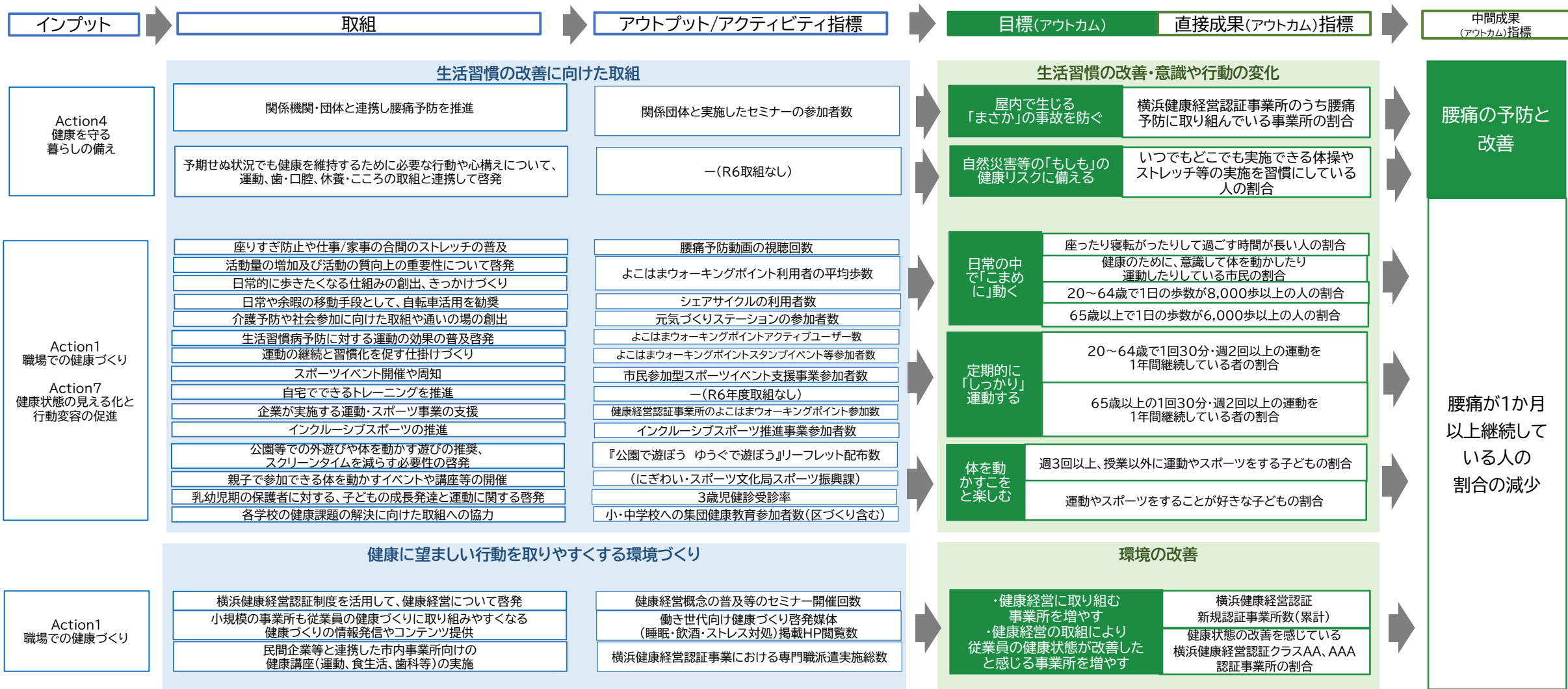


歯周病の予防と改善



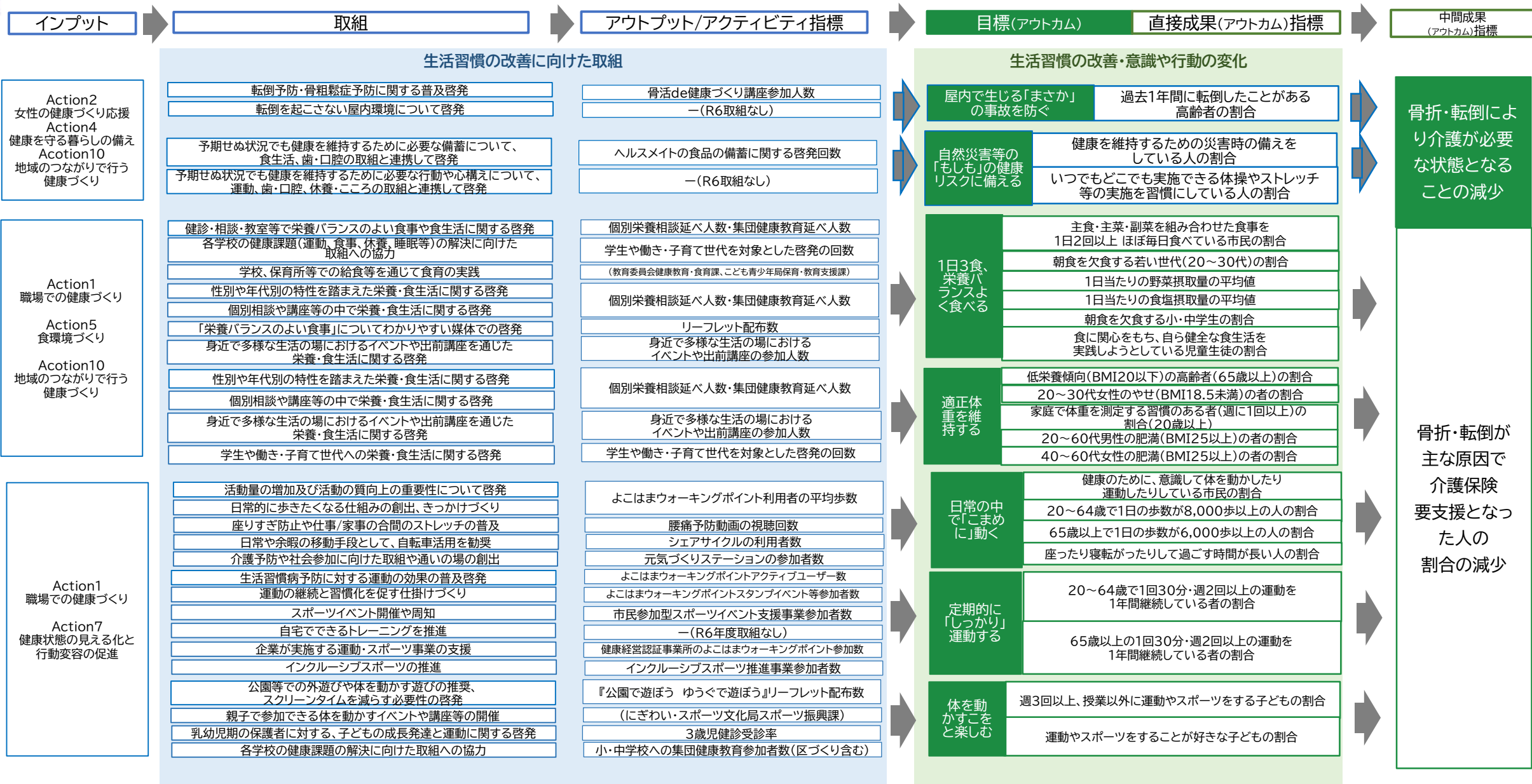


腰痛の予防と改善



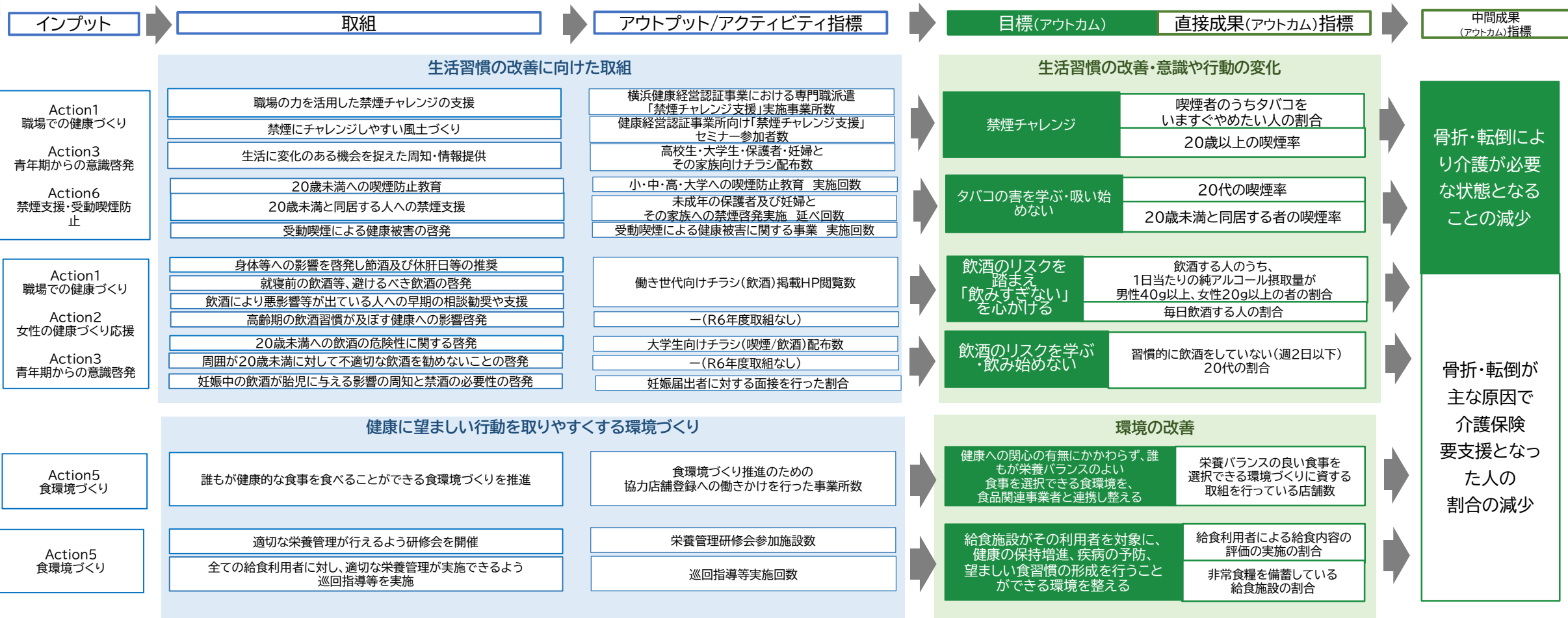


骨折・転倒により介護が必要な状態となることの減少 1/2



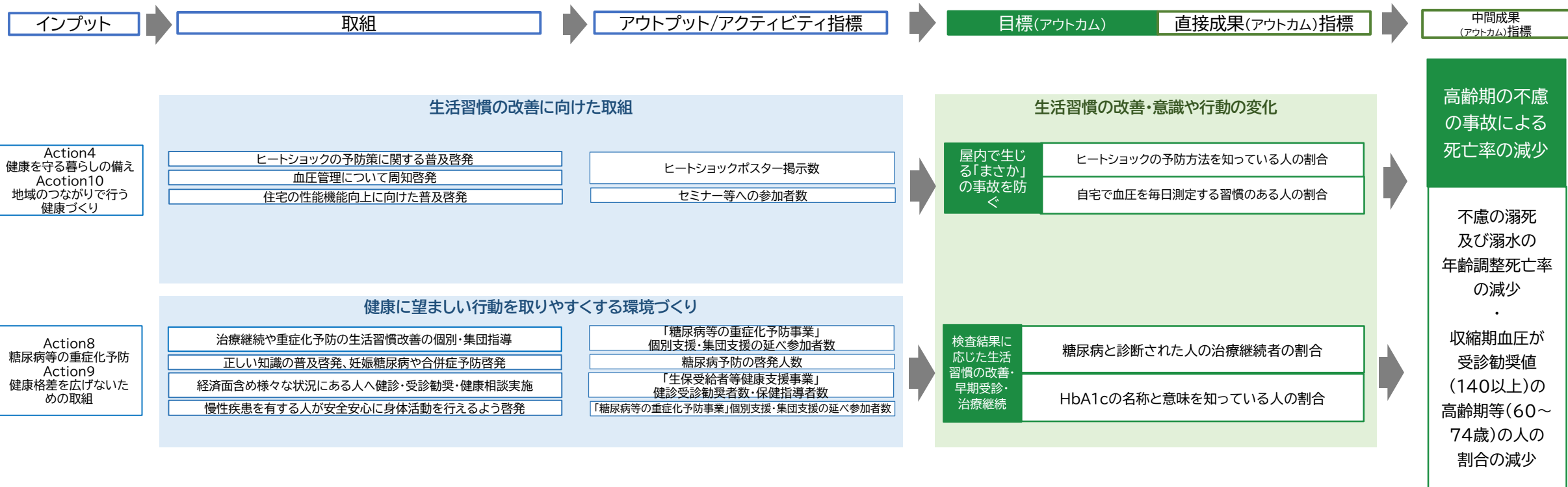


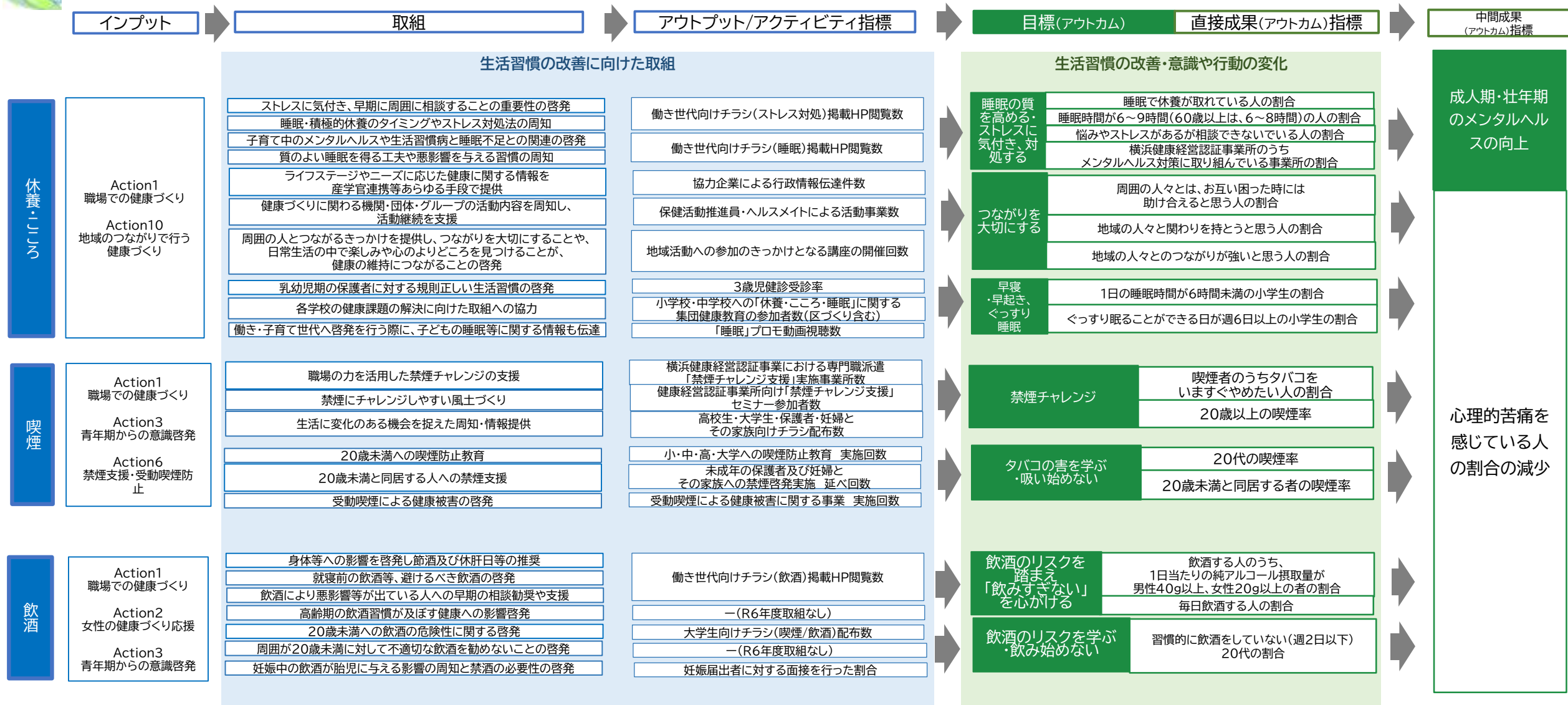
骨折・転倒により介護が必要な状態となることの減少 2/2

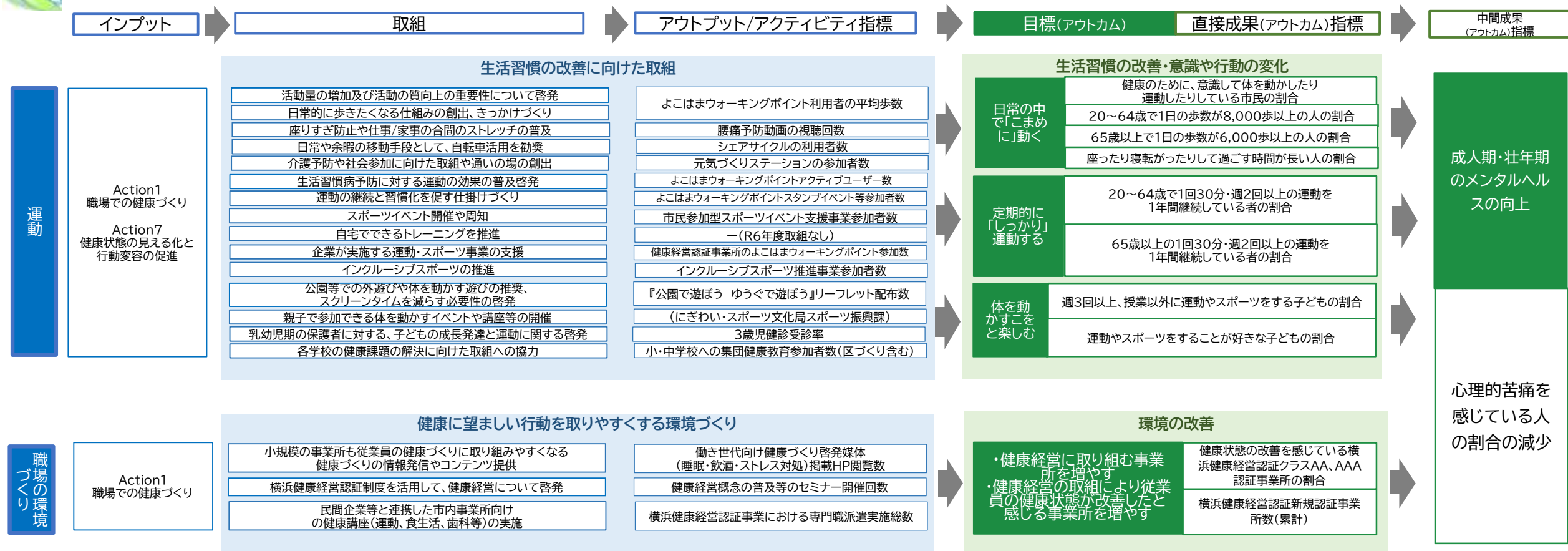




高齢期の不慮の事故による死亡率の減少







よこはま健康アクション[R6-R11]

主要な健康課題(中間目標)との関係性 取組テーマとの関係性



よこはま健康アクション[R6-R11]

「第3期健康横浜21」の計画前半で、重点的に取り組む、10のActionです。

- Action 1
職場を通じた
健康づくり
- Action 2
女性の健康
づくり応援
- Action 3
青年期からの
意識啓発
- Action 4
健康を守る
暮らしの備え
- Action 5
食環境づくり
- Action 6
禁煙支援・
受動喫煙防止
- Action 7
健康状態の見える化と
行動変容の促進
- Action 8
糖尿病等の
重症化予防
- Action 9
健康格差を広げな
いための取組
- Action 10
地域のつながりで
行う健康づくり

よこはま健康アクション

～健康寿命の延伸に向けた10の重点取組～

実施期間：令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

横浜市では、生活習慣病の予防を中心とした市民の総合的な健康づくりの指針である「第3期健康横浜21～横浜市健康増進計画・食育推進計画・食育推進計画～」(計画期間：令和6年度～令和17年度)を推進しています。「よこはま健康アクション(R6-R11)」は、計画期間前半で重点的に推進する取組です。

市民の皆様が生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう、行政が中心となり、地域の様々な関係機関・団体、民間事業者、大学等と共に取り組んでいます。

横浜市

将来を見据えた健康づくりの強化

高齢期に至るまでの健康を保持するために、高齢者の健康を支えるとともに、若い世代から健康に関心を持てるような取組を推進します。

Action 1 職場を通じた健康づくり

働く人が増加し、家庭や地域に加え、職場における健康づくりがより一層重要になっていきます。従業員の健康を重視した取組を行う事業所を増やし、その取組を支援します。

取組例 健康経営の普及や、栄養・食生活、歯・口腔、健診受診啓発、労務サポート、すきま時間の運動、睡眠、ストレス対策等に關する施策における取組の支援

Action 2 女性の健康づくり応援

女性特有の健康課題を踏まえ、健康づくりを支える取組を行います。

取組例 40～50歳代の女性特有の健康課題を踏まえ、乳がん予防啓発、骨粗鬆症予防啓発、ストレス対策等に關する取組

Action 3 青年期からの意識啓発

学校生活等で忙しく、健康に關心が向かいにくい若い世代に対して、効果的なアプローチ方法を用いて、意識啓発に取り組めます。

取組例 大学や専門学校等との連携による健康な食生活と食生活に関する取組、喫煙防止教育に關する取組

Action 4 健康を守る暮らしの備え

国内で生じる不慮の事故として、高齢者の転倒のリスクが多くなっています。入浴時の急な温度変化が血圧等の体に与える影響(バートショック)による事故の予防方法を図解します。

取組例 血圧管理の大切さとバートショック予防の啓発に關する取組

自然に健康になれる環境づくり

個人の生活習慣の改善へのアプローチに加えて、誰もが健康に望ましい行動を取りやすくする環境を整えることに取り組みます。

Action 5 食環境づくり

健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を自然に選択できるよう、食品調達事業や健康増進とともに、食品の調製や販売できる環境づくりに取り組みます。

取組例 民間企業と連携した健康に配慮した商品の開発、小規模農家の加工、健康増進の取組等に關する取組

Action 6 禁煙支援・受動喫煙防止

広く禁煙啓発を行うとともに、職場をめぐる禁煙チャレンジを支援し、働き子育て世代の取組を促すことにより、子どもをたばこの害から守ります。あわせて、飲食店等への密閉や換気への配慮の呼び掛けを通じ、あらゆる場所での受動喫煙防止に取り組めます。

取組例 子どもと同居する世代への禁煙チャレンジの支援、受動喫煙防止対策の推進

デジタル技術等の更なる活用

スマートフォン等の普及に伴い、多数・ヘルスケアデータの記録やマイナポータル連携による健診データ等の取得が容易になっており、これらを事業に活用していきます。

Action 7 健康状態の見える化と行動変容の促進

記録されたデータ等を活用して、自身の健康状態をわかりやすく見える化し、アドバイスや将来予測をすることで行動変容を促す仕組みを検討します。

取組例 市民の行動変容を促進し、総合的に健康づくりを支援するアプリ等の導入検討

Action 8 糖尿病等の重症化予防

糖尿病等の治療継続や重症化予防のための生活習慣改善が必要な方を対象とした個別及び集団のアプローチを行います。

取組例 特定健診でHbA1c(ヘモグロビンエーワンシー)が高かった方などを対象に、健診結果の見える化や食生活・運動等の生活習慣に關する健康相談を実施

※HbA1c(ヘモグロビンエーワンシー)は過去1～2か月間の平均血糖値の指標であり血糖値を測定する機器と測定方法によって値が異なることには注意が必要です。

Action 9 健康格差を広げない取組

経済困難を食糧不安な状況にある方へ、健康診査や医療機関受診の助成、健康相談を行います。

取組例 生活保護受給者等の健康づくりを支援

地域人材の育成／活動支援

地域における健康づくりの仲間となる人材の育成や活動支援を行います。

Action 10 地域のつながりで行う健康づくり

保健活動推進員や食生活改善推進員などと連携し、地域の健康課題やニーズを踏まえながら、地域のつながりを生かした健康活動等に取り組めます。

取組例 保健活動推進員や食生活改善推進員と連携して、生活習慣病予防やフレイル・オーラルフレイル予防等を推進

よこはま健康アクションについて

よこはま健康アクション[R6-R11]と第3期健康横浜21取組テーマ

※それぞれのActionがどの取組テーマと関係しているか示したものです。

第3期健康横浜21
取組テーマ

将来を見据えた健康づくりの強化				自然に健康になれる環境づくり		デジタル技術等の 更なる活用	誰も取り残さない健康支援		地域人材の育成/ 活動支援
Action 1 職場を通じた 健康づくり	Action 2 女性の健康 づくり応援	Action 3 青年期からの 意識啓発	Action 4 健康を守る 暮らしの備え	Action 5 食環境づくり	Action 6 禁煙支援・ 受動喫煙防止	Action 7 健康状態の見える化と 行動変容の促進	Action 8 糖尿病等の 重症化予防	Action 9 健康格差を広げな いための取組	Action 10 地域のつながりで行 う健康づくり
栄養・食生活	栄養・食生活	栄養・食生活	栄養・食生活	栄養・食生活		栄養・食生活	栄養・食生活	栄養・食生活	栄養・食生活
歯・口腔		歯・口腔	歯・口腔		歯・口腔	歯・口腔	歯・口腔	歯・口腔	歯・口腔
喫煙		喫煙			喫煙	喫煙		喫煙	喫煙
飲酒	飲酒	飲酒				飲酒	飲酒	飲酒	飲酒
運動	運動		運動			運動	運動	運動	運動
休養・こころ	休養・こころ		休養・こころ			休養・こころ		休養・こころ	休養・こころ
暮らしの備え	暮らしの備え		暮らしの備え			暮らしの備え		暮らしの備え	暮らしの備え
健康診査						健康診査	健康診査	健康診査	健康診査
がん検診	がん検診	がん検診				がん検診		がん検診	がん検診
歯科健診		歯科健診			歯科健診	歯科健診		歯科健診	歯科健診
糖尿病等の疾 患						糖尿病等の疾 患	糖尿病等の疾 患	糖尿病等の疾 患	糖尿病等の疾 患
食環境づくり		食環境づくり		食環境づくり		食環境づくり	食環境づくり	食環境づくり	食環境づくり
給食施設の 栄養管理				給食施設の 栄養管理		給食施設の 栄養管理		給食施設の 栄養管理	給食施設の 栄養管理
受動喫煙防止 対策					受動喫煙防止 対策	受動喫煙防止 対策		受動喫煙防止 対策	受動喫煙防止 対策
職場における 健康づくり	職場における 健康づくり			職場における 健康づくり		職場における 健康づくり		職場における 健康づくり	職場における 健康づくり

よこはま健康アクション[R6-R11]と主要な健康課題

※それぞれのActionがどの主要な健康課題と関係しているか示したものです。

←特にActionと
関係が強い課題

将来を見据えた健康づくりの強化			自然に健康になれる環境づくり		デジタル技術等の 更なる活用	誰も取り残さない健康支援		地域人材の育成/ 活動支援	
Action 1 職場を通じた 健康づくり	Action 2 女性の健康 づくり応援	Action 3 青年期からの 意識啓発	Action 4 健康を守る 暮らしの備え	Action 5 食環境づくり	Action 6 禁煙支援・ 受動喫煙防止	Action 7 健康状態の見える化と 行動変容の促進	Action 8 糖尿病等の 重症化予防	Action 9 健康格差を広げな いための取組	Action 10 地域のつながりで行 う健康づくり

主要な健康課題

(中間目標)